

分散型エネルギーシステムへの新規参入のための手引き

令和3年12月

最終改定令和5年4月（第1.1版）

資源エネルギー庁

目 次

はじめに

第1章 分散型エネルギーシステムの意義.....	1
1. 分散型エネルギーシステムへの期待.....	1
(1) 分散型エネルギーシステムとは	1
(2) 分散型エネルギーシステムが果たすべき役割と期待される効果	1
(3) 分散型エネルギーシステムが目指すべき方向性	3
2. 分散型エネルギーシステムの事業類型	7
(1) 分散型エネルギーシステムの事業類型	7
(2) 分散型エネルギーシステムの電気事業法上のライセンス等	8
(3) 分散型エネルギーシステム事業の事業類型の選択	18
第2章 配電事業参入の手引き	22
1. 配電事業参入に当たる全体フロー.....	22
2. 事業イメージの検討	23
(1) 事業概要の検討	23
(2) 候補地の選定	23
3. 事業の詳細検討と関係者との調整.....	25
(1) 関連情報の入手	25
(2) 事業計画書等の作成	27
(3) 自治体・需要家等への説明	30
(4) 電力広域的運営推進機関への加入準備	32
4. 参入許可申請.....	33
(1) 参入許可申請書類の作成	33
(2) 事業計画書の記載例	34
(3) 許可審査基準	40
(4) 許可通知書の受領	41
5. 事業開始前準備	42
(1) 許可後の詳細な系統情報等の入手	42
(2) 引継計画の作成	44
(3) 託送供給等約款の作成	61
(4) 自治体・需要家等への説明	71
(5) 供給計画の届出	72
(6) 保安上の法規制と留意事項	73
6. 事業開始（事業実施期間中の留意事項）	76
(1) 配電事業者の基本的な業務	76
(2) 保安上の法規制と留意事項	82
(3) 毎年度の会計報告・収支公表	86

(4) 託送供給等約款の変更届出、引継計画変更承認（軽微な変更含む）	86
(5) 兼業規制・行為規制	86
(6) 電力広域的運営推進機関への特別会費等の支払い	93
(7) 電源開発促進税の申告・納付手続について	93
7. 事業の休廃止	94
(1) 事業の休止及び廃止の許可申請書類の作成	95
(2) 休止又は廃止のための計画の作成	95
(3) 休廃止の許可審査基準	96
(4) 保証金（積立金）の取り崩しとフロー	96

巻末

（参考：電気事業法の関連条文早見表）

（参考：配電事業者が主に参照するガイドライン）

改版履歴

はじめに 「分散型エネルギーシステムへの新規参入のための手引き」について

地域に存在する再生可能エネルギーや蓄電池など、分散型エネルギー源を活用した分散型エネルギーシステムについては、エネルギーシステムの強靭化や脱炭素化に資するものとして、自然災害の激甚化・頻発化、2050年カーボンニュートラル実現などの大きな流れの中で、近年、その重要性を一層増しています。

こうした問題意識を背景に、令和2年6月に成立した「強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（エネルギー供給強靭化法）」において、配電事業ライセンスが創設されることになりました。また、令和3年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」においても、分散型電力システムの構築について、推進していくことが確認されるなど、今後、その事業環境整備が進められていくこととなります。

一方で、これまで、配電分野については、一般送配電事業者が主に担ってきたことから、いざ配電事業ライセンスが創設されたとしても、新規参入を検討される事業者の方にとっては、どういった検討をすればよいのか、あるいは、どういった情報を得る必要があるのか分からぬといった声もあろうかと思います。

「分散型エネルギーシステムへの新規参入のための手引き」は、こういった新規参入する上でのハードルの存在に鑑み、配電事業をはじめとする分散型エネルギーシステムへの新規参入を検討する方の事業計画・参入準備の一助とすべく、配電事業の意義、事業類型や事業化可能性の検討の方策、配電事業参入にあたっての関係各所との調整事項や必要な申請等をまとめ、事業を検討される方にとって理解しやすいよう、類似事例や考え方の例を紹介した資料となります。

様々な主体が配電事業をはじめとする分散型エネルギーシステムに参入し、イノベーションの担い手となることが、分散型エネルギーシステムの発展に大きく寄与し、もって我が国のエネルギーシステム全体の強靭化、脱炭素化の進歩が飛躍するものと考えています。本手引きが、多くの事業者の事業参入の参考となり、事業検討に資することを期待しております。

第1章 分散型エネルギーシステムの意義

1. 分散型エネルギーシステムへの期待

(1) 分散型エネルギーシステムとは

分散型エネルギーシステムとは、一般的には、電力システムの上流からの電力供給に依拠するのではなく、比較的下位の系統において、地域に存在する分散型エネルギー等を活用しながらエネルギー供給を行うようなエネルギーシステムとして観念されます。

ここで言う分散型エネルギーには、様々な様態のものがあると考えられますが、地域に存在する太陽光発電設備、風力発電設備といった再生可能エネルギー源や蓄電池、各家庭で保有するEVといったものが、その代表的な例として考えられます。

こうした分散型エネルギーは、単体で存在している限りにおいては、基本的には、個々の機器の性能分でしかエネルギーシステムに貢献できませんが、これらが様々な技術で統合され、一体的な運用が可能となれば、需給調整や供給力の供出といった局面において、そのポテンシャルを余すところなく発揮することができます。まさに、分散型エネルギーシステムとは、こうした分散型エネルギーを統合・一体運用するシステムであり、近年のデジタル技術のめざましい進展とあいまって、その取組がこれまで以上に高度化し、存在感を示しているところです。

(2) 分散型エネルギーシステムが果たすべき役割と期待される効果

前項で説明した分散型エネルギーシステムは、今日のエネルギーシステムが直面している課題に対するソリューションとして大きなポテンシャルを有しています。とりわけ、「2050年カーボンニュートラル」の実現や、電力インフラのレジリエンス強化といった課題の解決について、大きく貢献することが期待されています。

まず、分散型エネルギーシステムは、エネルギーシステムの脱炭素化を促進し、カーボンニュートラルの実現に貢献することができると考えられます。

そもそも、分散型エネルギーシステムは、再生可能エネルギーを活用するケースが多く、その広がりは、直接的に、再生可能エネルギーの拡大につながります。こうした直接的な効果に加えて、例えば、再生可能エネルギーをはじめとする分散型電源を導入するためには、低圧系統への連系申し込みの増加に対応するための系統増強、とりわけ上位系統の増強等の対策が必要になるケースがみられますが、こうした系統の増強には、一定のコストと時間がかかってしまいます。また、そもそも、低圧系統への分散型電源の接続が進むと、個別のローカル系統や配電系統における分散型電源の混雑管理を日常的に行う必要性も高まると考えられます。

こうした中で、配電網を運用する事業者が、他のプラットフォーマーとの連携等により、配電エリアにおけるデジタル技術による出力制御の高度化や、地域の分散エネルギーによるフレキシビリティを活用した高度な系統運用を行うことで、下位系統の混雑管理の主体として、前述の設備増強を回避しつつ、再生可能エネルギーの大量導入に貢献することが期待されます。これは、上位系統を維持・運用している一般送配電事業者のコスト削減にも寄与し、ひいては社会コスト低減にもつながっていく可能性があります。また、分散型エネルギーシステムを通じて、家庭の周囲にある分散型リソースを賢く統合的に使うことで、家庭部門の省エネを更に推進することも可能になります。

こうした、直接・間接の効果により、分散型エネルギーシステムの広がりは、カーボンニュートラルの実現に向けた取組として位置づけられるものと考えられます。

次に、分散型エネルギーシステムは、激甚化・頻発化する自然災害に備えた、電力インフラのレジリエンス強化にもつながります。

例えば、2018年夏に発生した平成30年北海道胆振東部地震や、2019年の台風第15号、台風第19号によって、大規模停電や送電線等への被害が生じました。特に、2019年の台風15号による千葉県内の停電等では、山間部において、配電線に飛来物が衝突し被害を受けるケースや、被害箇所までの道が倒木等で塞がれ、配電系統末端の復旧まで時間を要したケースがあり、エネルギーの安定供給確保に資する電力インフラのレジリエンス強化の重要性が再認識されたところです。

分散型エネルギーシステムでは、平常時は主要系統と接続しつつ、災害時は配電系統等に接続している再生可能エネルギー電源等の分散型電源を利用し、独立運用を行うことができる事業モデルも考えられます。例えば、分散型エネルギーシステムのうち配電事業ライセンスが普及すれば、災害時においても、配電エリア内の需要家に対して電力供給サービスを継続し提供することが可能となる効果や、このようなサービスを一般送配電事業者の設備の譲渡や貸与を受けてより広いエリアで行うことが可能となる効果が期待されています。

分散型エネルギーシステムが果たす役割は、こうした脱炭素化への対応や、レジリエンス強化にとどまりません。例えば、分散型エネルギーシステムは電力システムのデジタル化とも親和性が高いと考えられます。すなわち、電力システムの需要側リソースとAI/IoTを活用することで、これまでの需要家が、プロシューマとして、新たな電力取引ビジネスの担い手となることも考えられます。電力産業が他の産業とつながるための触媒として、分散型エネルギーシステムが、電力システムのイノベーションに貢献する未来も期待されます。

また、分散型エネルギーシステムの活用によって住民サービスの質の向上や産業育成等による地域の課題解決効果も期待されるところです。例えば、ドイツの自治体出資の公営企業であるシュタットベルケでは、ガス、水道、熱供給、通信、市内交通等広範な事業を行ながら配電事業を行う事業者も存在しています。こうした事業者が地域密着型の事業により地域の顧客のニーズを理解したサービスを提供する事で、域内住民の利便性を高める結果となっています。こうした取組は、分散型エネルギーの地

産地消により、域内経済循環や雇用創出による地域活性化にも貢献し得るものとして捉えることができます。

（3）分散型エネルギー・システムが目指すべき方向性

令和3年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」は、前項でも言及した、気候変動問題への対応とエネルギー需給構造の抱える課題の克服という大きな二つの視点を踏まえて策定されています。

すなわち、人類共通の喫緊の課題として認識されている気候変動問題については、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言したことを踏まえ、グリーン・トランジション（GX）やデジタル・トランジション（DX）といった大きな変革のうねりを的確に捉え、民間の大胆な投資とイノベーションを促しつつ、カーボン・ニュートラルの実現に向けてあらゆる主体が取り組んでいくこととされています。今後のエネルギー政策を検討するにあたり、こうした世界的な潮流を議論の前提として意識することが重要になります。

同時に、気候変動問題への対応を念頭とした上で、我が国のエネルギー需給構造の変革も遂行していくかなければなりません。高度成長期に構築されたエネルギー設備の高経年化が進む中にあって、自然災害の大規模化といった要因も重なり、高度成長期以降では類を見ない大規模停電が発生するなど、安定供給の重要さが再認識されているところ、将来にわたる強靭で安定的なエネルギー需給構造の確立に向けて、官民一体となった取組が引き続き求められています。

このように、カーボン・ニュートラルへの対応の文脈でのエネルギー転換・脱炭素化や、設備の高経年化、自然災害の激甚化といった大きなトレンドを踏まえた持続可能なインフラ整備・強化が進められていく中で、配電プラットフォームは、広域化・高度化する送電プラットフォームと対比して、より分散化・多層化が進んでいくと考えられます。

こうした潮流を踏まえつつ、次世代技術を活用した電力プラットフォームの将来像については、これまで、次世代電力プラットフォーム研究会で議論がなされ、配電プラットフォームについては、「運用高度化」「スマートメーター等の情報インフラ整備（データ活用等）」「新ビジネス参入環境整備（アグリゲーター、配電事業ライセンス、計量制度等）」「他産業との融合（電力×X）」といったコンセプトが打ち出されました。

こうしたコンセプトは、「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会」で具体的に設計がなされ、今般、エネルギー供給強靭化法として、電力データ活用に係る認定協会制度、地域において分散小型の電源等を含む配電網を運用する配電事業ライセンス、配電網の独立運用を可能とする指定区域供給制度、分散型リソース等を束ねて電気の供給を行うアグリゲーター（特定卸供給事業者）ライセンス、家庭用蓄電池等の分散型エネルギー・リソース等の更なる活用のための特定計量制度が措置されました。また、現行スマートメーターよりも高粒度のデータ収集を可能とする次世代スマートメーターの仕様についても議論が進められています。

今回措置された事項も活用しながら、様々な技術や知見を持つ新規参入者が分散型エネルギー・システムの担い手としてイノベーションを牽引し、次世代電力プラットフォームを構築していくエコシステムが生まれることが重要であり、分散型エネルギー・システムが、こうしたイノベーションのインキュベーターとしての役割を果たすことが期待されます。

■コラム：カーボンニュートラル実現とエネルギー需給構造変革にかかる分散型エネルギー・システムの事業環境

本文でも記載のあるとおり、気候変動問題、エネルギー需給構造の変革について、第6次エネルギー基本計画において、官民一体となった取組が期待されているところです。

こうした状況下で、近年、国内外における再生可能エネルギーの価格の低下が顕著となっており、再生可能エネルギー・蓄電・デジタル制御技術等を組み合わせた、脱炭素化に資するエネルギー・システムへの挑戦が、広く産業界で加速しています。

再生可能エネルギーの大量導入と活用においては、需要家のニーズを踏まえる視点が重要です。例えば、産業界を中心とした需要家は、脱炭素電源を調達し表示するニーズが高まっています。こうしたニーズへの対応として、需要家が直接脱炭素電源にアクセスできることを念頭に置いた、非化石価値取引市場の検討等が進められています。さらに、オフサイト型PPAによる他社融通が促進されるような環境整備、FIP制度やアグリゲーター等を通じた再生可能エネルギーの電力市場への統合を促す市場整備等が進んでいます。

上記のようなカーボンニュートラルの実現とエネルギー需給構造の変革にかかる動きの中で、分散型エネルギー・システムの導入が果たす役割は大きいです。分散型エネルギー・システムは、脱炭素化のみならず、災害時のエネルギーの供給や早期復旧の体制構築にも寄与し、電力・燃料のエネルギー・インフラの強靭化にも資する役割を担います。

また、近年では、新たなテクノロジーの台頭が顕著であり、電力需給・ネットワーク技術を活用したアグリゲーター等、分散型エネルギー・システム事業にかかる新たなプレイヤーやサービスが登場してきており、多様な事業機会が顕在化しつつあります。運輸部門におけるEVやFCVの導入拡大、地産地消型の再生可能エネルギーの普及や、コーポレート・ガバナンスの普及、蓄電池等の技術革新、AI・IoTの活用等、需要サイドが主導するような分散型エネルギー・システム事業の機会がますます拡大し、エネルギー需給構造がより効率的・生産的なものに刷新された社会の到来が見通されています。

以上のように、分散型エネルギー・システムは、経済と環境の好循環に寄与する社会経済構造のパラダイムシフトの一翼を担うことが期待されています。

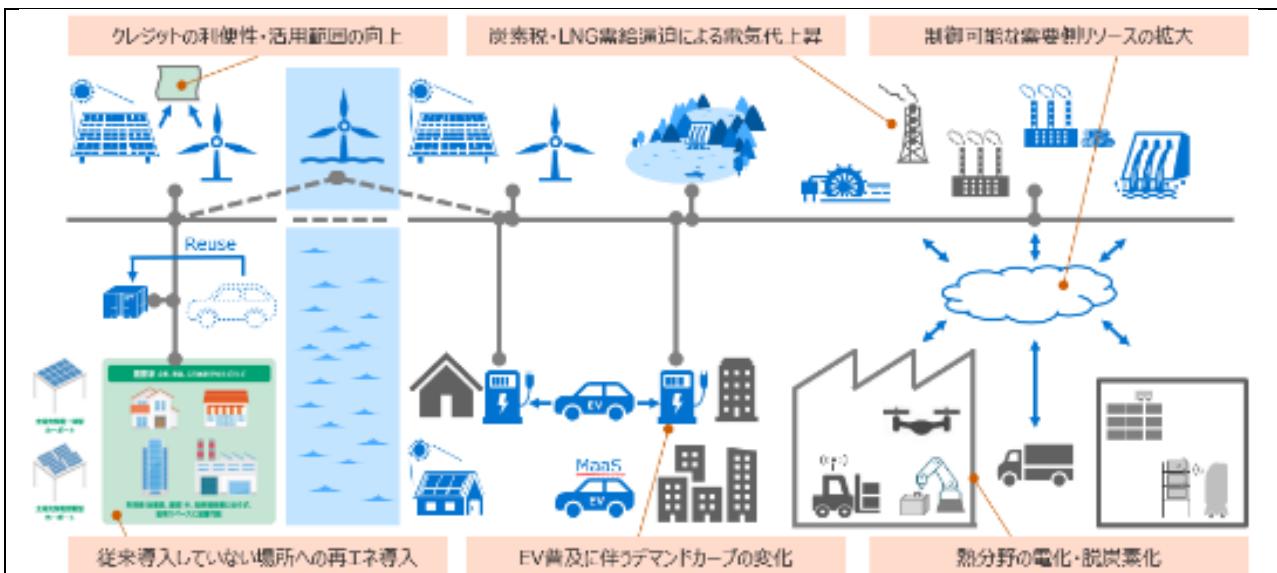


図 1-1 分散型エネルギー・システム事業を取り巻く環境のイメージ

■コラム：ゼロカーボンシティを表明する地方公共団体

2021年9月30日時点で、全国では464の地方公共団体（40都道府県、278市、10特別区、114町、22村）が、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ※を表明しています。分散型エネルギー・システムは、地方公共団体のゼロカーボンシティの取組に資するものであり、今後、地方公共団体と協調した分散型エネルギー・システムの導入拡大が期待されています。

※ 地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村はその区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定及び実施するよう努めるものとされています。こうした制度を踏まえつつ、近年、脱炭素社会に向けて、2050年に二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むゼロカーボンシティを表明する地方公共団体が増えています。

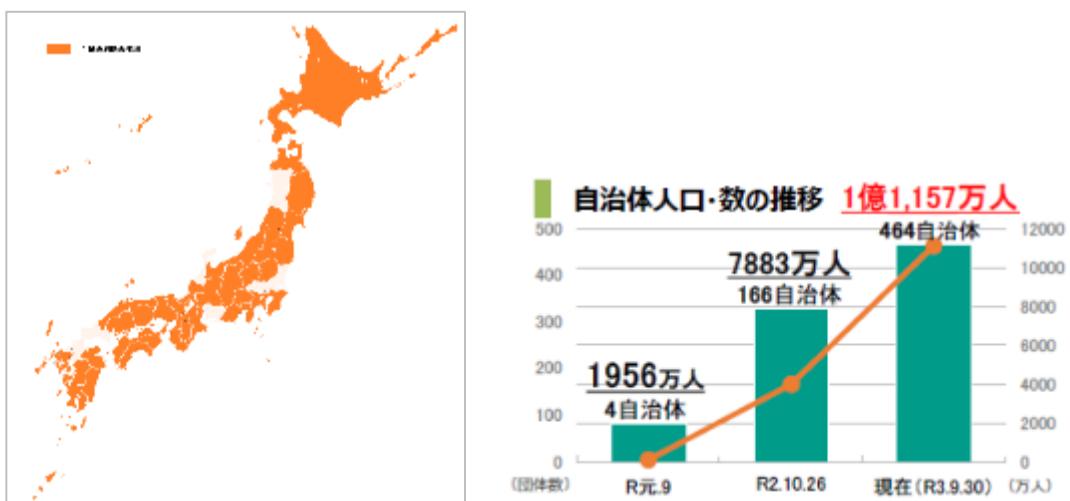


図 1-2 これまでにゼロカーボンシティを表明した地方公共団体の地図及び地方公共団体数と人口グラフ

出所：環境省 HP

■コラム：海外における分散型エネルギーシステムの導入

海外においても、再生可能エネルギー導入に加え、相次ぐ自然災害等を背景にして、分散型エネルギー・システムの導入が進められています。欧州電気事業連合会によると、「分散型グリッドは、エネルギー・トランジションにおいて、電化と容量拡大の基盤、自然エネルギー発電の接続点、フレキシビリティと需要管理の実現、エネルギー・トランジションへの顧客の参加等の点で、重要な意義を担う¹」としています。

英国の配電事業者である UK Power Networks では、イギリス南東部の分散配電システムの運用を行うと同時に、分散型エネルギーを活用できるように、蓄電技術を伴う電灯設置、カーポートシステムの建設等、様々な事業を展開してきました。

また、こうした技術が導入されている英国では、その技術を支えるスタートアップ企業が現れています。Smarter Grid Solutions は分散型エネルギー資源管理システム(DERMS)のソフトウェアを開発し、UK Power Networks 等の配電事業者や自治体等の多くのプレイヤーに提供する事で、分散型エネルギー・システムの導入とそれによる効率的な電力システムの運用を支援しています。

米国においては、カリフォルニアなどで、山火事等の自然災害へのレジリエンス向上策としてマイクログリッドの導入が進められています。現地のスタートアップ企業である、Redwood Coast Energy Authority は既存配電網を活用したマイクログリッドを構築し、現地の空港等の設備に電力を供給しています。その際、Community Choice Aggregation という米国独自の制度により、需要家となる地域住民の合意形成を行っています。

ドイツにおいてはシュタットベルケが主体となり、地域の配電事業が行われています。シュタットベルケの一つである、schwäbisch hall stadtwerke strom では、電気事業（発電+配電+小売）に加え、ガス、水道、地域熱供給、充電 ST、駐車場、地域のプール運営等までを一貫して行う事で、住民サービスの充実に貢献しています。さらに、こうしたシュタットベルケに対して、配電事業のデジタル化をサポートしています。

アジアにおいても、シンガポールでアジア最大規模のマイクログリッド実証が離島で実施されるなど、世界各地で分散型エネルギー・システムの導入が進められています。

¹ Eurelectric 「Connecting the dots: Distribution grid investment to power the energy transition」(2021年1月)

2. 分散型エネルギーシステムの事業類型

(1) 分散型エネルギーシステムの事業類型

これまで、様々な形態による分散型エネルギーシステム事業が、それぞれの特徴にあわせて、全国各地で進められてきました。本項では、これらの事業について、都市・エリアや地域資源の観点から類型化し、特徴を整理します。

表 1-1 分散型エネルギーシステムの事業類型

類型例	特徴例	分散型エネルギーシステムの例
都心部 ・再開発地域	<ul style="list-style-type: none">● 人口密集地のため、近接した様々な需要規模の需要家を取り込むことで、需要を平準化可能であり、また、まとった需要を確保可能● 他方、遊休地が十分にないため、再エネの大量導入は困難● 商業（オフィス）地域・住宅地が近接するような再開発が見込める都市	<ul style="list-style-type: none">● 人や企業が集中する（需要密度が高い）特性を活かし、インフラ整備も含めた熱電併給や、蓄電池・EV、アグリゲーション等を活用した自立化した次世代のエネルギーシステム
周辺都市 ・既存市街地	<ul style="list-style-type: none">● 一定程度人口が密集している地域（東京近郊都市、地方主要都市を想定）のため、一定程度の需要を確保可能● 商業・住宅地が近接する形態で再開発が進んできた市街地	<ul style="list-style-type: none">● 住宅及び商業・公共施設に設置されている太陽光発電と蓄電池を活用した次世代エネルギーシステム
農山村	<ul style="list-style-type: none">● 都市部に比べ、再エネ資源の賦存量が比較的多く、再エネの大量導入が期待できる地域● 他方、中長期的に人口が減少する可能性が高く、人口が密集していない地域（中山間や過疎化地域）のため、需要の確保が困難な地域● また、土砂災害等、自然災害発生時に孤立しやすい地域● 農林水産業、酪農・畜産業等が盛んなエリアでは、災害時等の安定供給（停電回避）のニーズがある	<ul style="list-style-type: none">● 災害時に孤立し、系統が断絶するリスクへの対策を目的とした、地域の自然資源（バイオマスや風力、地熱）を活用した自立化システム
離島	<ul style="list-style-type: none">● 都市部に比べ、再エネ資源の賦存量が比較的多く、再エネの大量導入が期待できる地域● 他方、主要系統と未接続であり、エネルギー供給源の確保が他類型に比べ困難な地域● 農山村に類似するものの、物理的に海を介して主要系統から離隔しており、災害時には燃料輸送が困難になるなど、他類型に比べ特に孤立しやすい地域	<ul style="list-style-type: none">● 災害時には孤立し、燃料供給等が断絶するリスクへの対策を目的とした、地域の自然資源（バイオマスや風力、海洋資源等）を活用した自立化システム

これら類型化した分散型エネルギーシステム事業の検討に際しては、様々な観点から事業性の評価が必要となります。

まずは、自らが参入を検討するエリアにおいて、どのようなエネルギー資源がどのくらい入手できるのかがポイントになります。

ある特定のエリアにおいて、電力システムを運用しようとした場合、電力の需要と供給を一致させる必要がありますが、需要は時間帯によって変動し、同時に、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーをベースとした場合、供給も時間帯・天候によって変動するため、ここが大きなハードルとなります。

このため、あらかじめ、他の再生可能エネルギーの調達や蓄電池の活用、JEPX（日本卸電力取引所）からの調達といった供給力確保の複数の方法を考えておくことが重要です。

さらに、需要と供給を合わせる(需給バランス)シミュレーションや実際の運用は専門性の高い分野であるため、専門会社への委託等、専門知見の活用も視野に入れた事業体制の構築を検討することも一つの方向性として考えられます。

また、事業対象エリアの規模の設定も重要な論点です。事業の方向性、需要家、供給する分散型エネルギーが明確になってきた段階で、具体的に事業を行うエリアとその規模を決めていく必要があります。

例えば、既存の配電設備等を活用した事業であれば、通常系統で電力供給する場合は、電力損失や保護協調等の検討は省略できますが、当該エリアに新たな設備を構築する場合や災害時のオフグリッド運用等を実施する場合には、保有する分散リソースの規模等を勘案した事業範囲の検討が必要になります。

また、新たに配電線を敷設し電力を供給する事業であれば、送電損失等も考慮し、各種法令に準拠可能な範囲での事業とするなど、配電線の敷設コストも含め、場所や範囲をある程度限定する必要があります。

さらに、自治体における防災やにぎわいの拠点となる施設やエリアが複数存在する場合は、時間と財源の制約がかかる中で整備エリアを特定する必要があります。

また、昨今の災害の激甚化等を踏まえ、レジリエンス強化を目的とする場合は、エネルギー供給施設等について、冠水リスクの高い場所の設置を避ける、災害時の重要拠点となる施設と近接させるといった点も重要です。その他、騒音、振動、水質汚濁等、環境関連法令や各種ガイドライン等に抵触しない場所で事業を実施することも必要です。

（2）分散型エネルギーシステムの電気事業法上のライセンス等

分散型エネルギーシステムについては、これまでより、特定送配電事業、特定供給、自己託送といった制度が用意されています。これらに加え、令和4年4月より、配電事業制度や特定卸供給事業（アグリゲーター）制度が施行され、分散型エネルギーシステムを手がけようとする事業者にとって、選択肢が拡大します。配電事業については、後に詳述することになりますので、本項では配電事業以外の事業類型について、事業性や法制度の観点から整理します。

①特定送配電事業

特定送配電事業とは、大規模宅地、商業施設、工業団地等の開発時など、新規の街区等の面

的開発時に、自らが維持・運用する送電用及び配電用の電気工作物により特定の供給地点において小売電気事業者等に託送供給を行う事業です。地域のニーズにあわせた託送事業や他のインフラ事業等との共同実施により、地域サービスの向上を目的として実施されています。

事業要件としては、一般送配電事業者の遂行に明らかな支障が生じるおそれがない場合などが求められ、届出が必要です。

また、特定送配電事業者は、小売電気事業を行うことも考えられ、この場合は、小売電気事業者の登録が必要になります。（登録特定送配電事業）

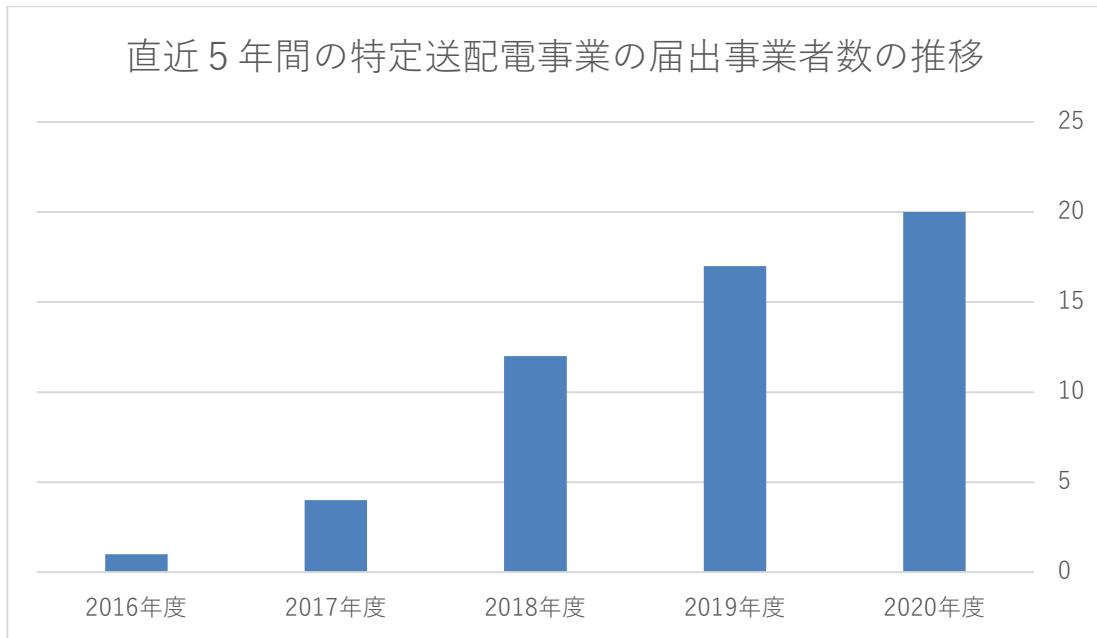


図 1-3 直近5年間の特定送配電事業の届出事業者数の推移

■コラム：特定送配電事業を用いた供給事例

宮城県東松島市では、宮城県の自治体で初めて設立した地域新電力（一社）東松島みらいとし機構（HOPE）に所有している発電設備等の事業運営委託を行い、住宅と周辺の病院、公共施設を自営線で結ぶ、マイクログリッドを構築しています。特定送配電事業者として、市の自営線により電力を供給しています。太陽光発電の電力を託送料が不要の自営線を用いてグリッド内で地産地消売電を行い、域内に利益を生み出す仕組みづくりを行っています。

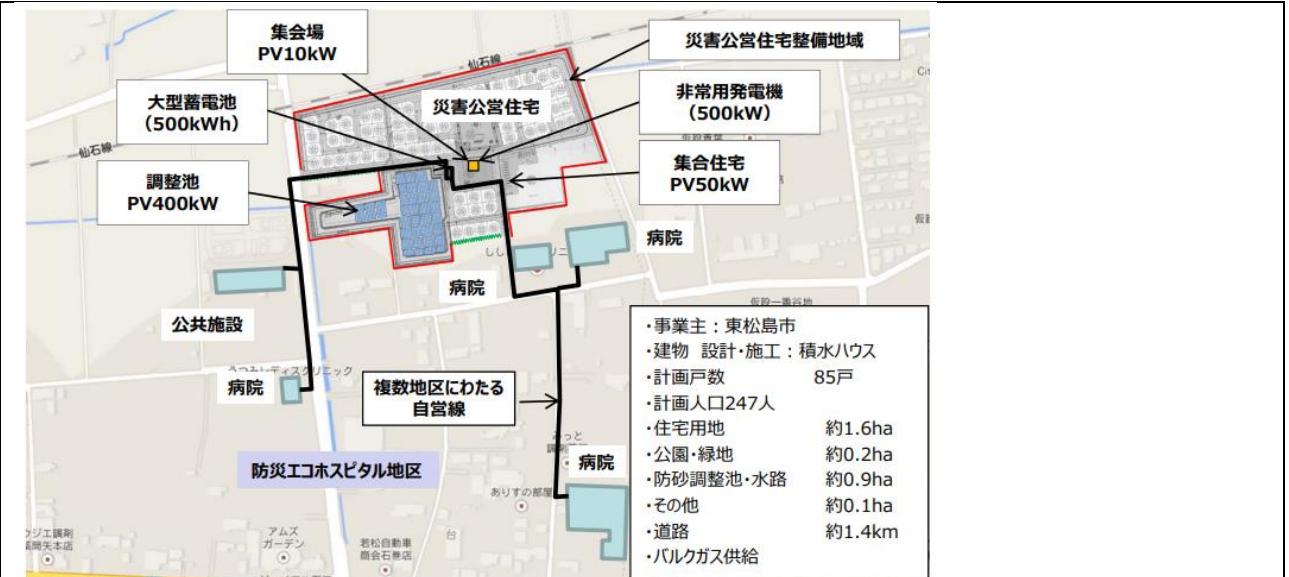


図 1-4 東松島スマート防災エコタウン概要図

鹿児島県日置市では、国の補助金を活用し「地産地消エネルギー・システム」を構築しました。日置市内でエネルギーを地産地消し、エネルギー関連費用を循環させることで地元企業の事業確保、新たな雇用の創出など、市の活性化に寄与することを目的として、ひおき地域エネルギー株式会社が特定送配電事業者として、太陽光発電とガスコジエネを活用し、公共施設や病院、温浴施設等へ自営線で電力を供給しています。

福島県葛尾村では、「葛尾村復興ビジョン」「葛尾村復興計画」（第1次・平成24年12月）の実現のため、より具体かつ段階的な復興再生のまちづくり計画を「かつらお再生戦略プラン」（平成26年6月）としてまとめており、この中で、新たな村が目指すべき復興後の姿として「エコ・コンパクトビレッジ」という将来像を設定しています。

村でつくった電力は、建物だけではなく、電気自動車にも供給し、村内交通にも活用しています。電力需給管理システムで制御することで、再生可能エネルギーを賢く（スマートに）使う社会（コミュニティ）を構築し、かつらお再生戦略プランに掲げる「エコ・コンパクトビレッジ」の実現を目指しています。

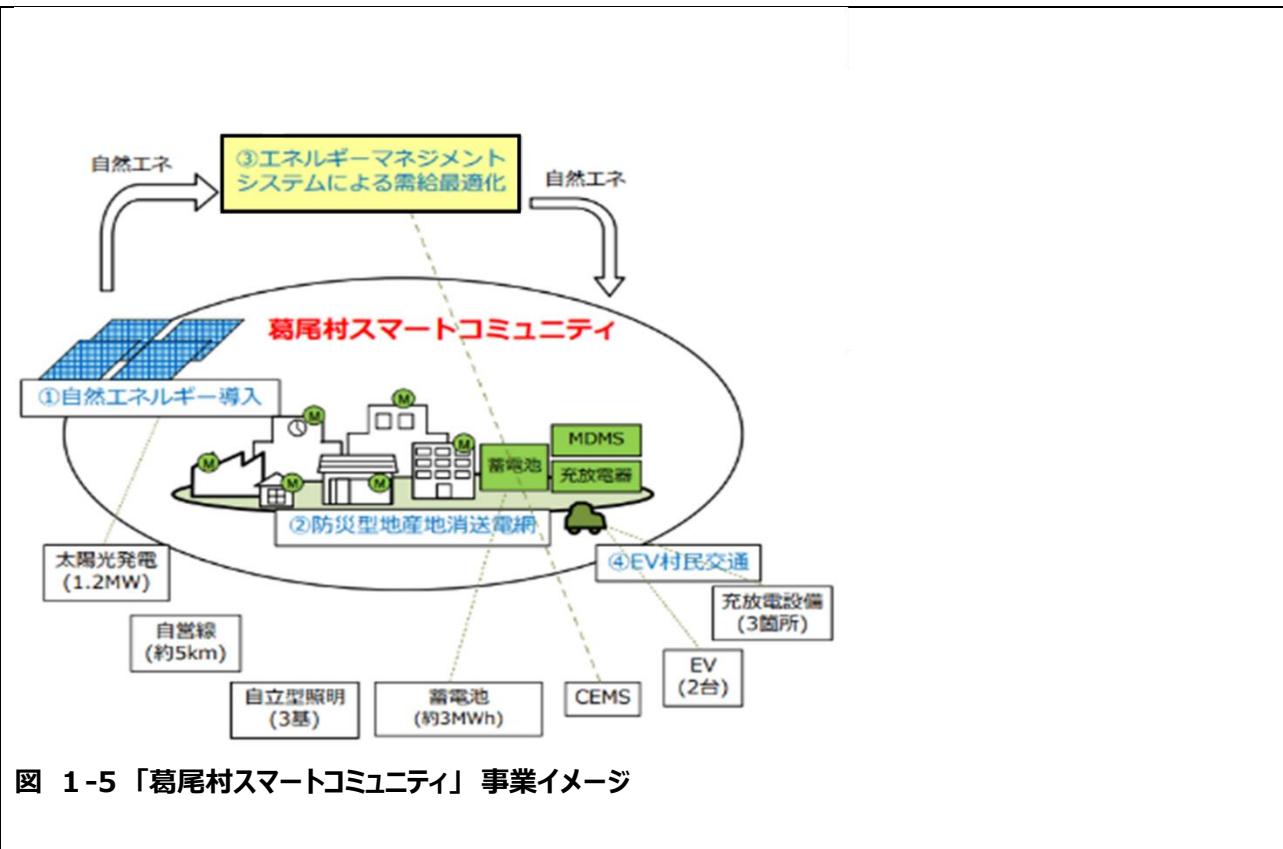


図 1-5 「葛尾村スマートコミュニティ」事業イメージ

■コラム：AIを活用したエネルギー供給

森ビル株式会社は、東京電力エナジーパートナー株式会社と共同で、虎ノ門エネルギー・ネットワークを設立し、東京都港区虎ノ門を中心とした3地区の再開発事業において、効率的なエネルギー利用や防災性の高いエネルギー(電力・熱)供給の準備をしてきました。2020年1月からは、3地区のうち、虎ノ門一丁目地区の虎ノ門ヒルズビジネスタワーにおいて、先進的な技術や特定送配電事業によるエネルギー供給を開始しています。

当該エネルギー供給においては、先進技術として、AI技術を活用した効率的な統合エネルギー管理システムを導入しています。これは、48時間先までの負荷予測を行い、機器の実運転データも考慮した熱源設備やCGSの最適運転パターンを導出し、高効率な電力・熱製造を実現するとともに、ビルの中水熱等の未利用エネルギーの有効活用、隣接する地点間の電力・熱融通を実現するものであります。また、独自の配電網を用いた特定送配電事業を行うことで広域送配電系統から独立した防災性の高いエネルギー・ネットワークを構築しています。

上記のようなエネルギー供給システムを基礎として、さらに、大型ガスコーチェネレーションシステム等の最新鋭の自家発電システム、大規模水蓄熱槽・排熱利用設備を活用した熱製造システムを導入することで、大規模災害により系統停電が発生した場合でも、都市機能や経済活動を維持する電力・熱を、1週間程度供給することを可能にしています。

虎ノ門周辺における3地区の開発事業においては、虎ノ門ヒルズビジネスタワーに続き、2023年頃には、「虎ノ門・麻布台プロジェクト(虎ノ門・麻布台地区)」と「(仮称)虎ノ門ヒルズステーションタワ

-(虎ノ門一・二丁目地区)」において、電力・熱の供給を開始することが予定されています。

このように、特定送配電事業等のエネルギー供給事業においては、AI 技術をはじめとした多様な先進技術を活用する余地があり、発展的な事業展開が期待されています。

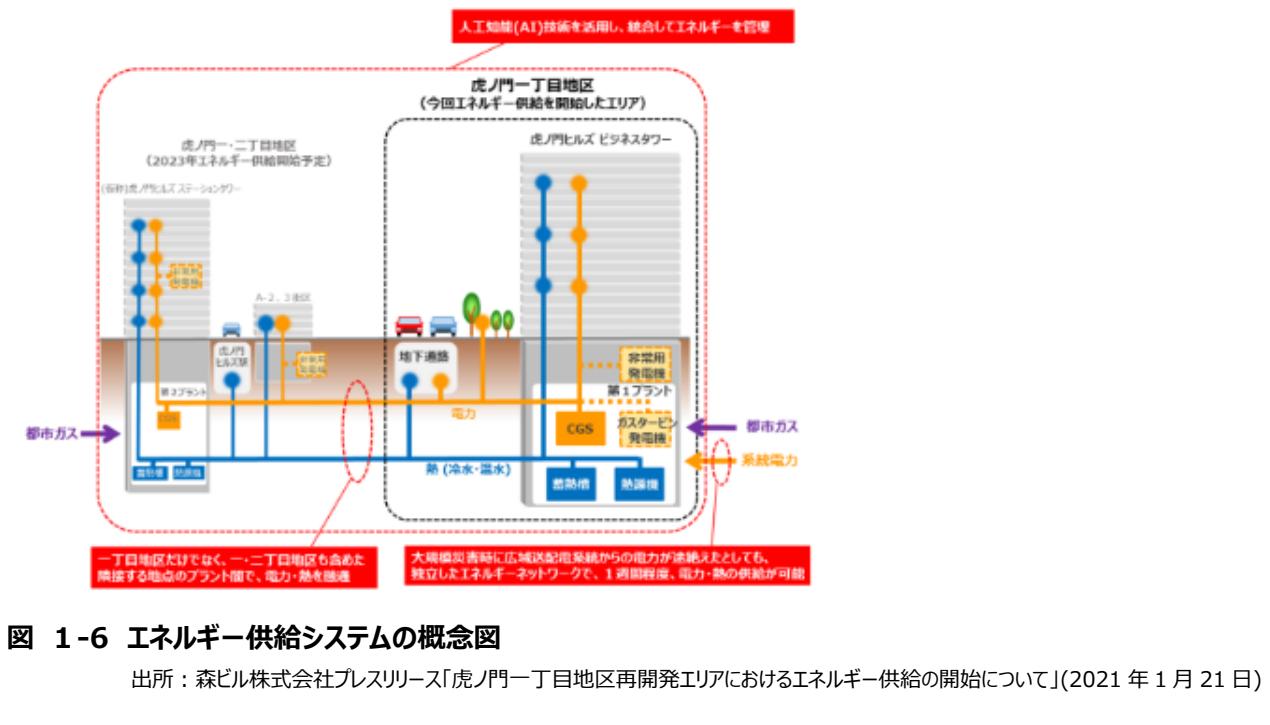


図 1-6 エネルギー供給システムの概念図

出所：森ビル株式会社プレスリリース「虎ノ門一丁目地区再開発エリアにおけるエネルギー供給の開始について」(2021年1月21日)

②特定供給

特定供給とは、コンビナート等において発電した電気を密接な関係を有する他の者の工場や子会社等に供給する事業を認める制度で、特定供給を行う場合においては国の許可が必要とされています。

本許可の要件は、電気を供給する事業を営む者が供給の相手方と生産工程、資本関係、人的関係等における密接な関係またはこれに準ずる関係（例：長期的な取引等）を有すること、また、相手方の需要に応じるための供給力を確保していること、加えて、一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないことが求められています。なお、自家発電における自家消費の場合は許可が不要であり、これに類似すると判断されるものも許可が不要とされています。

直近5年間の特定供給の許可事業者数の推移

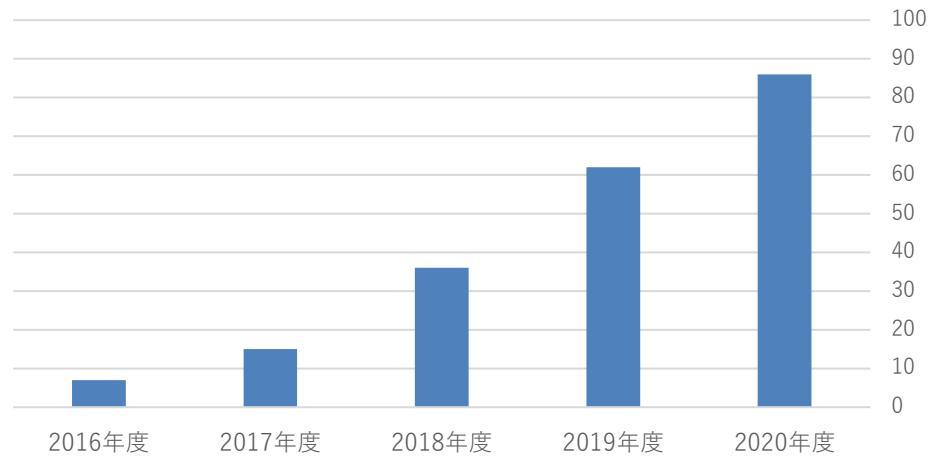


図 1-7 直近5年間の特定供給の許可事業者数（延べ数）の推移

■コラム：特定供給を用いた供給事例

千葉県睦沢町では、循環型のエネルギー供給システムを構築し、環境にやさしいまちづくりを目指すとともに、町が地方版総合戦略の重点プロジェクトと位置付ける「スマートウェルネスタウン整備事業」を実施することを目的として、「むつざわスマートウェルネスタウン」におけるガスコジェネ及び自営線によりエネルギー供給（特定供給）が実施されています。系統への接続制限という課題があり、連系が困難なエリアであったため、分散電源からの逆潮流ができず、防災拠点化に支障が出る状態でした。そこで、自営線を整備することで、需要規模の確保を行い、逆潮流を行わずとも、分散型電源の活用が行え、地産エネルギーの活用とレジリエンスの向上を果たす事を目的としています。

2019年に千葉県をおそった台風15号の際には、町内全域が停電する中で、防災拠点である道の駅に電力を供給しました。これにより、道の駅のトイレや温水シャワーが住民800人に提供でき、停電時の住民生活に大きく貢献しました。



図 1-8 「むつざわスマートウェルネスタウン」全景イメージ

宮城県大衡村では、「Fグリッド事業」において特定供給が実施されています。トヨタ自動車とトヨタ自動車東日本を始めとした第二仙台北部中核工業団地内企業が中心となり、平成25年2月「F-グリッド宮城・大衡有限責任事業組合（LLP：Limited Liability Partnership）」を設立し、平成25年4月よりスマートコミュニティ事業、「Fグリッド事業」を開始しました。主な事業内容は、組合員への電力、熱（蒸気及び温水を含む）の供給、保守・管理業務の受託、大規模災害時における電力供給等であり、組合が保有する自家発電設備からつくったエネルギー（電力・熱）と、電力会社より購入した電力の制御及び最適化を図りながら、工業団地内へ効率的にエネルギー供給を行っています。

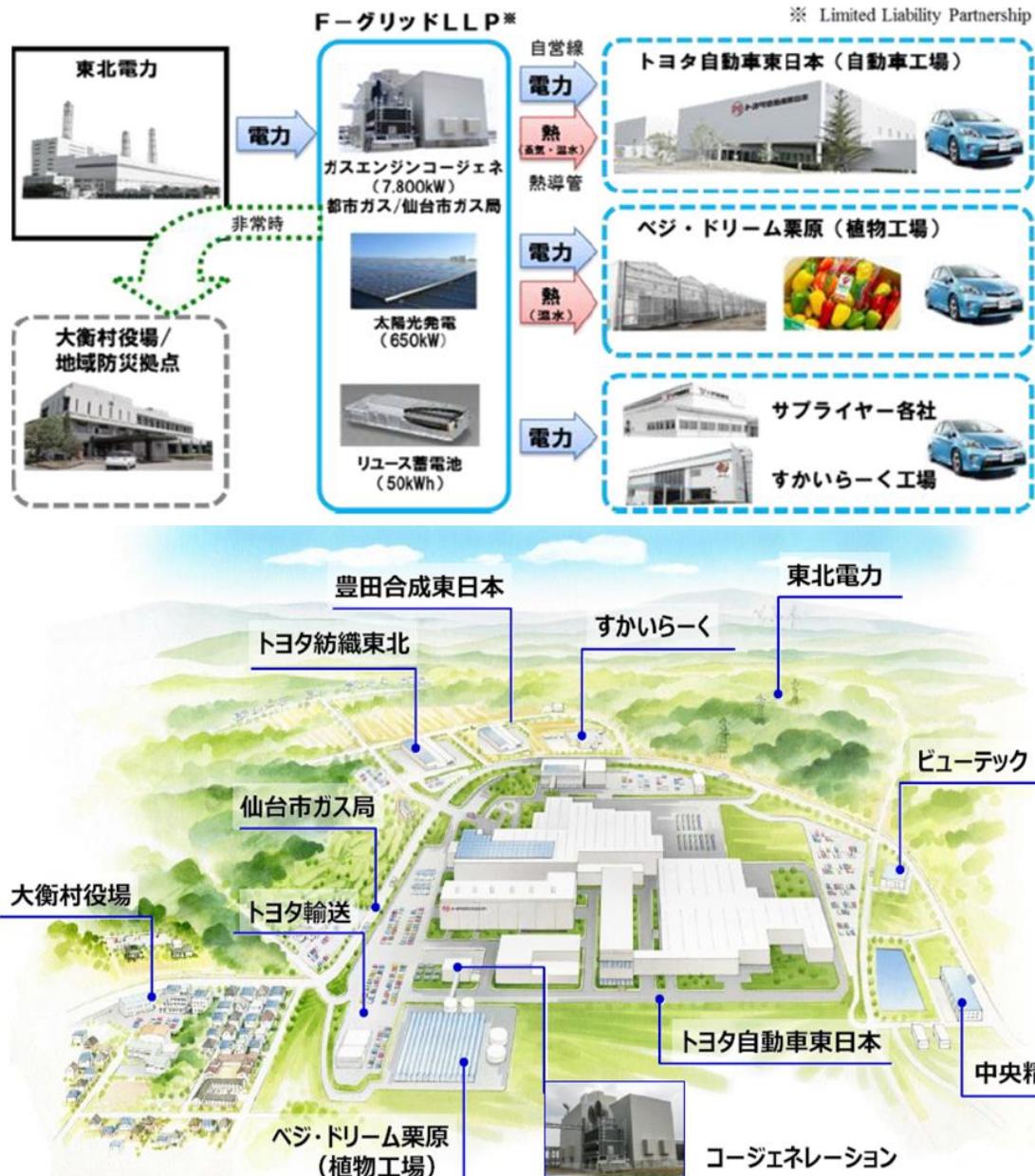


図 1-9 スマートコミュニティの概要

愛知県名古屋市・港明開発エリアでは、大規模な商業施設、集合住宅、スポーツ施設等のエリアに特定供給によるエネルギーネットワークが構築されています。名古屋市が策定した「都市計画マスタ

「一プラン」における重点地域等の位置づけをふまえ、開発が行われました。エネルギーと環境面で先進的な取組みや地域の活性化と防災に資するまちづくりを進め、環境調和型社会の実現と地域の発展の実現に寄与する取組を進めています。

静岡県富士市において、岳南電車軌道敷を活用した地域電力事業の検討が進められました。事業主体の岳南電車は、富士市にある、9.2km のローカル鉄道で中心市街地、工業地域、ベットタウンを結ぶ私鉄として旅客・貨物両面での自動車利用が増加したこと等を受け、貨物輸送から電力輸送にシフトという新たな形での事業支援の実現のため、地域電力事業を構想しました。

この事業には、環境負荷の低減、光熱費上昇の抑制、エネルギーセキュリティの向上、多様なサービスとの複合による産業活性化と事業者誘致、地域内就労人口の増加といった効果を目指す狙いがあります。

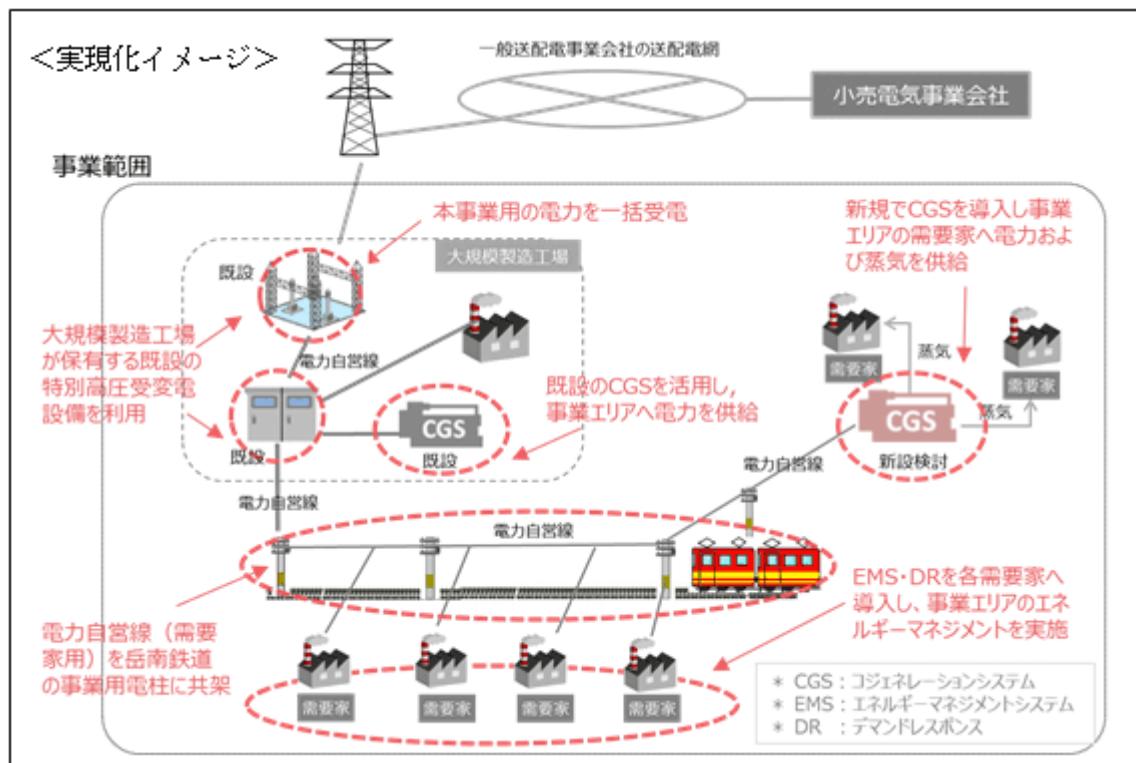


図 1-10 岳南電車事業イメージ

③自己託送

自己託送とは、発電用又は蓄電用の自家用電気工作物（以下「自家用電気工作物」という。）を保有する者が当該自家用電気工作物を用いて発電又は放電した電気を一般送配電事業者が維持・運用する送配電網を介して、当該自家用電気工作物を設置する者の別の場所にある工場等の需要地に送電する場合において、当該一般送配電事業者が提供する送電サービスです。

■コラム：自己託送を用いた供給事例

(事例 1)

東京都武蔵野市では、武蔵野クリーンセンターのごみ発電を核として、周辺の公共施設と市立 18 小・中学校とを連携させ、地域全体でエネルギーの融通を行っています。その一環として自己託送制度を活用し、クリーンセンターの夜間を中心とした余剰電力を市立小中学校(全 18 校)に送電しています。また不足する分は、二酸化炭素排出量の少ないクリーンな電気を調達し、使用しています。これにより公共施設における効率的なエネルギー活用やクリーンセンター周辺での面的融通の実施、ごみ発電の余剰電力を活用した CO₂ 削減が達成されました。

(事例 2)

八王子市は、戸吹清掃工場で発電した電力を、東京電力パワーグリッドの送電網を介して、市役所本庁舎他 7 施設に対して自己託送を行っています。ベース電力を自己託送でまかない、不足する電力（ピーク電力）は電気事業者から供給を受けます。また、戸吹清掃工場から発生した熱の一部を場内の給湯や冷暖房に利用するとともに、工場に隣接する余熱利用施設「戸吹湯ったり館」に蒸気を供給し、「戸吹不燃物処理センター」には温水を供給しています。戸吹清掃工場で発電した電力を市の施設で利用することにより、二酸化炭素排出量の削減に加え、「電力の地産地消」の実現及び「電気料金の削減」の効果が期待されています。

(事例 3)

株式会社エコスタイルは自己託送制度を用いた再生可能エネルギーの普及に努める事業者であり、その事業の主な狙いは、自己託送制度を用いることで遠隔地に設置した太陽光発電所の再生可能エネルギー由来の電力を一般送配電事業者の保有する送配電ネットワークを利用して他地域の自社工場等に送電するサービスで、電力を消費する企業自らが一般送配電事業者と発電者・需要家としての契約を締結することで、小売電気事業者を介さずに再生可能エネルギー電力の調達が可能となります。

送配電網の利用にあたって必須となる計画値同時同量の達成をサポートしており、敷地内での太陽光発電システムの設置が困難な需要家向けに非化石価値付電気の自己託送を実現する事を目標としています。

④特定卸供給事業者

特定卸供給事業者（アグリゲーター）は、再生可能エネルギーや蓄電池、自家発電等の比較的大規模の小さい電源を束ね、供給力等を効率的に供出する役割を担います。災害時においても、こうした事業者を介して供給力の積み増し要請を行ったり需要を削減したりすることが可能となり、需給ひつ迫の速やかな解消に貢献することが期待されます。

特定卸供給事業は変更命令付届出制であり、事業開始の届出が受理された後、30日間事業を開始できず、電気の使用者の利益の保護又は一般送配電事業者等の電気の供給に支障を及ぼすおそれがある場合は、その30日間において、経済産業大臣は届出内容について変更又は中止を命ずることができます。仕組みとなっています。

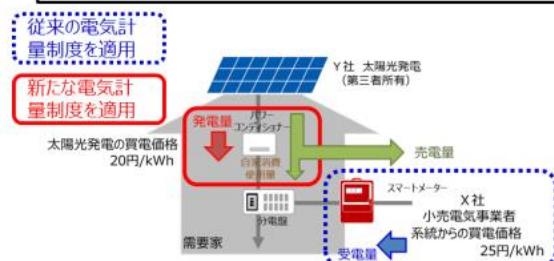
■コラム：電気計量制度の合理化

家庭等の太陽光発電や電気自動車などの分散型リソースが普及し、リソースごとの取引ニーズが増加し、その際にリソースに付随する機器の計量機能を取引に使用するニーズが高まっていることから、電気計量制度の合理化（計量法の検定等の適用除外とする、特定計量制度の導入）が電気事業法において行われています。

具体的には、新たな取引ニーズ等に応じた計量について、特定計量をする者はあらかじめ届出を行なうこと、届出を行なった者は経済産業省令で定める基準に従って特定計量をしなければならないこととしており、届出者が基準に従って特定計量をしていない場合においては、経済産業大臣は電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該届出者に対し、その特定計量の中止又はその方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができることとされました。

●太陽光発電を柔軟に取引可能とする

- ・太陽光発電設備を設置している家庭において、パワーコンディショナーによる計量値を用いた取引を可能に。
- ・太陽光発電の電気を、自分が売りたい事業者に対して、様々な価格で販売できることが期待される。



●EVを蓄電池として柔軟に取引可能とする

- ・EV充電設備を設置している家庭において、そのEV充電設備による計量値を用いた取引を可能に。
- ・EVを蓄電池として、市場価格が高いときに電気を売り、安いときに電気を買うといったサービスの出現が期待される。

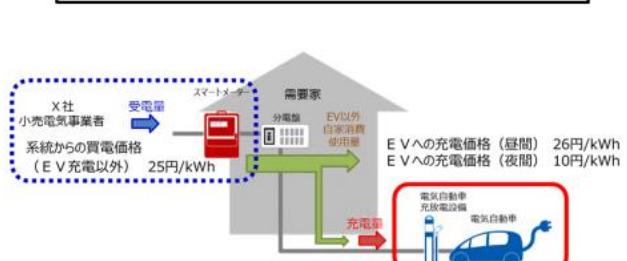


図 1-11 分散リソースを用いた新たな取引のイメージ

●特定計量の定義（以下すべてを満たすもの）

- リソース等の単位で計量対象が特定された計量
- 一定の規模（原則 500kW）未満の計量
- 計量法に基づく検定証印等が付されている計量器であって、検定証印等の有効期間を経過しないものを使用する計量は除く

(3) 分散型エネルギーシステム事業の事業類型の選択

本項では、分散型エネルギーシステム事業の共通的な事業化検討フローを示します。

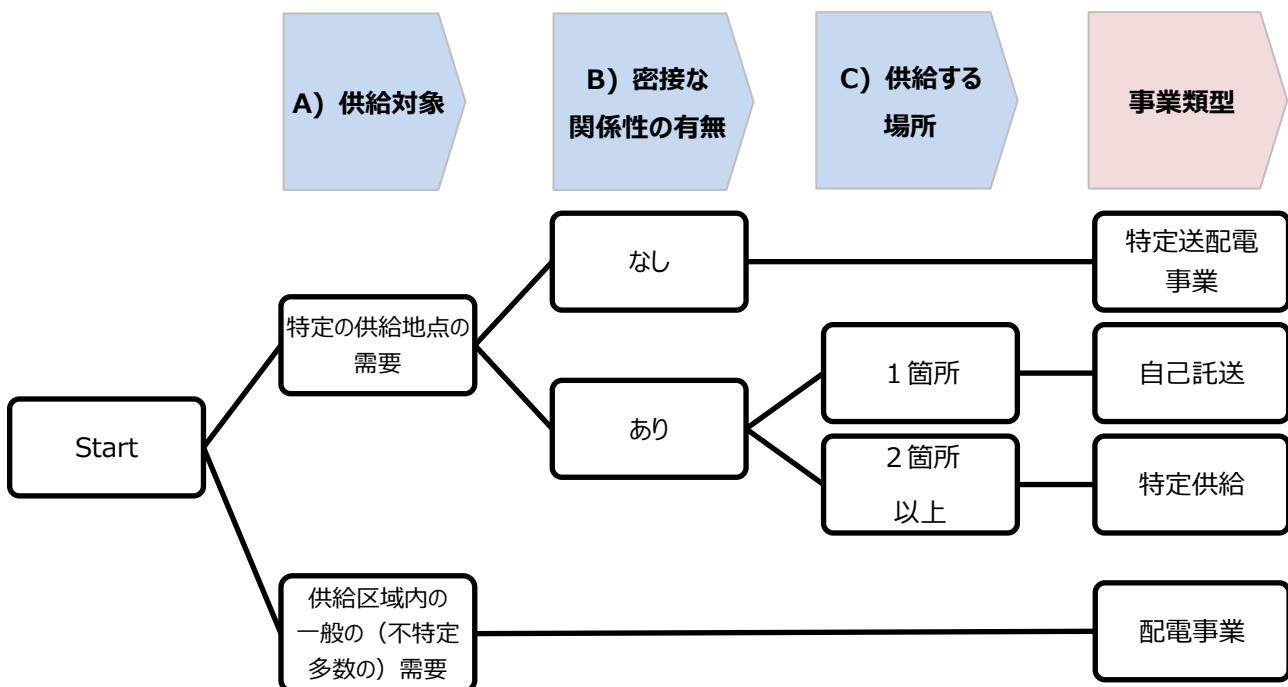


図 1-12 事業化検討フロー

まず、(A) 供給対象について検討することが必要です。特定の供給地点の需要家が既に念頭にあるのか、あるいは、供給区域内の一般的の（不特定多数の）需要を想定するのかが論点となり、後者であれば、配電事業が適していることになります。

続いて、(B) 密接な関係性（「電気事業法施行規則」第2条、第3条）の有無について検討することが必要です。密接な関係性を有しない場合は、特定送配電事業になります。

なお、特定送配電事業は、届出制（電気事業法第27条の13）となっており、検討の場合は、資源エネルギー庁へお問い合わせください。

最後に、(C) 供給する場所について検討しましょう。電気の供給先が一箇所であれば、自己託送又は特定供給に該当し、2箇所以上に供給する場合は、特定供給に該当します。特定供給に該当する場合、電気の供給者と需要者は交渉力において対等に近い立場とは言いがたく、また、電気工作物の重複など一般送配電事業者の合理的な事業運営に支障を与えるおそれがあるため、経済産業大臣の許可が必要（電気事業法第27条の30）となっています。一方で、自家発自家消費を行う自己託送においては、電気の使用者の利益を阻害するおそれがあつないと考えられることから経済産業大臣の許可は不要となっています。

自己託送の検討にあたっては、資源エネルギー庁 HP「関係法令・ガイドライン等」に掲載の「自己託送に係る指針」をご参照ください。

また、特定供給をご検討の場合には管轄の地方経済産業局（供給する電力の容量が1万キロワット

トを超える事業については資源エネルギー庁）へお問い合わせください。

特定の区域で独自に運用し、分散電源による電力供給を上手に活用することで、従前の大規模集中型に比べ、送配電網の維持・運用コストを削減でき電力システム全体のコストは下がり、同時に地域のレジリエンスも高めることが可能と考えられます。

他方、参入を検討する事業者にとっては「自営線の敷設コスト」「系統の運用・維持コスト」「一般送配電事業者や自治体などの関係者との合意形成にかかるコスト」等を踏まえた総合的な経済合理性を評価する必要があります。また、対象区域における供給信頼性が低下しないよう、必要な対応について検討することが必要です。

■コラム：離島におけるマイクログリッドの検討事例

離島においては、発電事業者が主体となり、小規模太陽光、蓄電設備を活用した取組や、エネマネ事業者が主体となり、太陽光発電、系統用蓄電池による系統の末端に位置する離島を独立して運用する取組等分散システムの利点を生かした有効的な取組がなされています。

主な事業の目的は、周辺地域に設置された発電設備より供給するこれまでの離島における送配電システムの脆弱性を解消し、離島における自立型マイクログリッドを構築することとされています。加えて、地場産業の持続的な開発、非常時の事業継続に、再生可能エネルギーによる発電・売電事業を活用し、さらに、周辺のエネルギー事業への展開により、地域産業を発展させていくことを視野にいっています。

事例：海士町エネルギートープ「離島自立型マイクログリッド構築事業」（実施場所：島根県隱岐郡海士町、実施主体：株式会社海士パワー）

海士町は隠岐諸島にある1島1町であり、電力は隣接する別の島の火力発電所から供給を受け、再生可能エネルギー設備は風力（約2MW）、太陽光（約200kW）が設置されています。

株式会社海士パワーが中心となり、地域マイクログリッド構築事業等を活用しながら海士パワーが島のエネルギー自給率100%を目指すとともに、防災拠点化と再生可能エネルギー、蓄電池設置により、離島における自立型マイクログリッドを構築することを目指しています。

海士町の持続的な開発、非常時の事業継続には、島での再生可能エネルギーによる発電・売電事業が必要との考えから、海士パワーでは発電した電気は地元の電気会社に売電し、海士町で使用されるスキームを検討しています。

本事業を皮切りに、島全体への発電設備の拡充や、将来的には水素エネルギーへの変換による余剰電力との相互互換も視野に入れて事業を発展させていく計画です。

■地域マイクログリッドの実施体制

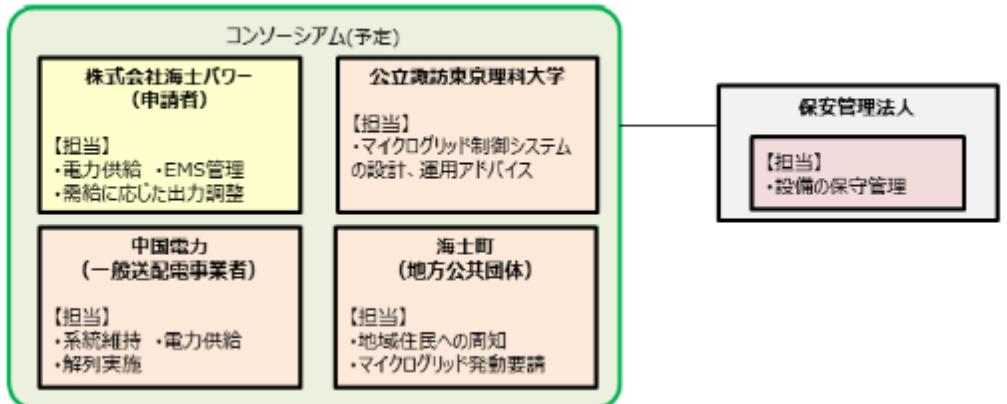


図 1-13 海土町エネルギートップ「離島自立型マイクログリッド構築事業」実施体制イメージ

事例：島嶼型スマートコミュニティ実証事業

沖縄県宮古島は本土や本島と系統連系がない離島電力系統であり、CO₂ 排出量が大きく、高コストのディーゼル発電に依存している状況でした。そこで、「宮古島エコアイランドモデル」として、島嶼部ならではの太陽光発電のポテンシャルを活用したエネルギーインフラのモデルを構築し、離島における非常時の電力供給と再生可能エネルギーによるエネルギー自給率の向上を図る活動を行ってきました。化石燃料依存度を低減し、太陽光発電等の再生可能エネルギーを最大限地域で活用した分散型グリッド及び、太陽光発電や蓄電池制御等のシステム導入を図るとともに、地域エネルギー事業体によるオンサイトPPA事業推進及び経済循環を目指しています。

なお、隣接する来間島では、株式会社ネクステムズ等が中心となり、台風停電等の非常時にも自立的な電源活用を可能とすることを目的に地域マイクログリッド構築事業が進められています。



図 1-14 島嶼型スマートコミュニティ実証事業

出所：「宮古島市島嶼型スマートコミュニティ実証事業」宮古島市企画政策部エコアイランド推進課資料

(参考) 資源エネルギー庁では、分散型エネルギーシステムの一つの形態として、平常時は下位系統の潮流を把握し、災害時による大規模停電時には自立して電力を供給できる地域マイクログリッド

構築事業等を実施。2021年4月16日に公表した「地域マイクログリッド構築のてびき」では、同構築事業に申請するに際して参考となる過去申請事例や、国の補助金を活用する際に注意すべきポイント、補助金の申請者/申請検討者に実施したアンケートの回答等をまとめている。

出所：https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/pdf/015_s01_00.pdf

第2章 配電事業参入の手引き

ここまで、分散型エネルギーシステムの取組について述べてきましたが、第2章では、令和4年4月から施行される配電事業制度について詳述していきます。特に、今後、配電事業への参入を検討する際、必要となる検討事項や手続等につき、タイムラインに沿って説明していきます。

なお、配電事業者は、一般送配電事業者、他の配電事業者、特定送配電事業者から設備を譲り受け、又は借り受ける「引継参入」のパターンか、系統線が無いエリアに自ら系統線を敷設して事業を開始する「白地参入」のパターンがあります。

本手引きにおいては、わかりやすさの観点から、引継参入のパターンについて、一般送配電事業者から設備を譲り受け、又は借り受けるパターンを想定して記載しています。他の配電事業者や特定送配電事業者から設備を譲り受け、又は借り受けて事業開始する場合の記載は省略しておりますが、概ね同様の流れとなります。

1. 配電事業参入に当たる全体フロー

配電事業を営もうとする者が配電事業ライセンスの取得を受け、事業を開始するまでの全体フローは以下のとおりであり、本章では、それぞれの段階でどのような手続きや関係者との調整等が必要になるのかについて説明します。

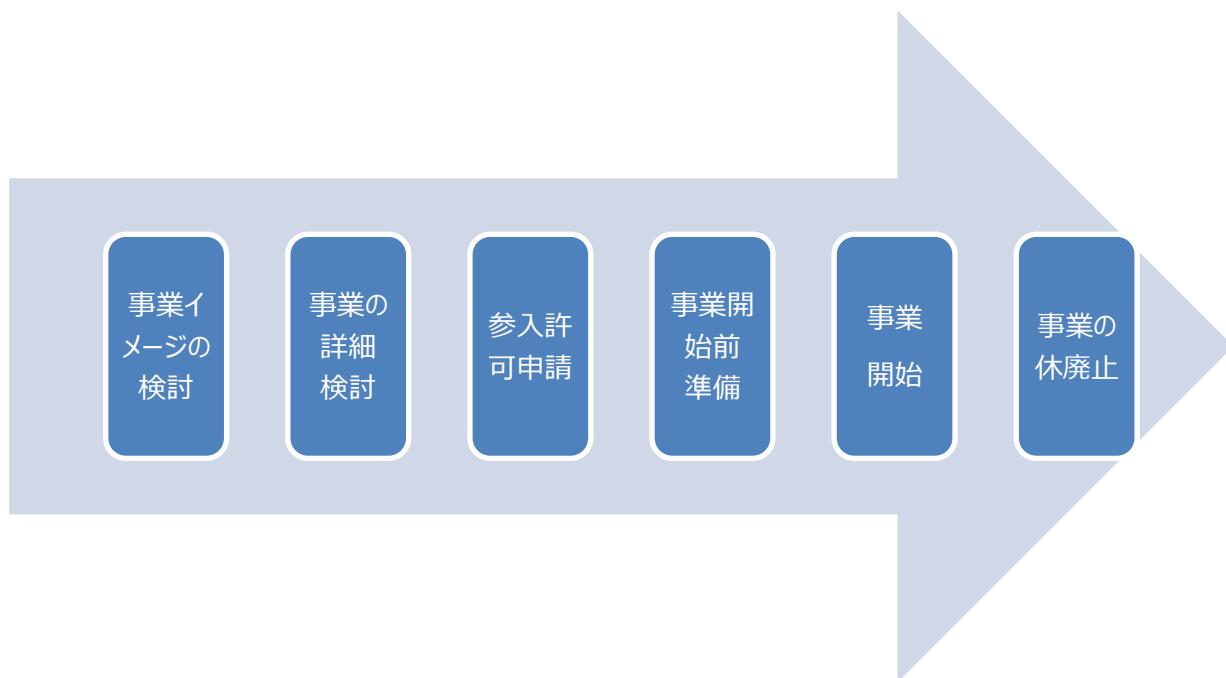


図 2-1 配電事業参入に当たる全体フロー

2. 事業イメージの検討

(1) 事業概要の検討

配電事業を営もうとする者は、まずは事業の概要を検討することになります。そのためには、あらかじめ、当該事業の必要性・目的、当該事業の骨子、当該事業全体のスケジュールといった概要を検討することが重要です。こうした検討に基づき、大まかな需要規模、設備規模、事業実施までのスケジュール感について、方針を立てることとなります。

(2) 候補地の選定

配電事業を営もうとする者は、配電事業に参入するエリアの検討やビジネスモデルを具体化するにあたって、事業参入のポテンシャルのある地域の選定を行うこととなります。

事業参入のポтенシャルのある地域とは、例えば、①再生可能エネルギー導入のポтенシャルが高く、上位系統の増強が見込まれるエリア（＝配電事業者の効率的な系統運用等により、上位系統の増強を回避できるようなエリア）、②公共施設・病院・介護施設・生活必需品工場等のレジリエンス性を高める意義の高いエリアなどが考えられます。

後々のプロセスにおいて、一般送配電事業者とも配電事業の候補地について調整が必要となることから、早い段階から相談を実施し、双方にとってメリットのあるエリアの選定に至ることができれば、理想的と考えられます。

この段階では、基本的に地図や航空写真、自治体の都市計画・各種戦略等、公表資料ベースでの検討となると考えられますが、後述の事業の詳細検討と連続するプロセスでもあり、候補地を絞ったのちに、「3. 事業の詳細検討と関係者との調整」に記載したような、より詳細な情報を入手した上で、検討を深めることも考えられます。

表 2-1 エリア選定に当たっての留意点

事例ケース	イメージ図
配電事業参入に伴う工事費用が一般送配電事業者から請求されない又は請求額が少額となる事例	逆方向送電系統の無い系統末端までの配電事業参入
配電事業参入に伴う工事費用が一般送配電事業	逆方向送電系統の無い系統中間部のみの部分的な配電事業参入 工事費用が請求される理由：配電事業エリアで独立運用した場合などにより、末端の一般送配電事業エリアが孤立し、安定供給上の懸念が生じるおそれがある。

者から請求される事例 (中抜き)	
上記事例の 回避策	<p>迂回系統新設による一般送配電事業エリアの孤立化の回避</p> <p>他の配電系統から逆送電を可能とすることで一般送配電事業エリアの孤立化の回避</p> <p>電気事業法第27条の12の4（許可の基準）内の「その配電事業の開始によってその供給区域の全部又は一部について配電事業の用に供する電気工作物が著しく過剰とならないこと。」に留意する必要がある。</p>

※各事例の共通事項として、一般送配電事業者との責任分界点に設置する開閉器の工事費等は、配電事業者参入に必要な費用として、一般送配電事業者から請求される場合があります。また、「中抜き」の場合、地域独立系統の発動条件などについて一般送配電事業者との協議が必要となる場合があります。

■コラム：一般送配電事業者との共同出資会社の設立

配電事業の実施において、一般送配電事業者との連携は非常に重要です。

場合によっては、一般送配電事業者と共同出資した株式会社を設立して配電事業を実施することも考えられます。

※一般送配電事業者の子会社（注）や親会社、当該親会社の子会社等（当該一般送配電事業者を除く。以下、このコラム内で「子会社等」という。）による、配電事業への参入も考えられます。また、一般送配電事業者の出資比率が一定以下である等、子会社等に当たらない場合は、配電事業と発電事業・小売電気事業との兼業が認められる場合があります。

（注）電気事業法における子会社は、会社法の子会社の定義に従うこととされています。具体的には、一般送配電事業者が当該子会社の株式の議決権の50%超を有している場合等がこの定義に当てはまります。

一般送配電事業者の出資先（子会社等）は配電事業を実施することはできますが、当該一般送配電事業者の供給区域内で当該出資先（子会社等）が配電事業を実施する場合には、発電事業や小売電気事業との兼業ができませんので、その点への留意が必要です。

言い換えると、当該出資先が当該一般送配電事業者の「子会社」に該当しない場合（一般送配電事業者の出資比率が過半数未満のような「マイナー出資」であるような場合（「マイナー出資」であっても実質的に経営権を持っているような場合等を除く。））には、当該一般送配電事業エリア内における出資先たる配電事業者が、発電事業・小売電気事業を兼業することが認められます。

（※）

以上のような制約等を踏まえて、一般送配電事業者としても他社資本とのシナジー効果が見込まれるなど共同出資に応じるメリットがあり、また、配電事業制度の趣旨にも沿う典型例としては、以下のような事業が考えられます。

※共同出資会社の設立については、一般送配電事業者の経営判断によってなされるものであり、一般送配電事業者が、共同出資会社の設立に応じる法的義務はありません。

＜典型的な事例＞

- ①「マジョリティ出資者（＝一般送配電事業者とともに出資して配電事業に参画しようとする者であって、出資比率が過半数を超す者）」が、主体的に配電事業に参画する能力があり、
- ②当該共同出資会社による事業が、レジリエンス向上、再生可能エネルギー導入拡大、地域サービス向上又は系統運用効率化・合理化といった配電事業制度の趣旨のいずれかを後押しすることが認められる事業。

3. 事業の詳細検討と関係者との調整

事業概要と候補地の選定が固まると、事業の詳細検討に進み、実際に関係者との調整や、行政機関に提出する書類の作成のプロセスへと進んでいきます。

(1) 関連情報の入手

配電事業を営もうとする者は、事業計画の検討や、参入判断のための事業性の評価を行うに当たり、エリアの需要等の情報について入手する必要があります。

このため、配電事業を営もうとする者は、参入許可申請に必要な情報について、必要に応じて、情報の目的外使用の禁止を含む秘密保持契約等を締結した上で、一般送配電事業者から、表 2-2 に示す必要な情報提供を受けることができます。

ただ、一般送配電事業者は、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供することができないため、また、個人情報保護法も遵守する必要があるため、許可を得る前の配電事業を営もうとする者への情報提供には制限がかかります。

このため、この段階では、一般送配電事業者は配電事業を営もうとする者に対して、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報や「系統情報の公表の考え方（系統情報ガイドライン）」に基づいた情報提供が基本となります。

なお、単に一般送配電事業者が保有する情報を得ようとするなど、悪意ある者のモラルハザードを避けるなどの観点から、一般送配電事業者から情報提供の手続き方法を示され、適正な範囲内で情報提供料を請求される場合があります。

表 2-2 配電事業を営もうとする者が参入許可申請準備段階で一般送配電事業者から提供を受けられる情報

段階	提供される情報
参入許可の申請準備段階	<ul style="list-style-type: none">● 系統情報● 参入予定エリアの電力需要等のデータ● 設備の譲受価格・借受価格や一般送配電事業者への委託料の見積もり金額● 公益的な費用である調整交付金、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金などの算定に係る情報● その他競争関係を阻害しない情報であって配電事業の検討に必要な情報
(参考) 参入許可後	<ul style="list-style-type: none">● 個別の電気供給事業者や電気工作物等に関する情報

①系統情報

配電事業を営もうとする者には、その対象区域の選定や事業計画書策定において、系統情報の取得ニーズがあります。このため、配電事業を営もうとする者は、「系統情報の公表の考え方（系統情報ガイドライン）」に基づき、一般送配電事業者による身分確認等を経た上で、閲覧や事前相談等を通じて「提示情報」として情報提供を受けることができます。

例えば、参入許可申請時に必要な、配電系統図等、高圧の配電線（6kV以上の電線路等）に関する情報は、表2-3に示すとおり、「系統情報の公表の考え方（系統情報ガイドライン）」に基づき提供を受けることができます。

表 2-3 配電事業を営もうとする者が一般送配電事業者から提供を受けられる項目

(配電事業の許可前：系統情報)

項目	概要
系統情報	配電系統図（送電容量・バンク容量・バンク構成）
系統情報	配電線の予想・実績電流、配電線容量
系統情報	設備定数（電圧・連系地点ごとのインピーダンス等）、短絡容量、系統保護リレーの設置状況
系統情報	配電設備計画
系統情報	配電線の停電実績

②参入予定エリアの電力需要等のデータ

配電事業を営もうとする者には、事業採算性の把握にあたり、エリアの需要等の情報の取得ニーズがあります。配電事業を営もうとする者は、必要に応じて、情報の目的外使用の禁止を含む秘密保持契約等を締結した上で、表2-4に示す項目を一般送配電事業者から情報提供を受けることができます。

なお、以下の表2-4に記載する事項であっても、この段階での一般送配電事業者からの情報提供においては、個人情報保護法の観点からの制約があります。具体的には、一般送配電事業者は、個人情報と紐付くような情報提供や需要家の同意ない個人データを提供できないため、配電事業を営もうとする者は、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報しか提供を受けることはできません。

表 2-4 配電事業を営もうとする者が一般送配電事業者から提供を受けられる項目

(配電事業の許可前：需要情報)

項目	概要
需要情報	参入エリアの総需要（kW、kWh）
需要情報	時間帯別需要
需要情報	需要家数 (対象エリアにおける需要家（500kW以上の高圧需要家）の立地状況)
需要情報	配電線の予想・実績電流

※なお、エリアの需要等の情報の把握の際には、電気事業法に基づく認定電気使用者情報利用者等協会から提供される電力データ（統計データ）を活用することも考えられます。

③設備の譲受価格・借受価格や一般送配電事業者への委託料の見積もり金額

※一般送配電事業者の機微な情報の流出や安定供給への支障のおそれがあることから、この段階では詳細な内訳のある見積書ではなく、概算額の総額が書かれたようなものになります。

※参考：配電事業への参入許可後

上記①～③の情報について、より詳細な情報や、「引継計画」等の作成に必要な情報を、一般送配電事業者から入手することができます。

表 2-5 配電事業を営もうとする者が、参入許可後に一般送配電事業者から提供を受けられる過去の実績値など

目的	提供される情報
譲受価格・借受価格の算定 (少なくとも3年間)	<ul style="list-style-type: none">● 算定根拠● 設備保全台帳等の情報● スマートメーター等の需要データ● 公益的な費用の単価や額
託送料金の算定 (直近1年間のデータ)	<ul style="list-style-type: none">● 需要家ごとの契約情報（契約アンペア、契約kW等）● 託送料金収入（算定根拠を含む）
業務委託価格	<ul style="list-style-type: none">● 見積額（内訳があるもの）

※P45①個人情報保護法関係（ア）の「参入許可後、「引継計画」の承認までの期間に提供を受けられる個人データ」も参照してください。

④一般送配電事業者の窓口

配電事業への参入を検討するにあたり、一般送配電事業者は問い合わせ窓口を設けています。

（2）事業計画書等の作成

＜作成する書類＞

- 「事業計画書」
- 「配電事業遂行体制説明書」
- 「事業収支見積書」

「事業計画書」の作成段階では、（1）で入手した情報等をベースに、想定する対象区域の中で、実現すべきコンセプト、エネルギー需給のバランス、実現に係る課題を踏まえ、ビジネスモデル・スキームを検討します。

その上で、事業化可能性に係る事業計画等を、「事業収支見積書」に基づき定めるとともに、事業化までの具体的なスケジュール・工程を明らかにしていきます。

また、一般送配電事業者や社外電工会社等への委託体制や災害時の自治体等との連携体制、社内の情報セキュリティ体制や個人情報保護体制等、組織体制についても検討しましょう。

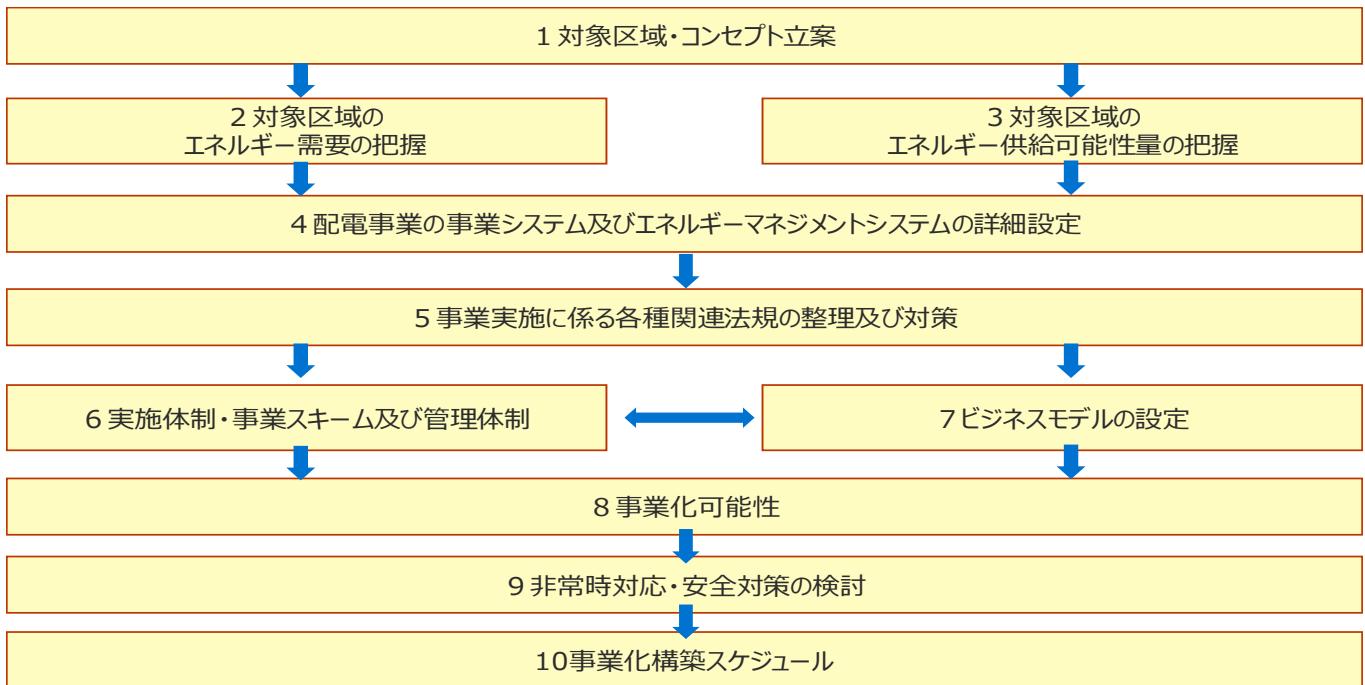


図 2-2 事業計画の検討フロー

①対象区域・コンセプト立案

配電事業の対象とする区域及び、実施にあたっての取組意義、解決したい地域課題等、中長期的に目指す地域の姿を具体化します。検討にあたっては、地域の自治体との連携が重要であることに鑑み、レジリエンス強化や再生可能エネルギー導入促進等、自治体の関連政策・計画等との整合にも配慮すると良いでしょう。

また、対象区域の選定において、クリームスキミング（収益性が高い配電エリアが切り出されることで他のエリアの収支が悪化すること）は認められないとされており、一般送配電事業者との協議においては十分な議論を重ねることが重要です。

なお、対象区域については、必ずしも住所情報と一致するものではなく配電線で電力を供給できる範囲となります。

②対象区域のエネルギー需要の把握

配電事業の対象区域でエネルギーの需要の規模を想定します。防災拠点をはじめとする公共施設や民間施設等、配電系統の状況や総需要を把握しましょう。

③対象区域のエネルギー供給可能量の把握

配電事業実施にあたって、対象区域内の需要家に対して、平常時に供給するエネルギー源の選定、規模を想定します。分散型電源、再生可能エネルギーをうまく利活用することで、エネルギーの地産地消の実現を図ることができます。

④配電事業の事業システム及びエネルギー・マネジメントシステムの詳細設定

配電事業でのエネルギー需給のポートフォリオを考慮して、配電事業の事業システムの検討及び、エネルギー・マネジメントシステムの在り方の詳細を検討します。例えば、太陽光発電等の再生可能エネルギー電源を中心に据える場合、蓄電池やバックアップ用の発電機を系統安定化のために用意する等が必要になることがあります。

⑤事業実施に係る関連法規の整理及び対策

事業実施にあたって、想定する事業に基づき、関連する法規制に留意し、その対策等を整理します。

⑥実施体制・事業スキーム及び管理体制

事業継続性に留意した上で、⑦のビジネスモデルの設定を進めるとともに、その実現のための実施体制と役割分担を明らかにします。事業のサプライチェーンやファイナンス面の支援、工事・運営維持管理等の支援等、事業スキームの検討を進めるとともに、平常時・災害等緊急時の具体的な人員配置等の管理体制を検討します。

なお、配電事業者は参入当初においては、特に系統管理業務、需給管理・周波数調整業務、FIT 関連業務、スイッチング関連業務、精算・検針業務について、一般送配電事業者に業務を委託することができます。この場合、一般送配電事業者は、委託に係る要請があった場合は、正当な理由がなければ協議に応じなければならないこととされています。また、この他の業務においても一般送配電事業者が受託できない業務も考えられるため、委託する業務及びその条件については十分協議を行いましょう。

⑦ビジネスモデルの設定

事業継続性に留意した上で、事業実施による付加価値を明らかにするとともに、利益の源泉を明確化します。時系列でモデルが変化する場合は、その計画についても詳細化します。

⑧事業化可能性

事業化可能性を把握するため、損益計算書を作成し、IRR 等の経営指標を用いるなどして、事業採算性を一定期間において分析します。影響の大きなパラメータ等がある場合、感度分析などして、その影響も把握します。

⑨非常時対応・安全対策の検討

非常時の電力供給の仕組みとして、一般送配電事業者との役割分担や、人員確保を含む災害復旧体制、実施フローを責任分界に留意して、具体化します。保安面での事故予防の技術的な対策や、地域防災面での避難計画の策定なども検討します。

⑩事業化スケジュール

事業化構築に向けた、スケジュールを作成します。自治体や一般送配電事業者、関係官庁その他の機関との調整や、事業体設立の場合の合意形成、設備の設計・施工、資材の調達など事業化プロセスを具体化するとともに、その時系列に沿った進め方を具体化します。

なお、クリティカルパスに留意し、滞りなく事業化が進むよう留意することが肝要です。

■コラム：配電事業者が業務実施する際の留意点

配電事業者と一般送配電事業者との間でスムーズな連携を担保するために、「運用申し合わせ書」を締結することが考えられます。

具体的には、平常時、配電線の運転、運用、保守等を各々の当該エリアにおいて業務を円滑に運用するための責任分担や業務の実施方法を予め取り決めておくこと、加えて、災害時の対応、具体的なパターン別の指揮命令系統を取り決めておくことなどがその内容になります。

現状の設備のスペックだけでなく、改修に必要な資材の調達先、スペック許容範囲、それらを使用する時の作業手順書、保守運用基準（手順）、管理手法などについても予め決めておくことが有益です。

また、一般用電気工作物である住宅に加え、高圧受電以上の電気主任技術者が存在する需要家は受電設備の情報を一般送配電事業者が保持しており、送り出し側の配電用変電所の各種継電器の整定値と、需要家側継電器の整定値との保護協調を取るために必要な資料であり、こういった資料の保有箇所、情報共有についても決めておくことが有益です。

（3）自治体・需要家等への説明

配電事業参入にあたり、自治体、需要家、供給区域内の発電事業者、供給区域内の需要家に小売供給を行う小売電気事業者等（以下「自治体・需要家等」という。）への説明や通知等が十分に行われることが重要です。

国は、配電事業の許可審査において、自治体・需要家等への説明会等が十分に行われているかを審査することになりますが、必ずしも全需要家等の同意を必要とせず、説明会等の回数や規模などについては、配電事業の供給区域の規模や需要家件数等、参入する配電事業エリアの特徴等を総合的に考慮して審査がなされます。

例えば、需要家件数が極端に少ないエリアにおいては、説明会の開催ではなく、1戸ずつ需要家に説明していくという方法も考えられます。一方で、需要家件数が大きいエリアにおいては、エリア内の各地区において数回にわたって住民説明会を開催するほか、インターネットや各種広告媒体を活用した周知なども考えられます。

【参入許可申請までに説明等を行う内容のイメージ】

●自治体への説明

地域の需要家等へ説明会等を行うにあたり、自治体の理解を得て協力関係を構築することが極めて重要です。自治体への説明においては、供給区域や配電事業の事業内容の他、地域へのメリット（再生可能エネルギー普及やレジリエンス向上等）や災害・事故への対応体制等（詳細はP75、84の「保安上の留意事項について」を参照してください。）について説明することが大切です。また、災害時の連携体制や電力データ提供の方法、避難訓練の方法等、一般送配電事業者と自治体が災害協定を結んでいる場合もあるため、こうした災害時の連携等についても、この段階から協議を開始しておくとその後の「引継計画」作成の際の調整がスムーズに進むと考えられます。

レジリエンス等の地域価値を最も享受するのは地域住民であり、その支援を行う自治体が関与する何らかの仕組みがあると、事業の大きな推進力となります。

●需要家への説明

需要家が小売電気事業者を自由に選択できるのとは異なり、送配電事業者を選択することはできないことから、事前に送配電網の運用の担い手が変わることについて十分に説明しておく必要があります。

この段階では許可前であるため、安定供給上の観点等から、一般送配電事業者等から詳細な設備情報を入手することができない他、設備の譲受価格・借受価格、委託費等についても詳細な内訳が算出されていないことから、一般送配電事業者等から入手する見積書をもとに託送料金や事業収支を計算することになります。

したがって、この段階での需要家への説明においては、具体的な事業内容や託送料金単価、託送メニューについて説明することは難しいかもしれません、可能な限り具体的に説明を行うことや、需要家や地域へのメリットや災害・事故への対応体制等（詳細はP75、84の「保安上の留意事項について」を参照してください。）を交えて説明することが重要です。

●発電事業者、小売電気事業者への説明

この段階では、供給区域内の発電事業者や小売電気事業者を完全に把握することは難しいので、自社HP等で広く周知することが考えられます。なお、「引継計画」承認後～事業開始までに当該事業者と託送契約等を締結しなければならないことに留意が必要です。

また、配電事業エリアで小売供給義務を負うみなし小売電気事業者や、情報入手できた小売電気事業者には、可能な限り早期に説明を行いましょう。

その他、事業許可後において、電気工作物設置場所の官公有地管理者や土地権利者との調整が発生することを見据えると、配電事業者が事業許可前に実施する自治体説明や需要家への説明会等のタイミングにおいて、設備の譲り受け、借り受けに係る手続きが必要になる旨の説明を行い、こうした地権者等にあらかじめ周知しておくことが望ましいと考えられます。

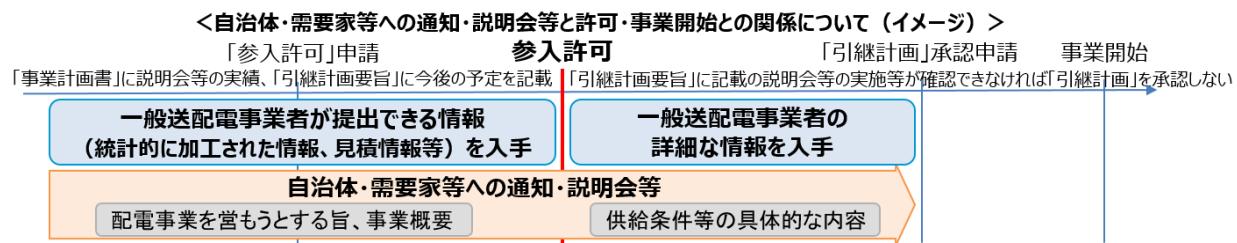


図 2-3 自治体・需要家への通知・説明会等と許可・事業開始との関係

（4）電力広域的運営推進機関への加入準備

配電事業を営もうとする者は、電力広域的運営推進機関の会員でない場合、参入許可申請前に、電力広域的運営推進機関の会員に加入する手続をとらなければなりません。

配電事業を営もうとする者は、当該申請者が電力広域的運営推進機関に加入する手続をとったことを証する書類（図 2-4 の「4:加入仮申請受付表示」）を参入許可申請書類として添付して申請することになります。

詳細は、電力広域的運営推進機関の HP を参照してください。

（<https://www.occto.or.jp/kaiin/kanyu.html>）

- 1 加入申請の画面（加入申請リンク確認）に、必要事項を入力
- 2 電力広域的運営推進機関より、入力したメールアドレスに会員加入仮申請のURLを受領
- 3 会員加入仮申請URLへアクセスし、「加入（仮）申請」画面にて、必要事項を入力して仮申請
- 4 「加入仮申請受付表示」を添付し、経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部政策課 電力産業・市場室へ参入許可申請
- 5 経済産業省より許可通知書を受領次第、事業者コードを取得
- 6 事業者コード取得後、上記（4）のURLへアクセスし、「加入本申請」画面にて必要事項を入力・本申請
- 7 電力広域的運営推進機関より、登録が確認でき次第、通知を受領
- 8 経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課に、「広域的運営推進機関加入届出書」を提出

図 2-4 電力広域的運営推進機関への加入準備の手続のフロー

4. 参入許可申請

(1) 参入許可申請書類の作成

配電事業を営もうとする者が国に提出する参入許可申請書類は以下のとおりです。

- ①**参入許可申請書**
- ②**事業計画書**※記載イメージは後述
- ③**事業収支見積書**
- ④**配電事業の用に供する電気工作物の概要及び供給区域の境界を明示した地形図**
- ⑤**送配電関係一覧図** ※系統図等を想定
- ⑥**電力潮流図**
- ⑦**配電事業の用に供する変電所、発電所又は蓄電所の主要設備の配置図**
- ⑧**一般送配電事業者又は他の配電事業者にその配電事業の用に供するための電気を供給する場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し**
- ⑨**他の者から配電事業の用に供するための電気の供給を受ける場合にあっては、その供給をする者との契約書の写し**
- ⑩**主たる技術者の履歴**
- ⑪**配電事業遂行体制説明書**
 - ⇒一般的な組織図、保安管理の責任者たる主任技術者を中心とした保安体制の他に、自治体との災害時の連携体制や社外電工会社への請負・委託関係、サイバーセキュリティ対策や個人情報保護の体制等についても記載しましょう
 - ※個人情報保護の体制については、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照してください。
- ⑫**当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書**（申請者が法人である場合）
- ⑬**当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書**（申請者が法人の発起人である場合）
- ⑭**当該申請者が配電事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し**（申請者が地方公共団体である場合）
- ⑮**発電水力に関する水利使用について行政庁の許可又は登録を要するときは、その許可書又は登録書の写し**（許可又は登録の申請をしている場合にあっては、その申請書の写し）（配電事業の用に供する水力発電所を設置する場合）
- ⑯**当該申請者が広域的運営推進機関に加入する手続をとったことを証する書類**（申請者が電力広域的運営推進機関の会員でない場合）
- ⑰**託送供給等約款の方針を記載した書面**
 - ⇒一般送配電事業者と異なる点などを記した新旧対照表等を提出してください。
- ⑱**引継計画の要旨**（一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者から譲り受け、

又は借り受けた電気工作物を配電事業の用に供しようとするときに限る)

⇒「引継計画」の記載案を提出してください。参入許可申請の段階では、一般送配電事業者から得られる情報にも限りがあるため、得られる情報をもとに記載できる部分を記載してください。

※個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（別添）講すべき安全管理措置の内容」を参照し、これに則った実施体制や業務の引継ぎ方法について記載してください。

(19) 配電事業の休廃止時に行う一般送配電事業者への託送供給等の業務の引継ぎに関して一般送配電事業者と共同で作成する「休廃止時取決書」（白地参入の場合又は他の配電事業者・特定送配電事業者から設備を譲渡、貸与された事業を実施する場合）

⇒上記のようなケースでは、一般送配電事業者と配電事業者の間で「引継計画」を作成しないことがあります。このため、一般送配電事業者と配電事業者間で、万が一配電事業者が休廃止する場合に備え、両者での取決め（「休廃止時取決書」）が必要となります。「休廃止時取決書」には、「引継計画」の記載事項である「6. 配電事業の休廃止若しくは譲渡し又は供給区域の変更（供給区域の減少に限る。）時における一般送配電事業者等に対する電気工作物の譲渡し又は返却及び託送供給等の業務の引継ぎに関する事項」の内容をもとに記載してください。詳細については、「引継計画」の記載例を参照してください。なお、「休廃止時取決書」は、休廃止を行う場合の許可申請に必要になるので、大切に保管してください。

（2）事業計画書の記載例

「事業計画書」については、以下の記載例を参考に作成してください。必要に応じて、別紙資料等を用いて具体的に説明してください。

事業計画書（記載例）

1 事業開始予定年月日

（記載例）

●年●月●日

2 配電事業の開始の日以降 10 年内の日を含む毎年度における用途別の需要見込み及び供給の計画

（記載例）

2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日

総需要： ●kWh

総供給： ●kWh

2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日

総需要： ●kWh

総供給：●kWh

・
・
・

2029年4月1日～2030年3月31日

総需要：●kWh

総供給：●kWh

※詳細は別紙●参照

3 所要資金の額及びその調達方法

(記載例)

- (1) 所要資金 ●円
- (2) 調達方法 自己資金 ●円
 借入金 ●円

所要資金●円に対し、自己資金●円、借入金●円で事業を実施するが、借入金については、●●銀行からの融資を受ける。(詳細については、別紙●を参照)

4 事業開始後当面の間、一般送配電事業者にその託送供給等の業務を委託する場合にあっては、将来的に自ら託送供給等の業務を行う計画

(記載例)

事業開始後、●年間は●●電力送配電株式会社に業務を委託する。この間、業務の詳細な内容やノウハウの蓄積・人材確保等を進め、託送供給等業務を自ら行えるようにする。具体的なスケジュール感や業務内容、委託内容等については、別紙●を参照。

5 地方公共団体、その託送供給等約款により電気の供給を受けることとなる者、供給区域内の電気の使用者その他の関係者に対する配電事業を営もうとする旨やその事業概要についての説明会の開催その他の方による説明の実施実績及び許可後に行う実施計画

(記載例)

- ・地方公共団体への説明について
 - 年●月●日～●年●月●日の間に定期的に打ち合わせを実施した。
 - 市からは、すでにご理解をいただいており、災害時の連携体制や電力データ提供の方法、避難訓練の方等についての具体的な協議を実施した。許可後、より詳細な検討を行う。(詳細は別紙●参照)

・需要家への説明

- 市の協力のもと、市内●か所の施設において、計●回の説明会を実施(詳細は別紙●参照)
市民に対しては、地域へのメリット、安定供給性、料金水準のイメージ等について説明を行った。
許可後、託送供給等約款の詳細な内容が決まるタイミングで、住民説明会を●●地区で●回実施する予定
(詳細は別紙●参照)

・発電事業者、小売電気事業者への説明

自社HP等で広く周知した(詳細は別紙●参照)

許可後、一般送配電事業者等から得られるエリア内の事業者情報を元に、託送供給等約款の情報について速やかに周知・協議を行う。（詳細は別紙●参照）

・地権者への説明

設備譲渡・設備貸与に係る手続きが必要になる旨、説明会の中で説明した。

許可後、一般送配電事業者から得られる地権者情報を元に交渉を行う。（詳細は別紙●参照）

6 諾り受け、又は借り受ける見込みの電気工作物の概要

（記載例）

（1）配電事業の用に供する送配電線路

送配電線路の名称：● ● 線

こう長及び回線数：● ● km (1回線)

電線の種類、太さ及び1回線当たりの条数：CVT ● × ● mm²～● mm²、1条

送配電容量：合計 ● MW (電力潮流図参照)

開閉所の位置（都道府県郡市区町村を記載すること。）：別紙●参照

※設備数が多い場合は、全ての項目で「別紙●参照」としていただいても構いません。（以下（2）、（3）も同様）

（2）配電事業の用に供する変電所

変電所の名称

変圧器の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数

周波数変換機器又は整流機器の種類、容量又は出力、電圧、相、周波数及び台数

（3）電気事業の用に供する発電所

イ 発電所の名称

ロ 原動力設備

（1）水力設備

取水する河川又は湖沼の名称及び放水する河川又は湖沼の名称

取水する河川又は湖沼の流域面積（当該発電所に係る部分に限る。）

取水口の位置（都道府県郡市区町村字番地を記載すること。）

放水口の位置（都道府県郡市区町村字番地を記載すること。）

ダムの位置（都道府県郡市区町村字番地を記載すること。）

有効落差（最大、常時及び常時せん頭の別に記載すること。）

使用水量（最大、常時及び常時せん頭の別に記載すること。）

揚水式発電所の場合は、揚水量及び揚程

引水方法

ダムの種類、高さ、頂長及び堤体の面積

導水路の種類、こう長及びこう配

ヘッドタンク又はサージタンクの種類

水圧管路の条数、長さ、最大内径及び最小内径
放水路の種類、こう長及びこう配
貯水池又は調整池の全容量、有効容量、設計洪水流量、利用水深、常時満水位、計画最高水位
及び年間総流入量
水車の種類、出力、回転数及び台数
揚水式発電所における揚水用のポンプの種類、入力、回転数及び台数

(口) 汽力を原動力とする設備

蒸気タービンの種類、出力、回転数及び台数
ボイラーの種類、蒸発量及び台数
燃料の種類及び標準発熱量

(ハ) ガスタービンを原動力とする設備

ガスタービンの種類、出力、回転数及び台数
燃料の種類及び標準発熱量

(ニ) 内燃力を原動力とする設備

内燃機関の種類、出力、回転数及び台数
燃料の種類及び標準発熱量

(ホ) 原子力設備

原子炉の型式、熱出力及び基数
燃料の種類、初期濃縮度、燃焼率及び装荷量
原子炉圧力容器の種類、圧力、温度及び台数
蒸気発生器の種類、容量、圧力、温度及び台数
原子炉の制御方式
原子炉格納施設の種類及び圧力
蒸気タービンの種類、出力、主蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、再熱蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、回転数並びに台数

ハ 電気設備

発電機の種類、容量、電圧、相、周波数、回転数及び台数
変圧機の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数
周波数変換機器又は整流機器の種類、容量又は出力、電圧、相、周波数及び台数

(4) 電気事業の用に供する蓄電所

イ 蓄電所の名称

ロ 電気設備

蓄電池の種類、出力、容量、電圧、相、周波数及び台数
変圧機の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数
周波数変換機器又は整流機器の種類、容量又は出力、電圧、相、周波数及び台数

7 工事の概要

(記載例)

(1) 配電事業の用に供する送配電線路

送配電線路の名称
こう長及び回線数
電線の種類、太さ及び1回線当たりの条数
送配電容量
開閉所の位置（都道府県郡市区町村を記載すること。）

(2) 配電事業の用に供する変電所

変電所の名称
変圧器の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数
周波数変換機器又は整流機器の種類、容量又は出力、電圧、相、周波数及び台数

(3) 電気事業の用に供する発電所

イ 発電所の名称

ロ 原動力設備

(1) 水力設備

取水する河川又は湖沼の名称及び放水する河川又は湖沼の名称
取水する河川又は湖沼の流域面積（当該発電所に係る部分に限る。）
取水口の位置（都道府県郡市区町村字番地を記載すること。）
放水口の位置（都道府県郡市区町村字番地を記載すること。）
ダムの位置（都道府県郡市区町村字番地を記載すること。）
有効落差（最大、常時及び常時せん頭の別に記載すること。）
使用水量（最大、常時及び常時せん頭の別に記載すること。）

揚水式発電所の場合は、揚水量及び揚程

引水方法

ダムの種類、高さ、頂長及び堤体の面積

導水路の種類、こう長及びこう配

ヘッドタンク又はサージタンクの種類

水圧管路の条数、長さ、最大内径及び最小内径

放水路の種類、こう長及びこう配

貯水池又は調整池の全容量、有効容量、設計洪水流量、利用水深、常時満水位、計画最高水位及び年間総流入量

水車の種類、出力、回転数及び台数

揚水式発電所における揚水用のポンプの種類、入力、回転数及び台数

(ロ) 汽力を原動力とする設備

蒸気タービンの種類、出力、回転数及び台数

ボイラーの種類、蒸発量及び台数

燃料の種類及び標準発熱量

(ハ) ガスタービンを原動力とする設備

ガスタービンの種類、出力、回転数及び台数

燃料の種類及び標準発熱量

(ニ) 内燃力を原動力とする設備

内燃機関の種類、出力、回転数及び台数

燃料の種類及び標準発熱量

(ホ) 原子力設備

原子炉の型式、熱出力及び基數

燃料の種類、初期濃縮度、燃焼率及び装荷量

原子炉圧力容器の種類、圧力、温度及び台数

蒸気発生器の種類、容量、圧力、温度及び台数

原子炉の制御方式

原子炉格納施設の種類及び圧力

蒸気タービンの種類、出力、主蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、再熱蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、回転数並びに台数

ハ 電気設備

発電機の種類、容量、電圧、相、周波数、回転数及び台数

変圧機の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数

周波数変換機器又は整流機器の種類、容量又は出力、電圧、相、周波数及び台数

(4) 電気事業の用に供する蓄電所

イ 蓄電所の名称

ロ 電気設備

蓄電池の種類、出力、容量、電圧、相、周波数及び台数

変圧機の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数

周波数変換機器又は整流機器の種類、容量又は出力、電圧、相、周波数及び台数

8 工事の工程

(記載例)

●年●月●日～●年●月●日

詳細は、別添●「工程表」のとおり

9 工事費の概要

(記載例)

別紙●「工事費の概要」参照

10 公益的な費用の処理方法

(記載例)

●再生可能エネルギー特措法における調整交付金

配電事業者が●●送配電株式会社に業務を委託し、●●送配電株式会社が配電事業者の代わりに電力広域的運営推進機関から調整交付金を受け取る。

●電源開発促進税

配電事業者が国に納付。

●賠償負担金

賠償負担金を小売電気事業者から回収し、●●送配電株式会社との契約に基づき、賠償負担金相当金を●●送配電株式会社に払い渡す。

●廃炉円滑化負担金

廃炉円滑化負担金を小売電気事業者から回収し、●●送配電株式会社との契約に基づき、廃炉円滑化負担金相当金を●●送配電株式会社に払い渡す。

11 上記 6~10 それぞれに関する一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者との具体的な協議事項及び協議状況

(記載例)

6については、●●送配電株式会社から入手したエリアの系統情報をもとに記載しているが、配電事業エリアの設備については、許可後に引継計画の要旨をもとに作成する引継計画に従い、適切に引継ぐことを取り決めている。

7～9については、新たに行う増強工事について、●●送配電株式会社と協議を行っており、具体的な工事内容やスケジュールイメージについて調整を行っているところ。許可後に、より詳細な事項を調整し、負担金の支払い等を経て、施行する予定。

10については、再生可能エネルギー特措法における調整交付金に係る委託業務、賠償負担金・賠償負担金相当金に係る回収・払渡し及び廃炉円滑化負担金・廃炉円滑化負担金相当金に係る回収・払渡しの協議を●●送配電株式会社と行っているところ。参入許可後に協議事項に係る契約を締結する予定。

- 備考
- 譲り受け、又は借り受ける見込みの電気工作物の概要及び工事の概要は、主要設備について記載すること。
 - 工事の工程は、送配電線路、変電所、発電所又は蓄電所に係る場合に限り、記載すること。
 - 工事費の概算は、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）の別表第1の勘定科目の分類により記載すること。
 - 該当事項のない項目は、省略すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

（3）許可審査基準

配電事業は、一般送配電事業と同様に経済産業大臣による許可制となっています。

国は、一般送配電事業と同様に、配電事業の許可にあたり、経理的基礎や技術的能力、事業計画の確実性等、当該エリアの安定供給や需要家利益を確保する主体としての適格性を審査します。具体的には以下の基準をもって、配電事業者としての適格性等を審査することとなります。

- ① 配電事業の開始が、その供給区域における電気の供給の要請に応じて行われるものである場合 [第1号要件]
- ② 配電事業を健全な状態において長期的に継続して遂行するための設備資金、運転資金等の調達方法、有

利子負債の返済計画の確実性、自己資本の健全性及び経営の堅実性等の財政面の確実性並びに技術スタッフの組織及び個々の担当者の経歴等の配電事業の用に供する電気工作物の維持及び運用並びに保安確保の面からの技術的能力がある場合（現に資金等を所有していない、又は技術者がいないものの、事業を遂行するに至るまでにこれらを確保し得る確実性を有している場合及び事業開始後当面の間、一般送配電事業者にその託送供給等の業務を委託する場合にあっては、将来的に自ら託送供給等の業務を行う確実性を有している場合を含む。）【第2号要件】

- ③ 需要想定、供給力の算定、重要な許認可の取得状況等から見て、配電事業の内容（次に掲げる計画を含む。）が確実な資料によるものである場合【第3号要件】

イ 休廃止等の計画

□ その供給区域内の地方公共団体、その託送供給等約款により電気の供給を受けることとなる者、供給区域内の電気の使用者（配電事業者として託送供給を行うこととなる小売電気事業者から電気の供給を受ることとなる者に限る。以下この③において同じ。）その他の関係者に対する配電事業を営もうとする旨、その事業概要及び託送料金その他の供給条件についての説明会の開催その他の方法による説明（以下この③において「説明会等」という。）の実施計画（既に実施した説明会等の実績及び許可後であって事業開始前に行う説明会等の計画を含むものに限る。）

ハ 許可後であって事業開始前に行う供給区域内の電気の使用者に対する託送供給等の業務を実施する主体が変更することについての通知の計画

- ④ 電気工作物の電気の供給の最大能力及び調整力（配電事業以外、例えば、第2条第4項の規定により配電事業とみなされる事業の用に供する電気工作物の能力は除外する。）が、その供給区域の需要に対し、不足しない場合【第4号要件】

- ⑤ 配電事業の開始により、許可申請された配電事業者と既存の一般送配電事業者若しくは配電事業者との関係において、又は許可申請された配電事業者自身において、その供給区域の需要に対する電気の供給のための電気工作物（供給区域内にある電気工作物に限らず、供給区域外の送電用、配電用及び変電用の電気工作物も含む。）が著しく過剰（過剰が著しいか否かについては、社会通念によって判断するものとする。）とならないと認められる場合【第5号要件】

- ⑥ ①から⑤までに掲げる場合のほか、公共の利益の増進のため必要かつ適切である場合、より具体的には、例えば、次のような場合とする。【第6号要件】

イ 一の電気事業を超えた電気事業全体としての総合的立場からの合理性の有無の観点から、地域の電力の低廉かつ安定的な供給を担うべき事業としての事業の適切性及び国民経済の発達を図る上で必要な電力供給を行う事業としての必要性を有していると判断される場合

□ 暴力団員等でないこと、法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等のあるものでないこと、暴力団員等がその事業活動を支配する者でないことにより公共の利益の増進のため適切であると判断される場合

ハ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第15条の2第2項に規定する調整交付金などの公益的な費用の処理を適切に行うと判断される場合

ニ 一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者との配電事業の実施に関し必要な協議が調う見込みがあると認められる場合

ホ 一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者から譲り受け、又は借り受けた電気工作物を配電事業の用に供しようとするときは、当該一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業

者と個人情報の保護の実施体制が同等であると認められる場合

(4) 許可通知書の受領

配電事業の許可を得られた際には、「許可通知書」が国から送付されます。配電事業者は、「許可通知書」を受領次第、電力広域的運営推進機関への正式加入の手続きを進めてください。

正式加入の手続きについては、図 2-4 を参照の上、「5」以降の手続きを実施してください。

5. 事業開始前準備

(1) 許可後の詳細な系統情報等の入手

参入許可後は、一般送配電事業者が配電事業者に業務を引継ぐ行為は一般送配電事業の一環となるため配電事業者は一般送配電事業者等からより詳細な設備情報や財務会計情報等を入手することができます。

具体的には、以下のような情報を得ることができますが、一部の情報については個人情報保護法を遵守した対応が必要となります。

表 2-6 情報提供項目（配電事業の許可後）

項目	概要	備考
系統情報	配電系統図（送電容量・バンク容量）	「系統情報の公表の考え方」により提示情報として入手できる
系統情報	配電線の予想・実績電流	「系統情報の公表の考え方」により提示情報として入手できる
系統情報	設備定数（電圧・インピーダンス等）、短絡容量、系統保護リレーの設置状況	「系統情報の公表の考え方」により提示情報として入手できる
系統情報	配電設備計画	「系統情報の公表の考え方」により提示情報として入手できる
系統情報	配電線の停電実績	「系統情報の公表の考え方」により提示情報として入手できる
需要情報	参入エリアの総需要、時間帯別需要、需要家数	一般送配電事業者との協議により入手。個人が特定できる場合は、個人情報保護法の対象
需要家情報	需要家との取決め事項	一般送配電事業者との協議により入手。個人情報保護法の対象
需要家情報	需要家ごとの契約情報(契約アンペア、契約 kW 等)、太陽光連系、等、スマートメーター等の需要データ	一般送配電事業者との協議により入手。個人情報保護法の対象
地権者情報		一般送配電事業者との協議により入手。個人情報保護法の対象
発電者情報	発電者名、発電場所、契約受電電力等	一般送配電事業者との協議により入手。個人情報保護法の対象
FIT・FIP 情報	FIT・FIP 発電者名、発電場所、最大受電電力、契約期間等	一般送配電事業者との協議により入手。個人情報保護法の対象
共架利用者情報	共架利用者名、共架設備等	一般送配電事業者との協議により入手。個人情報保護法の対象

項目	概要	備考
借受価格・譲受価格（見積）	内訳があるもの (公益的な費用の単価や額、その算定根拠を含む)	一般送配電事業者との協議により入手
業務委託価格（見積）	内訳があるもの	一般送配電事業者との協議により入手
託送収入	エリアの託送収入（算定根拠含む）	一般送配電事業者との協議により入手
系統関連	亘長、インピーダンス	一般送配電事業者との協議により入手
工事計画		一般送配電事業者との協議により入手
責任分界点の潮流実績	責任分界点に一般送配電事業者の既存センサSW等が設置されている場合、把握は可能であるが、それ以外は推定値	一般送配電事業者との協議により入手
設備関連	設備数、設備種別（メーカー等）、経年（検定満了年月）、巡視結果、点検結果、占用情報、会計情報（簿価、減価償却情報等）	一般送配電事業者との協議により入手

①個人情報保護法関係

（ア）参入許可後、「引継計画」の承認までの期間に提供を受けられる個人データ

参入許可後、「引継計画」承認前の期間においては、一般送配電事業者は、上記の表 2-6 における「個人情報保護法の対象」と記載している項目について、配電事業者が説明会の開催や地権者等との交渉、事業性評価等の目的のために利用する場合に限って、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人データを提供することができますが、当該データの利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継の交渉が不調となった場合の措置等、配電事業者に安全管理措置を遵守するために必要な契約を締結しなければなりません（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3-4-3 第三者に該当しない場合(2) 事業の承継」を参照してください）。

参入許可後、「引継計画」の承認までの期間では、上記の表 2-6 における「個人情報保護法の対象」と記載している項目について、説明会の開催や地権者等との交渉、事業性評価等の目的のために入手する必要がある場合、このような契約を一般送配電事業者と締結しなければなりません。

（イ）「引継計画」の承認後に提供を受けることができる個人データ

一般送配電事業者が配電事業者に託送供給等業務を引継ぐ行為は、個人情報保護法第 27 条 5 項 2 号に規定する「事業の承継」に該当します。この「事業の承継」については、「引継計画の承認」

時点で事業が承継されたと考えられることから、「引継計画」承認後に一般送配電事業者が配電事業者に対し、本人の同意なく配電事業に必要な個人情報の提供を実施することができるようになります。

また、他の事業者から「事業の承継」に「伴って」取得した個人情報については、個人情報保護法第18条第2項により、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で取り扱う必要があるため、承継先の配電事業者がかかる義務に違反することのないよう、一般送配電事業者が事業の承継に伴って個人情報を配電事業者に提供する場合には、提供される個人情報とその利用目的を個人情報の項目ごとに整理した上で提供することが重要となります。

(ウ) 「事業の承継」に伴って本人の同意なく個人情報の提供が可能な具体例

- ・日常的な託送料金の算定、需給予測、託送供給の要求等のために一般送配電事業者が小売電気事業者に需要情報を提供するために必要となる、需要家と小売電気事業者との契約情報
- ・災害などの緊急の事態への対処又は当該事態の発生の防止のため自治体へ提供する情報
- ・電柱敷地の地権者情報

(エ) 小売電気事業者が保有する情報の「共同利用」について

小売電気事業者が保有している電気の使用者に関する情報については、一般送配電事業者との間で個人情報保護法上の「共同利用」という形式で利用されています。

一般送配電事業者の「事業を承継」する配電事業者は、この「共同利用」の対象としての立場も承継するので、「引継計画」承認後は、小売電気事業者から個人情報を提供されることが可能となります。なお、小売電気事業者のプライバシーポリシー等において、共同して利用する者の範囲対象に配電事業者が含まれている必要があります。

(オ) 配電事業者に課せられる個人情報保護法上の規定

個人情報保護法第22条により、個人情報取扱事業者は、個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく削除するよう努めなければならないが、一般送配電事業者は、配電事業者への引継ぎ後も一般送配電事業としての義務（最終保障供給義務）に必要な範囲で個人情報を保有し続けることができます。

（2）引継計画の作成

「引継計画」は、配電事業者が主体となり設備の譲渡者又は貸与者たる一般送配電事業者等（一般送配電事業者、他の配電事業者、特定送配電事業者）と共同して作成するものです。なお、他の配電事業者、特定送配電事業者からのみ設備の譲渡、貸与（又貸しを除く）を受けて事業を開始する場合や、白地参入の場合は、一般送配電事業者との間で「引継計画」を作成する法的義務はありません。

①引継計画の記載例

「引継計画」は、安定供給確保の観点及び適正価格による設備の譲り受け・借り受けを確保する観点（クリームスキミング防止の観点を含む。）から記載事項を設けており、国は、その記載事項及び関連する委託契約書等の書類をもとに審査します。

「引継計画」の記載内容については、以下が記載例です。必要に応じて、別紙資料等を用いて具体的に説明してください。

引継計画（記載例・記載内容）

1 引継計画を共同で作成した者

○○送配電株式会社

2 引継開始予定年月日

令和〇年〇月〇日

3 電気工作物の引継ぎに関する事項

(1) 譲り受け、又は借り受けた電気工作物の概要

※高圧の配電線（6kV以上の電線路等）に関する情報について記載してください。

（記載例1）

電柱：○本

電線：○km

変圧器：○台

・

・

（記載例2）

別紙●参照

(2) 電気工作物やその情報等の引継ぎ方法

一般送配電事業者等から設備の情報を引継ぐ方法を具体的に記載してください。

(3) 電気工作物の維持・運用方法

設備管理台帳や巡視点検記録を引継ぎやその維持・運用の方法について具体的に記載してください。また、一般送配電事業者が配電事業者に譲渡・貸与する設備のモニタリングの方法についても具体的に記載してください。

4 託送供給等業務の引継ぎに関する事項

(1) 引継ぐ託送供給等業務の内容及び引継ぎ方法

どういう業務をどのように引継ぐのか具体的に記載してください。

精算等業務について、調整交付金、電源開発促進税、賠償負担金、廃炉円滑化負担金等の処理方

法を具体的に記載してください。

平常時の認定協会への電力データの提供の方法の引継ぎについて具体的に記載してください。

(2) 災害その他の事由による事故により電気の安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための措置と引継ぎ方法

災害時の連携体制について自治体や一般送配電事業者等との協定等の内容を記載してください。

オフグリッド運用の有無やその方法について具体的に記載してください。

災害時における地方公共団体等への電力データの提供の方法を具体的に記載してください。

(3) 保安上の責任主体や責任分担

一般送配電事業者等との保安上の責任分界などについて、委託する業務等を踏まえ具体的に記載してください。

(4) 個人情報保護の実施体制及び個人情報保護に係る業務の引継ぎ方法

※個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照し、これに則った実施体制や業務の引継ぎ方法について記載してください。

5 謙り受け、又は借り受けた電気工作物の譲受価格若しくは借受価格に関する事項

(1) 譲受価格又は借受価格の総額

設備の借受価格：○円

(2) 公益的費用の単価又は額

電源開発促進税：○円/kWh

賠償負担金：○円/kWh

廃炉円滑化負担金：○円/kWh

※処理方法については別添契約書のとおり

なお、再生可能エネルギー特措法における調整交付金：○円/kWh

(3) 供給区域の発電及び需要に関する情報

発電：kW や kWh について記載してください。

需要：kW や kWh について記載してください。

(4) 譲受価格又は借受価格の算定期間

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

(5) 譲受価格又は借受価格の算定方法

算定方法を記載してください。（P52 借受価格等の設定の考え方以降を参照）また、価格について、一般送配電事業者の託送料金が変更されるタイミングである 5 年を原則で見直すとすることや外生的に生じる公益的な費用の単価変更により変更を見直す場合もあることなど、その考え方についても具体的に記載

してください。

(6) 謙受価格又は借受価格の算定にあたって用いた想定値と実績値の差の取扱い

想定と実績の差分については、次期（ex.次の5年間）のタイミングで調整するなど、その方法について具体的に記載してください。

(7) 配電事業者による効率化の成果等の取扱い

上位系統の増強回避に寄与した分については、一般送配電事業者と配電事業者間で協議のうえ寄与度に応じて分け合うこととし、次期の借受価格で調整を行うなど、その考え方について具体的に記載してください。

6 配電事業の休廃止、譲渡し又は供給区域の変更（供給区域の減少に限る。）時における一般送配電事業者等に対する電気工作物の譲渡し又は返却及び託送供給等の業務の引継ぎに関する事項

(1) 電気工作物やその情報等の引継ぎ方法

十分な期間をもって一般送配電事業者に設備情報を引継ぐ方法等について具体的に記載してください。
日常的なモニタリング方法についても具体的に記載してください。

(2) 供給区域内の地方公共団体、電気の使用者、その託送供給等約款により電気の供給を受けている者その他の関係者に対する説明の方法

(3) 原状回復方法の内容

原状回復をどのように行うのか、また、原状回復を行えないような場合の対応等について具体的に記載してください。

(4) 休廃止に備えた積立金の積立て方法及び取崩し方法

休廃止に備えた積立金の積立て方法（月額○円を一般送配電事業者に積み立てるなど）とどのような状況になったら取り崩すのかといった方法について具体的に記載してください。

(5) 積立金の積立てを行えない場合の対応方法

休廃止の手続きを行う流れ等について具体的に記載してください。

(6) 一般送配電事業者が配電事業者の設備管理状況等を確認する方法

モニタリングの方法について具体的に記載してください。

(7) 第三者への電気工作物の譲渡・貸与の取扱い

再譲渡や又貸しの運用について記載してください。

7 供給区域内の地方公共団体、電気の使用者、その託送供給等約款により電気の供給を受けている者その他の関係者に対する配電事業を営もうとする旨やその事業概要についての説明会の開催その他の方法による説明の実績

※許可後事業開始前に一般送配電事業者等から詳細な情報を得た後に実施する説明会等の方法や回数、時期の予定を記載してください。

(記載例)

・地方公共団体への説明について

●年●月●日～●年●月●日の間に定期的に打ち合わせを実施。

災害時の連携体制や電力データ提供の方法、避難訓練の方法等についての具体的な協議を実施。

・需要家への説明

●●市の協力のもと、市内●か所の施設において、計●回の説明会を実施（詳細は別紙●参照）

市民に対しては、地域へのメリット、安定供給性、料金水準等について説明を行った。

・発電事業者、小売電気事業者への説明

一般送配電事業者等やスイッチングシステム等から得られる情報をもとに説明を実施した

(詳細は別紙●参照)

・地権者への説明

一般送配電事業者等から情報を入手し、交渉を実施した。

備考 1 謾り受け、又は借り受けた電気工作物の概要は、主要設備について記載すること。

2 該当事項のない項目は、省略すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

■コラム：費用負担区分

基本的な考え方としては、配電事業者由来で発生するコストの増加分（※中抜き系統解消に要する工事費用等）については、一般送配電事業者が系統利用者から託送料金で回収するではなく、原則、配電事業参入で受益を得る配電事業者の負担となるべきですが、一般送配電事業者にも便益がある、または系統利用者全員に受益があり薄く広く負担すべきようなものもあるため、両者間の協議において、費用負担を按分等で定めることが望ましいと考えられます。

これらについては、参入を本格的に検討するタイミングから一般送配電事業者等との間で、よく協議しておきましょう。

なお、一般送配電事業者が費用を負担する場合、収入上限・託送料金の原価算定の可否等について国への事前確認等も必要となる場合もあり、調整に時間要する場合があります。

(配電事業者が負担するものと考えられる費用負担の例)

※配電事業の参入及び休廃止に起因するもので、一般送配電事業者に便益がないものの例

【参入時】

中抜き系統参入時の一般送配電事業者の費用増分（バイパスルート構築費等）
系統変更費用、自動区分開閉器等の設備設置費用、一般送配電事業者のシステム改修費用
(配電事業者参入対応に共通するシステム改修を除く、配電事業者都合のシステム改修)、引
継計画作成等の事務コスト費用等

【運用時】

配電設備改修費用、モニタリング費用、システム改修費用、
点検結果共有等の事務コスト費用等

【休廃止時】

休廃止時の設備モニタリング費用、原状回復費用、設備引継等の事務コスト費用等

②引継計画の承認審査基準

電気事業法において、配電事業者は、一般送配電事業者等から譲り受け又は借り受けた設備を用いて事業を行う場合、従前どおり安定供給を確保するため、その業務の引継ぎが適切に行われるよう、当該一般送配電事業者等と共同して、「引継計画」を作成し、国の承認を受けることが必要とされており、国は、「引継計画」が託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎを確保するために十分なものと認めるときに承認することとされています。

なお、一つの配電事業者が事業を行う供給区域内で設備の所有者が混在するような場合^(*)は、一般送配電事業者等及び配電事業者の設備管理や業務遂行の煩雑化につながるため、必要性や運用方法について一般送配電事業者等と十分に協議を行いましょう。

(*) 事業を行う供給区域内の一部の設備だけを譲り受け、残りを借り受けする場合や、設備を借り受けた後に配電事業者自らの設備を構築する場合等

(承認審査基準)

第27条の12の12第1項の規定による引継計画の承認に係る審査基準については、同条第2項に承認の基準が規定されているところであり、より具体的には、引継計画又はその添付書類に必要な事項が明確に記載され、かつ、次に掲げる全ての要件に適合し、託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎが確保されることが見込まれるときとする。

- ① 一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者（以下②、⑦及び⑧において「一般送配電事業者等」という。）から譲り受け、又は借り受けた電気工作物の譲受価格若しくは借受価格が公益的な費用の単価や額を踏まえ適切に設定されていると認められること
- ② 配電事業者とその供給区域内の一般送配電事業者等との設備管理や業務等における責任に関する事項が明確であること
- ③ 配電事業者の供給区域内の全ての地方公共団体、電気の使用者（配電事業者として託送供給を行うこととなる小売電気事業者から電気の供給を受けることとなる者に限る。以下④及び⑧において同じ。）、その

託送供給等約款により電気の供給を受けることとなる者その他の関係者に対し、その供給区域において託送供給等の業務を行う者が変更となることについて適切に通知を行ったこと

- ④ 配電事業の開始に当たり、その供給区域内の地方公共団体、電気の使用者、その託送供給等約款により電気の供給を受けることとなる者その他の関係者に対し、説明会の開催その他の方法により、託送料金その他の供給条件についての説明を適切に行っていること
- ⑤ 配電事業の用に供する電気工作物の維持及び運用並びに当該電気工作物の保安の確保のため行う業務が明確であること
- ⑥ 災害その他の事由により電気の安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための他の電気事業者、地方公共団体その他の関係者との連携に関する事項が明確であること
- ⑦ 配電事業の休廃止、譲渡し又は供給区域の変更（供給区域の減少に限る。）により、その供給区域の一部又は全部において一般送配電事業者等が託送供給等の業務を行うこととなる場合における当該一般送配電事業者等に対する電気工作物の譲渡し又は返却及び託送供給等の業務の引継ぎに係る事項が明確であること
- ⑧ 配電事業の休廃止、譲渡し又は供給区域の変更（供給区域の減少に限る。）により、その供給区域の一部又は全部において一般送配電事業者等が託送供給等の業務を行うこととなる場合において、その供給区域内の地方公共団体、電気の使用者、その託送供給等約款により電気の供給を受けている者その他の関係者に対し、託送供給等の業務を行う者が変更となることについて説明を行う方法が明確であること
- ⑨ 配電事業の用に供しようとする電気工作物が一般送配電事業者から譲り受けたものである場合は、その電気工作物を他の配電事業者又は特定送配電事業者に譲渡しないことが明確であること
- ⑩ 配電事業の用に供しようとする電気工作物が一般送配電事業者から借り受けた電気工作物である場合にあっては、当該電気工作物を他の配電事業者に貸し渡したときは、遅滞なく、賃借人の地位を当該他の配電事業者に譲り渡し、当該一般送配電事業者と当該他の配電事業者が引継計画を新たに作成することが明確であること
- ⑪ 休廃止に備えた積立金を積み立てること及び積立金の取崩しを行ったときは、取崩した額に相当する金額を積み立てる旨が明確であること
- ⑫ ⑪の積立金を積み立てることが困難な場合その他の事業の継続が困難な場合にあっては、休廃止の許可申請を行う旨が明確であること
- ⑬ 一般送配電事業者が配電事業者の設備管理状況等を適切に確認する方法が明確であること

③引継計画の変更命令基準

上記審査基準の①から⑬までに適合しなくなった場合であって、託送供給等の業務の円滑な引継を確保するために必要があると国が認めるとき、「引継計画」の変更命令がなされます。このため、「引継計画」の内容に変更が生じる場合は、速やかに国に変更承認申請を行う必要があります。

なお、市町村名、連絡先、電気工作物の数量その他の託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎに支障のない変更は、軽微なものであるため、変更届出を行うことで足ります。

④借受価格等の設定の考え方

借受価格、譲受価格（以下、「借受価格等」という。）の設定については、配電事業者の参入が

一般送配電事業者との関係において、クリームスキミングとならないようにすることが重要な観点であり、その考え方に基づき以下のような算出方法となります。

図 2-5 のイメージのとおり、借受時の定期的に支払う借受価格については、配電事業エリアにおいて得られる「託送料金期待収入」から、配電事業者自身の業務である①配電設備の維持運用費用を除く形で算定し、②配電設備の償却費用、③上位系統費用、④地域調整費用等を含む価格とすることが基本とされています。また、譲受時の定期的に支払う費用については、設備が譲受されていることから設備の減価償却費は配電事業者側で計上されるため、「託送料金期待収入」から、①配電設備の維持運用費用と、②配電設備の償却費用を除く形で算定し、③上位系統費用、④地域調整費用等を含む価格とするとされています。

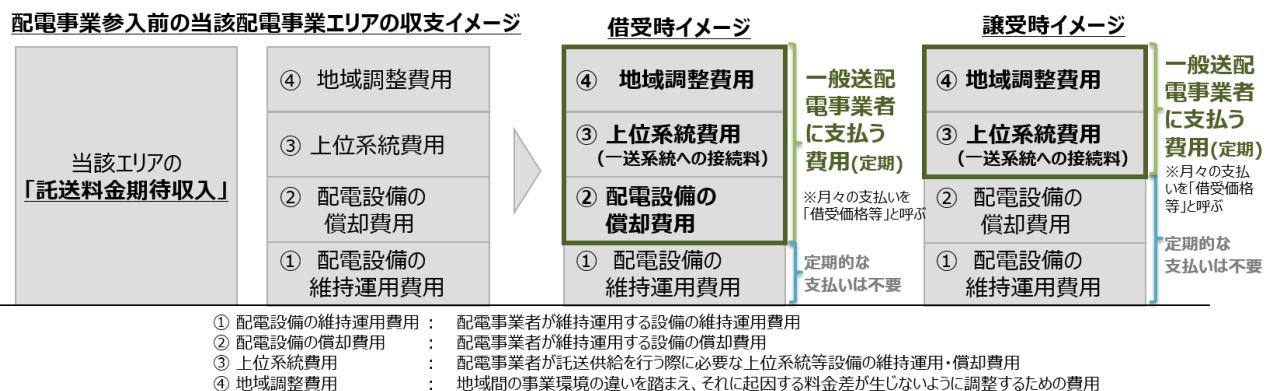


図 2-5 配電事業者への設備の譲受価格・借受価格のイメージ

(ア) 上位系統費用について

配電事業の運用を行うに当たって、一般送配電事業者の系統に接続している場合、一般送配電事業エリアから配電事業エリアへの潮流又は逆潮流が発生することとなります。そのため、一般送配電事業者が所有・管理する上位系統の設備も一部利用しながら、配電事業を運営することとなりますので、借受価格等には上位系統の利用料を含むものと考えられます(※)。

また、一般送配電事業エリアと配電事業エリア間の供給は、振替供給となります。ただし、本制度開始時点では、電力量調整供給業務等については、一般送配電事業者に委託することが基本となり、今後、配電事業者が自ら電力量調整供給等を行う際の課題の整理を行っていくこととなります。このため、一般送配電事業エリアと配電事業エリア間の振替供給電力量を把握できないことから、一般送配電事業エリアと配電事業エリア間の事業者間精算相当費用は「上位系統費用」に含まれるものと觀念されます。

なお、配電事業者が白地参入する場合であっても、配電事業者の系統が、一般送配電事業者の系統に接続している場合にあっては、「③上位系統費用」に相当する費用を、一般送配電事業者に支払うことが必要となります。白地参入の場合は、「引継計画」を作成する必要がないため、その支払金額については、一般送配電事業者と配電事業者の協議により締結した私契約において取り決めておくこととなります。

(※) 配電事業者による潮流合理化の取り組み等による上位系統費用の減額の考え方については、⑤- (イ) を参照してください。

(イ) 地域調整費用について

クリームスキミング防止等の観点から、エリアの収益性の違いについては、④地域調整費用において調整を行うこととし、一般送配電事業者によって、需要密度が高く収益性が高いエリアの収入が、需要密度が非常に低く収益性が低いエリア（山間部や離島など）の費用の補填に充てることができる仕組みとしています。なお、需要密度が非常に低い地域に配電事業者が参入する場合にあっては、④地域調整費用が大きくマイナスとなる結果、一般送配電事業者が配電事業者に費用を支払って設備の維持・運用を委ねる契約となる（借受価格等全体がマイナスとなる）場合も考えられます（※）。

また、配電事業者が白地参入する場合に、私契約での取り決めが必要である点は、(ア) 上位系統費用について、における記載と同様です。なお、もともと系統が敷設されていない地域に参入する際に、一般送配電事業者に配電線の敷設等を依頼し、その設備の譲り受け又は借り受けて参入することも考えられますが、この場合は、白地参入の扱いとはならず、「引継計画」を作成することが必要です。

(※) 地域調整費用である賠償負担金、廃炉円滑化負担金及び離島ユニバーサルサービスに係る料金は、制度趣旨等を踏まえて配電事業エリアの実績需要量に応じた処理などを用うことも考えられます。

⑤借受価格等の算定方法

配電事業者が一般送配電事業者に支払う借受価格等については、以下 (ア) ~ (イ) を基本として、一般送配電事業者と配電事業者の協議により決定することが必要です。（必要に応じて、電力・ガス取引監視等委員会のあっせん・仲裁の仕組み等を活用することも考えられます。）

(ア) 借受価格等の金額の算定^{※1}

以下の算定式を基本としてください（図 2-6 参照）。

a. 借受価格：

「配電エリアの託送料金収入^{※2}（過去実績 or 将来見込み^{※3}）」

－「配電設備の維持運用費用（過去実績 or 将来見込み）」

b. 譲受価格（定期で支払うもの）^{※4}：

「配電エリアの託送料金収入（過去実績 or 将来見込み）」

－「配電設備の維持運用費用（過去実績 or 将来見込み）」

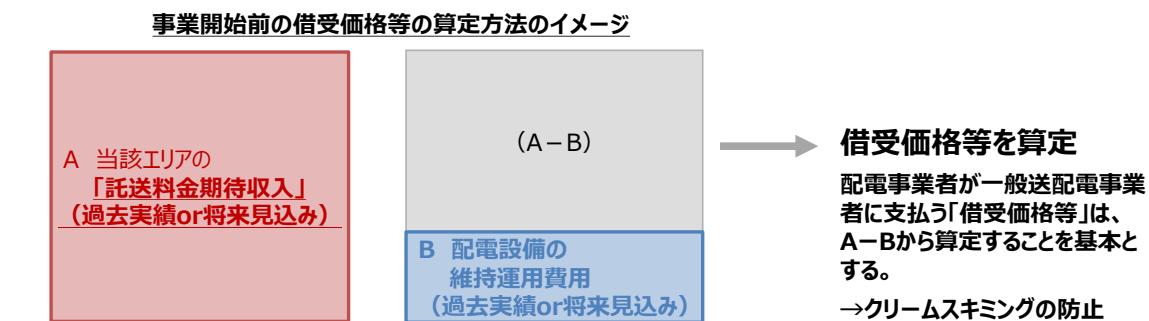
–「配電設備の減価償却費（簿価等）」

※1 配電事業者の参入により一般送配電事業者に発生する追加業務に係る費用（モニタリングに要する費用等）は、追加業務に係る費用として借受価格等に加算されるべきものと考えられます。また、配電事業者の参入・撤退にかかわらず一般送配電事業者にとって必要な費用及び配電事業の休廃止に備えた費用については、一般送配電事業者がそれらを算定のうえ、配電事業者と協議を行うこととなります。協議の結果、合意された費用については、借受価格等又は撤退時の保証金に加算すべきものと考えられます。なお、一般送配電事業者がそれらを算定することが困難な場合には、費用等の内容、総額及び算定することが困難な理由等を示し、配電事業者と協議を行うことになります。協議の結果、合意された費用については、借受価格等に含まれるものと考えられます。さらに、上記で合意された費用について、翌期以降の借受価格等を算定する際は、配電事業者の実績費用等を用いることになりますが、配電事業者にも同様の費用が発生している場合には、当該実績費用等にそれらの費用は含めないことになります。また、前期における配電事業者の成果（効率化+電化促進等）を算定する際も同様です。

※2 託送料金収入については、各種割引を反映することが想定されます。

※3 将来見込の場合、例えば、算定時に接続検討申込済のものや、将来的に需要減の可能性が高いものについては、適宜増減することも考えられます。

※4 配電事業者が一般送配電事業者から設備を譲り受ける場合、一般送配電事業者の設備である上位系統への接続料や地域調整費用として、一般送配電事業者に定期に支払う費用のことであり、当該譲り受けた設備の対価（譲受設備の簿価等）ではありません。



→ 事業開始前は、ABのデータが整備されていないが、以下のような推計により、ある程度、正確に算定することが可能ではないか。

A 配電エリアの需要地点毎に、過去の託送料金収入を用いて算定する（過去実績のケース）

B 一送のエリア全体の設備数等（電柱本数、電線延長数等）に係る維持運用費用の過去の実績費用を用いて、配電エリアの設備数等の比率で按分して算定する（過去実績のケース）

（注）必要に応じて、電力・ガス取引監視等委員会のあっせん・仲裁の仕組み等を活用することも考えられる。

図 2-6 事業開始前の借受価格等の算定方法のイメージ

（イ）借受価格等の見直し時期

借受価格等の金額は、配電事業者の効率化及び電化促進等のインセンティブ付与のため、原則として、一般送配電事業者の収入上限見直しと同タイミング（2023年度、2028年度、2033年度…）で、5年ごとに見直すことが基本と考えられます。レビュー・キヤップの5年の期中調整により、一般送配電事業者の託送料金が変わる場合、期中に借受価格等も見直

すことが考えられますが、この点についても、両者で協議の上、事前に決定しておくと、事後の紛争回避に有益と考えられます。

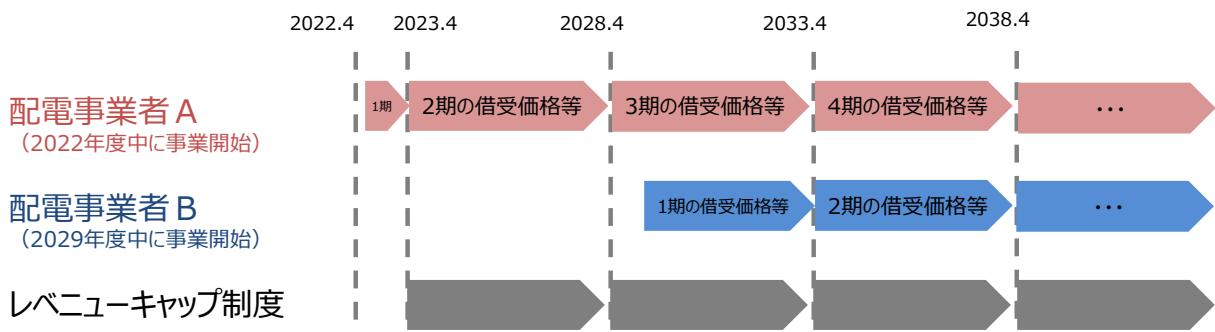


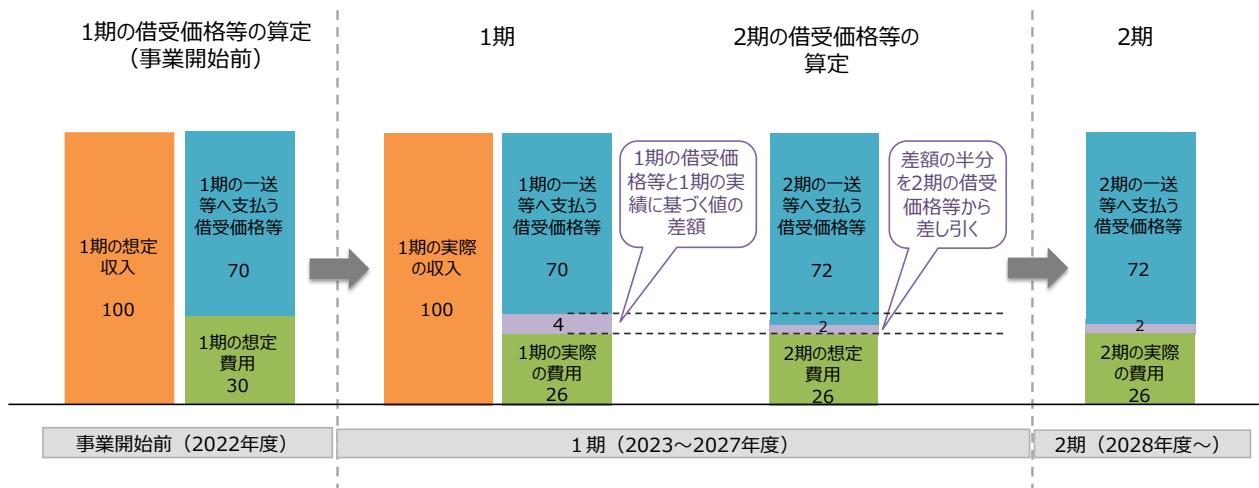
図 2-7 借受価格等の見直し周期（レベニューキャップ制度が 2023 年 4 月に開始する場合のイメージ）

その 5 年間において、実際の「配電エリアの託送料金収入」や「配電設備の維持運用費用」は、前述（ア）で用いた値から乖離することがあります。期中で借受価格等を見直すことはせず、この差額は配電事業者に帰属することとなります（配電事業者の利益又は損失となります）。ただし、例えば、外生要因によって変動する費用や収入（※）については、最初の期の借受価格等を決定する際に、配電事業者と一般送配電事業者の間で、差額を事後的に調整する仕組みを取りきめておくことも考えられます。

※配電事業者の自助努力に依らない需要変動による収入増加等

（ウ）第 2 期以降の借受価格等の算定方法

第 2 期以降の借受価格等の金額は、前述（ア）を基本としつつ、配電事業者のインセンティブ確保の観点から、前期における配電事業者の成果（効率化及び電化促進等）の一部を引継ぐよう工夫することが考えられ、その際、引継割合については事前に協議にて合意しておくことが有益と考えられます（図 2-8 参照）。



※2023年4月から配電事業を開始したケース。図 2-8 第2期以降の借受価格等の算定方法のイメージ

（第 2 期に配電事業者の成果の半分を引継ぐとした場合）

なお、図2-5「①配電設備の維持運用費用」のコスト効率化について、配電事業エリアのコスト効率化が完全に配電事業者の寄与による場合が考えられます。

借受価格等の見直しの際に、完全に配電事業者が寄与しているコスト効率化分を全て配電事業者に帰属することとするかについて、一般送配電事業者と協議の上決めましょう。

なお、クリームスキミング防止の観点から、一般送配電事業者には、レベニューキャップ制度で求められるコスト効率化水準があり、配電事業者が、これを上回る効率化を実現させた分を配電事業者に帰属することが適当であると考えられます。

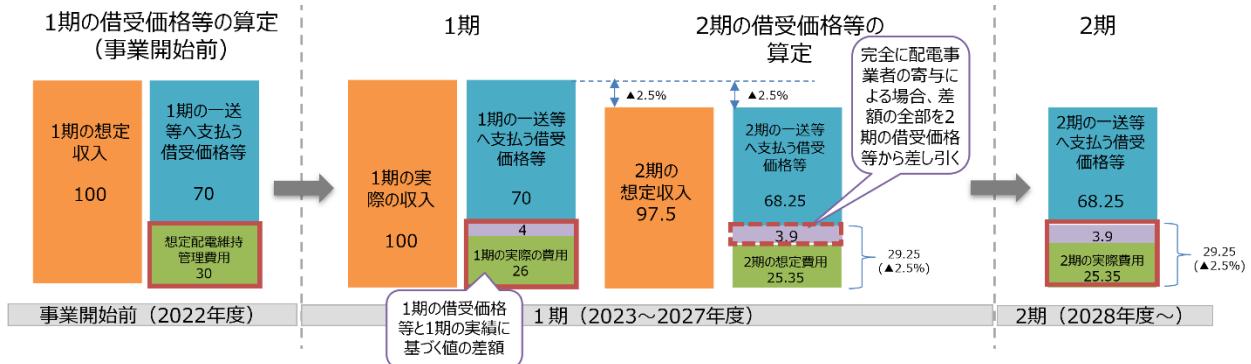


図2-8-2 第2期以降の借受価格等の算定方法のイメージ

(配電設備の維持運用費用の効率化が完全に配電事業者の寄与による場合)

(工) 上位系統の設備増強回避等に資する潮流合理化等の取組のインセンティブ

配電事業者が、再生可能エネルギー電源接続の推進やEV蓄電池の活用等によって配電エリア内で電力の地産地消を図り、潮流合理化に資する取組を進めることにより、一般送配電事業者が管理する上位系統の送電線や配電用変電所の増強投資、維持運用費用を減らす効果をもたらすことが可能なケースがあります。エリアによっては、系統増強等による社会的コストを抑制する観点から、こうした取り組みは重要であるため、配電事業者に対するインセンティブが必要と考えられます。

上位系統の系統増強回避に関しては、2023年度より一般送配電事業者に適用される新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）の中で、配電事業者の取り組み等によって系統増強が回避できた場合には、その効率化額のうち50%は一般送配電事業者の系統利用者に還元され、残りの50%を配電事業者と一般送配電事業者で分け合うことができるようない制度設計になっています。そのため、双方の協議による合意の上で、以下a. b. のような内容を「引継計画」に記載することが考えられます。

※なお、一般送配電事業者における上位系統の設備増強回避の金額の妥当性については、レベニューキャップ制度の運用において国が検証、審査を実施します。

- a . 一般送配電事業者と配電事業者が共同で作成する「引継計画」において、上位系統の設備増強回避等に寄与する取組を進めることを記載します。
- b . あわせて、その貢献分の一部を事前に当期の借受価格等に反映する、もしくは事後的に翌期の借受価格等に反映することを合意します。

また、配電事業者によるこうした取り組みによって、上位系統からの潮流や上位系統への逆潮流を減らすことにもつながるため、一般送配電事業者における上位系統の設備関連費用の削減効果も期待されます。潮流管理によって設備関連費用のスリム化等の効果が測定できる場合、配電事業者が一般送配電事業者へ支払う借受価格/譲受価格の定期支払額のうち、上位系統費用からその効果に応じて一定額を割り引くことも可能であると考えられます。その詳細な方法については、配電事業者が自ら電力量調整供給等を行えるようになったときの課題と併せて、今後検討を行う必要があると考えられます。

(オ) 借受価格等の算定に必要なデータの整備・提供

前述の算定方法に基づき配電事業者と一般送配電事業者の協議により借受価格等を決定するにあたっては、過去の実績値等のデータが必要となります。両者が適切に協議を行うことができるよう、また国がその適切性を確認できるよう、以下のようにデータの透明性を確保することが適当です。

- a . 配電事業開始時の借受価格等の算定に必要なデータは、一般送配電事業者が有していると考えられることから、一般送配電事業者が提供することが必要であり、配電事業者から提供の依頼があった場合、一般送配電事業者は当該データについて過去の実績値等（設備保全台帳等の情報やスマートメーターの需要データ）を提供します。なお、スマートメーター等の需要データについては、例えば、過去3年間分を提供することが想定されますが、一般送配電事業者のデータ保存期間が3年に満たない期間においては、状況に応じて対応してください。配電事業を営もうとする者への情報提供については、必要に応じて一般送配電事業者と情報の目的外使用の禁止を含む秘密保持契約等を締結した上で、以下の情報提供を受けられます（詳細については、P26以降参照）。
 - ・参入予定エリアの総需要や時間帯別の需要などの統計情報
 - ・設備の借受価格等や一般送配電事業者への委託料の見積もり金額
 - ・その他競争関係を阻害しない情報であって配電事業の検討に必要な情報

また、参入許可の取得後、配電事業者は、一般送配電事業者から、個別の電気供給事業者や電気工作物等に関する情報について提供を受けられます。なお、電気の使用者に関する情報については、電気事業法に加え、個人情報保護法に基づく取扱が必要となります。（詳細については、P45「①個人情報保護法関係」を参照してください。）

- b. 翌期の借受価格等の算定に必要なデータは、配電事業者が有していると考えられることから、配電事業者が提供することが考えられますので、配電事業者の会計整理において、配電事業者の配電に係る実績費用や実績収入を確認できる情報が整理されていることが必要となります。このため、配電事業者は、電気事業託送供給等収支計算規則に基づき、「配電部門収支計算書（当期純利益まで）」のほか、「社内取引明細書」、「固定資産明細表」及び「インバランス収支計算書」等の様式を作成及び公表します。なお、インバランス調整業務を一般送配電事業者に委託する場合は、「インバランス収支計算書」の作成及び公表は不要となります。

⑥委託料の見積

配電事業者が配電事業実施にあたり、一部、技術的なハードルが高い部分などを一般送配電事業者に業務委託する場合、一般送配電事業者への委託費の妥当性の担保とするため、経費費目は6. 事業開始（1）配電事業者の基本的な業務に記載の配電事業の業務を基本として、表2-7 のとおり、業務を詳細化した共通の費目からなる見積書書式を活用し、委託する業務に関する見積書を作成してもらいましょう。

なお、配電事業者は参入当初において、特に系統管理業務、需給管理・周波数調整業務、FIT関連業務、スイッチング関連業務、精算・検針業務については、一般送配電事業者に業務を委託することができます。この他の業務においても、一般送配電事業者が受託できない業務も考えられるため、委託する業務及びその条件については十分協議を行いましょう。

また、委託料としては、人件費や設備投資費、一般管理費等、一般送配電事業者が業務を受託する上で必要となる費用等が該当。

表 2-7 一般送送配電事業者への委託料の見積書費目例

業務分類	業務名	業務項目	金額
1 計画業務	系統アクセス	接続検討	
2 運用業務	需給管理	調整力確保	
		周波数調整	
		その他（ ）	
	系統管理	電圧維持	
		系統操作	
		設備管理	
		その他（ ）	
	保安	巡視	
		点検	
		事故対応	
		その他（ ）	
3 その他		託送関連業務（検針）	
		託送関連業務（精算）	

	託送関連業務（その他）	
4 上記に係る間接費		

⑦又貸しと再譲渡の留意点

この留意点については、「引継計画」の記載事項ですので、以下を参考に「引継計画」に盛り込んでください。「引継計画」の承認審査においても、以下の観点が盛り込まれていることを審査します。

●配電事業者が一般送配電事業者から借り受けた設備を、他の配電事業者へ貸与（又貸し）した場合

賃借人の地位を移転させることで、借受者たる配電事業者と当該一般送配電事業者による直接の貸借に整理し、「引継計画」を作成する必要があります。

なお、借受者たる配電事業者と一般送配電事業者が「引継計画」を策定することを確実にするために、配電事業者が一般送配電事業者から設備を借り受けて事業を開始する場合は、両者が共同して作成する「引継計画」に、①又貸しする際の条件（管理方法や「休廃止時に備えた取決め」等）は、借り受けた際の条件と原則として一致させること、②又貸しによる引継ぎ終了後、遅滞なく、賃借人の地位の移転を行い、借受者たる配電事業者と一般送配電事業者による「引継計画」の策定等の必要な手続きが行われるようにすることを記載してください。

※この点は「引継計画」の承認審査基準となっています。

●配電事業者が一般送配電事業者から譲り受けた設備を、他の配電事業者へ譲渡（再譲渡）する場合

再譲渡された配電事業者と当該一般送配電事業者には、直接の譲渡関係が無いことから、両者間で「引継計画」を作成することは困難です。このため、譲渡者たる配電事業者が、一旦、一般送配電事業者に設備を引き継いだ（返却した）上で、改めて、当該一般送配電事業者から譲受者たる配電事業者に譲渡（再譲渡）を行い、譲受者たる配電事業者が一般送配電事業者と共同して「引継計画」を作成するような内容（当該設備の再譲渡（転売）の禁止）を記載してください。

※この点は「引継計画」の承認審査基準となっています。

■コラム：クラウドファンディングによる系統連系負担金の調達

2013年7月に設立された株式会社エンブルーは、中小企業のM&Aを仲介する事業承継支援事業と、太陽光発電所の開発・運営・管理等の再生可能エネルギー事業を展開する会社です。2014年に最初の太陽光発電所の運転を開始して以来、2020年12月末時点で全国34カ所の開発実績を有しています。

エンブルーが手掛けるプロジェクトの一つに、栃木県那須塩原市で営農型の太陽光発電所を建設するものがあり、現在、2023年頃の運転開始に向けて開発が進められています。

この開発においては、東京電力パワーグリッド株式会社に対し、2021年1月に系統連系負担金の支払いが必要となり、その資金の充當にクラウドファンディングが利用されています。具体的には、クラウドファンディングによる借入に先立ち、エンブルーが立替払いを行った後、株式会社 CAMPFIRE SOCIAL CAPITAL が運営するクラウドファンディングを通じて資金を準備し、これを立替部分に充當することとしました。

本プロジェクトにおいて、エンブルーは、太陽光発電による売電が、2023年まで開始できない状況にありながら、系統連系負担金を事業開始前に支払う必要があったため、クラウドファンディングでの資金調達を行うこととしました。

上記のように、再生可能エネルギーの売電を開始するまでに、送配電に関わる周辺分野の環境を整えるために、資金調達の問題が生じる場合があります。こうした問題解決の一手段として、近年、取り扱いが増大しているクラウドファンディング等を活用することは、円滑な事業推進の一助となるとみられています。

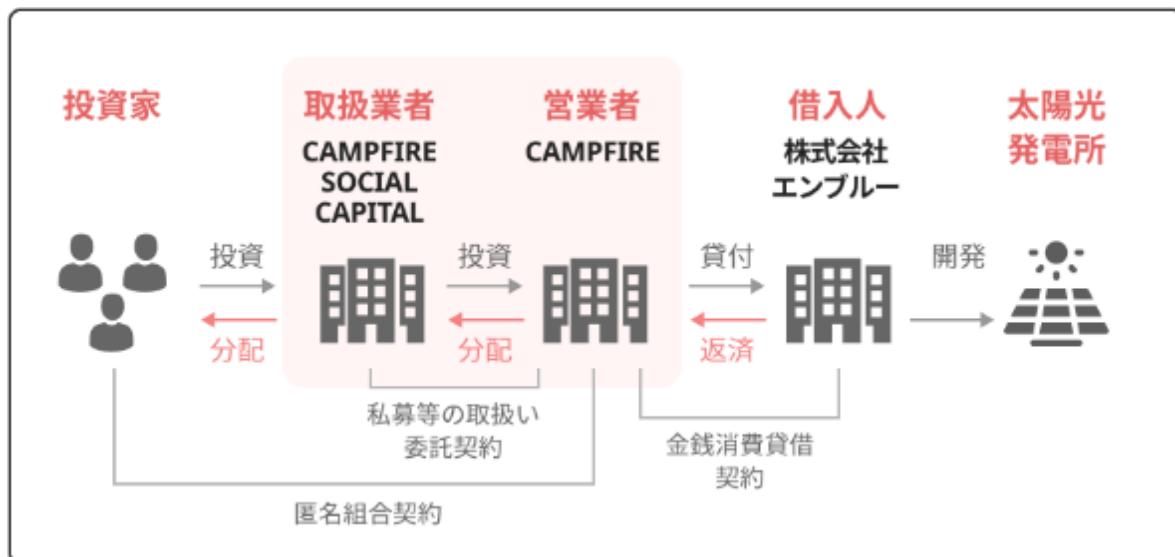


図 2-9 ファンドによる貸し付けの仕組み

出所：株式会社 CAMPFIRE HP

⑧一般送配電事業者による設備モニタリングの方法

配電事業者が休廃止する場合は、「引継計画」等に基づき、計画的な休廃止を行う必要があります。このとき、必要な修繕が行われないなどによって設備保全状態が悪化したまま、十分な引継ぎ準備期間のない休廃止が行われることは、配電エリアの電力の安定供給の維持に支障を来たすことがあります。そのため、配電事業者は、一般送配電事業者の保安規定で定める頻度を目安として、一般送配電事業者による設備管理状況のモニタリングを受けることとなります。

一般送配電事業者より受けるモニタリングは、以下のような方法により行われます。まず、配電事業者が電気事業法施行規則第40条の2第2項に基づいて作成する帳簿類を一般送配電事業者に提出します。次に、一般送配電事業者は提出された帳簿類の閲覧により、点検計画や結果、改修工事管理等の実績を確認し、配電事業者が定めたルール通りに実施できているかを確認します。

なお、一般送配電事業者による確認の結果、必要と認められる場合には、一般送配電事業者がサンプリングによる実地調査等を実施し、設備の状態を直接確認することができます。また、一般送配電事業者によるモニタリングが行われるもの、設備を適切に保全管理する責任は配電事業者にあることに留意が必要です。

⑨保証金（積立金）の設定方法

上記⑧の設備モニタリングの仕組みも含めて配電事業の事業運営に当たっては適切な設備の維持管理が行われることが必要ですが、休廃止時には配電事業者が必要な修繕を実施したうえで設備を引き渡すこととなります。ただし、配電事業者がこの設備修繕に係る支出を十分に行えない可能性もあることから、配電事業者は、原則として、一般送配電事業者に対して一定の保証金（積立金）を支払い、積み立てておくことが必要となります。

この保証金（積立金）の額については、配電事業者と一般送配電事業者との間で、あらかじめ設備の規模等に応じた金額（例えば、設備の帳簿価額や減価償却費を基礎とした金額等）を定めることを基本とします。ただし、上記⑧の一般送配電事業者による設備モニタリングが行われることを前提とした適当な水準に設定することとします。

また、下記のような事実や関係がある場合には、休廃止時の上記リスクを軽減することにつながるために、保証金（積立金）額の水準の引き下げ又は免除が可能と考えられます。なお、配電事業者は、一般送配電事業者へ当該設備を引継ぐ際に、保証金（積立金）を上回る費用負担が生じないように運用する必要があります。

- ・ 一般送配電事業者が配電事業者へ出資等をしている場合
- ・ 配電事業者が設備保険に加入している場合（又は、設備を借り受けている場合で、一般送配電事業者が設備保険に加入し、当該保険料を実質的に配電事業者が負担している場合）
- ・ 配電事業者が行うべき設備保守・点検業務等を一般送配電事業者に委託し、配電事業者が委託料を支払っている場合
- ・ その他休廃止時のリスクを軽減すると想定される事実や関係が存在する場合

また、保証金（積立金）の積み立てについては、設備の耐用年数等を考慮のうえ、一定期間に渡って徐々に積み立てることが適切です。

（3）託送供給等約款の作成

配電事業者の「託送供給等約款」には、事業実施期間中の託送料金や供給条件が記載されます。

配電事業者は国に「託送供給等約款」を届け出ることとされており、その内容が「託送供給等約款」の変更命令基準に抵触することとなれば、国は変更命令を行うこととなっています。

①託送供給等約款の変更命令基準

第27条の12の11第3項の規定による託送供給等約款の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、同項各号に該当しない場合としては、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ①配電事業者の供給区域内の一の需要家（以下この（39）において単に「一の需要家」という。）ごとに次の式により算出した値のいずれかが±5%を超える場合（ただし、当該配電事業者の供給区域の全部又は一部をその供給区域に含む一般送配電事業者（以下この（39）において単に「一般送配電事業者」という。）が第18条第5項又は第8項の規定による託送供給等約款の変更の届出をし、又は第19条第2項の規定による託送供給等約款の変更があったことにより、この要件に該当することとなった場合にあっては、一般送配電事業者が第18条第12項の規定により託送供給等約款を公表した日から起算して三月以内に配電事業者が第27条の12の11第1項の規定により託送供給等約款の変更の届出をすることによりこの要件に該当しない託送供給等約款を定め、かつ、当該託送供給等約款を第27条の12の11第4項の規定により公表した場合を除く。） [第1号要件]

$$(A / B - 1) \times 100 (\%)$$

- A 配電事業者の供給区域における託送供給等について、配電事業者の託送供給等約款を適用した場合における一の需要家別ごとの託送供給等約款料金の単価
B 配電事業者の供給区域における託送供給等について、一般送配電事業者の託送供給等約款を適用した場合における一の需要家別ごとの託送供給等約款料金の単価

- ②配電事業者の供給区域内の低圧需要、高圧需要及び特別高圧需要（以下この②において「3需要種別」という。）ごとに次の式により算出した値のいずれかが正となる場合であって、その理由についての供給区域内の需要家に対する説明が合理的でなく、又は供給区域内の需要家に対する託送供給等約款料金についての説明が十分なものでない場合（ただし、一般送配電事業者が第18条第5項又は第8項の規定による託送供給等約款の変更の届出をし、又は第19条第2項の規定による託送供給等約款の変更があったことにより、この要件に該当することとなった場合にあっては、一般送配電事業者が第18条第12項の規定により託送供給等約款を公表した日から起算して三月以内に配電事業者が第27条の12の11第1項の規定により託送供給等約款の変更の届出をすることによりこの要件に該当しない託送供給等約款を定め、かつ、当該託送供給等約款を第27条の12の11第4項の規定により公表した場合を除く。） [第1号要件]

$$A - B$$

- A 配電事業者の供給区域における託送供給等について、配電事業者の託送供給等約款を適用した場合における3需要種別ごとの料金収入の合計値を3需要種別ごとの販売電力量の合計値で除した値
B 配電事業者の供給区域における託送供給等について、一般送配電事業者の託送供給等約款を適用した場合における3需要種別ごとの料金収入の合計値を3需要種別ごとの販売電力量の合計値で除した値

- ③託送供給等約款により電気の供給を受ける者に対する料金以外の供給条件が、不当に厳しく設定されていると認められる場合 [第2号要件]
- ④接続検討申込み時に明らかにすべき事項及び当該申込みを受けた配電事業者の回答までの標準的な期間等の設定が不適当であり、小売電気事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において兼業している小売電気事業者と、発電事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において兼業している発電事業者と、又は特定卸供給事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において兼業している特定卸供給事業者と公平な条件により託送供給を受けることができないと認められる場合 [第2号要件]
- ⑤配電事業者が定める託送供給等約款における料金以外の供給条件が、一般送配電事業者が定める託送供給等約款における料金以外の供給条件と異なることにより、当該配電事業者の託送供給等約款により電気の供給を受ける者がシステムの改修等に多額の費用を要し、託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがある場合その他の配電事業者が定める託送供給等約款における料金以外の供給条件が、当該配電事業者の託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがある場合 [第2号要件]
- ⑥当該託送供給等約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合 [第3号要件]
- ⑦配電事業者及び電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電力量の計量に必要な計量器や配線工事等における費用の負担の方法等が適正かつ明確に定められているとはいえない場合 [第4号要件]
- ⑧当該託送供給等約款における工事費負担等の供給条件の設定が不適当であり、小売電気事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において兼業している小売電気事業者と、発電事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において兼業している発電事業者と、又は特定卸供給事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において兼業している特定卸供給事業者と公平な条件により託送供給等を受けることができないと認められる場合 [第4号要件]
- ⑨正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての託送供給等利用者に対して平等でない場合 [第5号要件]
- ⑩当該託送供給等約款における振替供給に係る供給条件の設定が広域的な電気の供給の促進を阻害する場合や設定された料金メニューが公共の利益の増進に支障があるものである場合 [第6号要件]
- ⑪配電事業者が定める託送供給等約款における料金以外の供給条件が、一般送配電事業者が定める託送供給等約款における料金以外の供給条件と異なることにより、供給区域内の電気の使用者の利益を阻害する場合、例えば、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安及び電気の安定供給の確保に支障がある場合など公共の利益の増進に支障があるものである場合 [第6号要件]

なお、上記の判断に当たっては、託送供給等利用者と配電事業者との間に託送供給等約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

②料金メニューの設定について

配電事業者の託送料金は、同一エリアの一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準とすることとされています。（それに該当しないと認められる場合には、国が配電事業者に託送料金の変更を命ずることができるとされています。）

③料金単価の設定について

（ア）適正な水準であることの判断基準

配電事業者の託送料金が適正な水準であると判断する基準は、一般送配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価と比べて、配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価の水準が年平均±5%以内であることとなっています。

上記の判断基準に関する補足事項は以下のとおりです。

- ①一般送配電事業者の託送料金の電圧別（特高・高圧・低圧）需要ごとの平均単価と比べて、配電事業者の託送料金の電圧別（特高・高圧・低圧）需要ごとの平均単価の水準が高い場合は、配電エリアの需要家にレジリエンス強化等のメリットがある等、その説明が合理的と認められる場合に限るとともに、当該配電エリアの需要家に十分説明がなされている必要があります。
- ②個別需要家ごとの単価の水準は、季節別や時間帯別に全て±5%以内になっている必要はなく、年間での平均単価の水準が±5%以内であればよいです。
- ③配電事業者の託送料金において、一般送配電事業者の託送料金と同一料金メニュー（各種割引や日割計算等を含む）とし、当該料金メニューの単価のみを±5%以内で設定した場合には、国は個別需要家ごとの単価の比較や詳細な確認は行いません。
- ④配電事業者の託送料金のうち発電側課金の変更命令基準についても、これと同様です。
- ⑤配電事業者が託送料金の届出（変更届出を含む）を行う際には、「一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であることの説明書」と、基準を満たしていることの算定根拠となる書類を提出します。具体的には、「一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であることの説明書」には、個別需要家ごとの単価が±5%以内となっていること（③の場合は不要）及び電圧別需要ごとの平均単価も±5%以内であることを記載します。加えて、その算定根拠となる書類も添付します。また、配電事業者の電圧別需要ごとの平均単価が、一般送配電事業者の電圧別需要ごとの平均単価より高くなる場合には、配電エリアの需要家に対して十分な説明がなされていることを記載します。なお、同一エリアの一般送配電事業者が託送料金を変更した場合にも、国は、配電事業者の託送料金が適正な水準になっているかを審査します。

(イ) 配電事業者の託送料金を設定するためのデータの整備・提供

配電事業開始時の配電事業者の託送料金の設定に必要なデータについて、配電事業者から提供の依頼があった場合、一般送配電事業者が当該データについて過去の実績値（例えば、直近1年間の個別需要家ごとの実績需要量（kWh）や契約情報（契約アンペア、契約kW等）、託送料金収入（算定根拠を含む）等）を提供します。

配電事業を営もうとする者への情報提供については、必要に応じて一般送配電事業者との情報の目的外使用の禁止を含む秘密保持契約等を締結した上で、以下の情報提供を受けられます。

- ・参入予定エリアの総需要や時間帯別の需要等の統計情報
- ・設備の借受価格等や一般送配電事業者への委託料の見積もり金額
- ・その他競争関係を阻害しない情報であって配電事業の検討に必要な情報

配電事業参入許可の取得後は、一般送配電事業者から、個別の電気供給事業者は電気工作物等に関する情報について提供を受けられます。

また、同一エリアの一般送配電事業者が託送料金を変更した場合、配電事業者は、公表されている一般送配電事業者の託送料金を、自社の過去の実績値に適用した場合の平均単価等を算定し、確認します。（必要に応じて、託送料金の変更届出を行う。）

(ウ) 託送料金の変更命令の発動要否を判定するまでの業務フロー

配電事業者の託送料金の変更命令の発動要否を判定する前の業務フローは、以下のとおりです。

＜事業開始前＞

①配電事業者（配電事業の許可取得後）は、同一エリアの一般送配電事業者に対し、自社の託送料金の設定に必要なデータ（例えば、直近1年間の配電事業エリアの個別需要家ごとの実績需要量（kWh）や契約情報（契約アンペア、契約kW等）、配電事業エリアにおける一般送配電事業者の託送料金収入実績（算定根拠を含む））の提供を依頼します。なお、当該データの取扱いは、個人情報保護法を順守してください。

配電事業者は、当該個別需要家ごとの実績需要量に、自社の託送料金を適用した場合の個別需要家ごとの単価を算定し、上記で提供を受けた一般送配電事業者の託送料金収入と実績需要量から算出した個別需要家ごとの単価と比較して年平均±5%以内となっていることを確認します。

【個別需要家ごとの単価が年平均±5%以内であることの確認の例】

A 配電事業者の需要家Xの単価

= 需要家Xの直近1年間の実績需要量(kWh)や契約情報（契約アンペア、契約kW等）を配電事業者の託送料金メニュー（割引等を含む）に当てはめた場合の需要家Xの1年間の託送料金収入の推計値（104,900円） ÷ 需要家Xの直近1年間の実績需要量（4,000kWh） = 26.225円/kWh

B 一般送配電事業者の需要家Xの単価

= 一般送配電事業者の需要家Xの直近1年間の託送料金収入実績値（100,000円） ÷ 需要家Xの直近1年間の実績需要量（4,000kWh） = 25円/kWh

$$(A / B - 1) \times 100 (\%) = \\ (26.225 \text{ 円/kWh} \div 25 \text{ 円/kWh} - 1) \times 100 = 4.9\%$$

②配電事業者（配電事業者の「託送供給等約款」届出時）は、一般送配電事業者の料金に比較して、自社の料金が適正な水準であるとの説明書として、個別需要家ごとの自社の単価が、一般送配電事業者の単価と比較して年平均±5%以内となっていることを記載するとともに、その算定根拠となる書類も添付します。算定根拠となる書類とは、個別需要家ごとの過去の実績需要量に一般送配電事業者と配電事業者の託送料金メニューを適用した場合の託送料金収入（基本料金、従量料金、割引等を含んだもの）、需要量及び単価を算定し、それらを比較したエクセルデータ等です。

また、自社の電圧別需要ごとの平均単価についても、一般送配電事業者の電圧別需要ごとの平均単価に比較して高くなる場合には、配電エリアの需要家に対して十分な説明がなされていることを記載します。十分な説明とは、託送料金を含む「託送供給等約款」の届出前までに、全ての需要家を対象とし、メリット及び託送料金が割高になることについて、集会場等を利用して対面にて説明したこと等をいいます。また、いつ、どのような方法（スマートメーターを設置している住所へ説明会の案内状を投函等）で、どのような内容の説明等（説明会での説明内容や質問・意見、参加人数等）をしたか記録しておきます。

【電圧別需要ごとの配電事業者の平均単価が一般送配電事業者の平均単価より高くなる場合の確認の例】

A 配電エリアの配電事業者の低圧需要の平均単価

= 配電事業者の託送料金メニューを適用した場合の低圧需要の1年間の料金収入合計の推計値（120,000,000円） ÷ 一般送配電事業者から提供された配電事業エリア内の低圧需要の販売電力量の1年間の実績値（24,000,000kWh） = 5円/kWh

B 配電エリアの一般送配電事業者の低圧需要の平均単価

$$= \frac{\text{一般送配電事業者の託送料金メニューを適用した場合の低圧需要の1年間の料金収入合計の推計値} (115,200,000 \text{ 円})}{\text{一般送配電事業者から提供された配電エリア内の低圧需要の販売電力量の1年間の実績値} (24,000,000 \text{ kWh})} = 4.8 \text{ 円/kWh}$$

A - B =

$$5 \text{ 円/kWh} - 4.8 \text{ 円/kWh} = 0.2 \text{ 円/kWh}$$

③「託送供給等約款」の届出を受けた国は、配電事業者から提出された説明書及び算定根拠となる書類を基に、電気事業法第27条の12の11第3項の基準を満たしているかを確認し、満たしていない場合には、「託送供給等約款」の変更命令を発動する。配電事業者の電圧別需要ごとの平均単価が、一般送配電事業者の電圧別需要ごとの平均単価より高くなる場合には、全ての需要家に対し、いつ、どのような方法で、どのような内容の説明等をしたのかを確認します。

＜事業開始後＞

④配電事業者は、同一エリアの一般送配電事業者が託送料金を変更した場合、自社の託送料金と変更後の一般送配電事業者の託送料金を比較し、自社の託送料金が適正な水準であることを確認する。確認のために必要なデータは、配電事業者が有していると考えられることから、配電事業者は、過去の需要量の実績値（例えば、直近1年間の個別需要家ごとの実績需要量（kWh）や契約情報（契約アンペア、契約 kW 等）に、公表されている一般送配電事業者の託送料金メニューを適用した場合の個別需要家ごとの単価を算定し、確認します。必要に応じて、「託送供給等約款」の変更届出を行います（②参照）。

⑤同一エリアの一般送配電事業者が託送料金を変更した場合であり、かつ、配電事業者が託送料金の変更届出を行わない場合には、国は、配電事業者に対し、報告徴収により上記④の算定結果の提出を求め、配電事業者から提出された算定結果（個別需要家ごとの過去の実績需要量に一般送配電事業者と配電事業者の託送料金メニューを適用した場合の託送料金収入を算定し、それを比較したエクセルデータなどを想定）を基に、基準を満たしているかを確認し、満たしていない場合には、配電事業者の託送料金の変更命令を発動します。なお、一般送配電事業者の託送料金と比較して、配電事業者の電圧別需要ごとの平均単価が高いことを理由に、配電事業者から需要家に十分な説明が既になされている場合には、一般送配電事業者が託送料金を変更し、変更後の一般送配電事業者の託送料金と比較して、配電事業者の電圧別需要ごとの平均単価が高くなる場合であっても、改めての説明は求めません。ただし、変更前は、電圧別需要ごとの平均単価が同じ若しくは低かったものの、変更後の一般送配電事業者の託送料金と比較した結果、配電事業者の電圧別需要ごとの平均単価が高くなってしまった場合には、配電事業者と相談のうえ、期限を提示した上で、全ての需要家に十分な説明がなされない場合には、変更命令を発動します。国は、期限経過後、配電事業者に対し、改めて、報告徴収を行い、全ての需要家に対し、いつ、どのような方法（スマートメーターを設置している住所

へ説明会の案内状を投函等)で、どのような内容の説明等(説明会での説明内容や質問・意見、参加人数等)をしたかを確認します。なお、配電事業の開始後、引っ越しや新設による新規の需要家が発生することが考えられるが、既に配電事業者の託送料金メニューは基準をクリアしており、公表もされていること等から、需要家への不当な不利益は発生し難いと考えられます。このため、当該新規の需要家が発生するタイミングでの基準の審査・確認は実施しません。

④供給条件や料金メニューの設定に関する留意点

配電事業者の「託送供給等約款」の内容は、創意工夫により柔軟に設定することが考えられます。しかし、発電事業者や小売電気事業者は、一般送配電事業者の「託送供給等約款」の内容と整合的にシステムを構築している場合が少なくなく、配電事業者が定める「託送供給等約款」が、一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」の内容と異なることにより、配電事業エリア内の発電事業者や小売電気事業者のシステムの改修等に多額の費用を要して託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがある場合や安定供給上の支障、需要家の不利益が生じることにつながるような場合が考えられます。

このような場合には、「託送供給等約款」の変更命令の対象になる可能性があります。

(配電事業者の「託送供給等約款」において柔軟に設定することが考えられる事項)

託送料金の単価や割引措置(力率割引・割増を除く)、災害時のバックアップやEV等のモビリティなど他の付加価値とのセット提供、検針できなかった場合の使用量の推定方法等

(配電事業者の「託送供給等約款」において、一般送配電事業者の「託送供給等約款」の内容と変更することに慎重になる必要がある事項)

契約の単位、供給電気方式及び供給電圧、損失率の設定方法、検針や供給停止・解除の実施、供給停止期間中の料金、制限または中止の料金割引、複数計器やタイムスイッチの取扱い等(特に慎重になる必要がある項目は下表のとおり)。

これらについて、一般送配電事業者の「託送供給等約款」の内容から変更する場合は、小売電気事業者の「供給約款」に影響が生じ、大規模なシステム改修が必要となることなどが考えられます。

このため、このような変更を考えている場合は、配電事業エリアで小売供給を行う、みなし小売電気事業者や小売電気事業者に事前に相談してみましょう。

表 2-8 「託送供給等約款」の項目と変更する際に特に慎重になる必要がある事項

「託送供給等約款」の項目名		特に慎重になる必要がある事項
契約の申込み	供給及び契約の単位	<ul style="list-style-type: none">契約の単位
料金	接続送電サービスほか	<ul style="list-style-type: none">適用範囲、供給電気方式、供給電圧及び周波数等の供給条件契約電力及び契約電流等の決定方法 ※電流制限器(ブレーカー)の取付け等を含む

「託送供給等約款」の項目名		特に慎重になる必要がある事項
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 力率割引・割増
料金の算定 および支払い	検針日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月一定の日における検針の実施 ※契約廃止時における臨時検針等を含む
	計量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約者等への計量結果の通知
	損失率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損失率の設定方法
供給	託送供給等の停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供給停止の実施 ※特定小売供給約款にもとづく供給停止の求め（料金不払いによる停止等）への対応等を含む
	託送供給等の停止の解除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供給停止解除の実施 ※特定小売供給約款にもとづく供給停止の解除の求めへの対応等を含む
契約の変更 及び終了	契約の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約を変更させるための適当な処置の実施
	契約の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約を終了させるための適当な処置の実施

※その他、一般送配電事業者の「託送供給等約款」で定められている力率割引・割増、制限または中止時の料金割引等については、小売電気事業者が同様の割引を設定されている可能性があるため、慎重な検討が必要になるとともに、小売電気事業者が当該割引の算定を行う際に必要な算定諸元・根拠の提供についても検討いただく場合があります。

(ア) 「託送供給等約款」の公表

配電事業者の「託送供給等約款」の内容が一般送配電事業者と異なることで、小売電気事業者のシステム対応や業務対応等が発生します。

小売電気事業者に十分な対応期間を確保する必要があることから、変更届出の場合も含め、配電事業者の「託送供給等約款」は、実施の3ヶ月前に公表する必要があります。

公表方法については、HPで公表等、広く周知できるよう努めましょう。

小売電気事業者が配電事業者の「託送供給等約款」の公表に気付かないことを防止する観点から配電事業エリア内の将来的なスイッチング等に備え、一般送配電事業エリア内の全小売電気事業者に対し、「託送供給等約款」の公表後速やかに通知しましょう。

なお、当該通知に必要となる小売電気事業者の情報は、一般送配電事業者から提供を受け、配電事業者はその情報を基に対応することとなります。

また、一般送配電事業者が託送料金を変更したことに伴い、配電事業者の託送料金が「適正な水準」の範囲外になっている場合は、一般送配電事業者の約款の公表から3ヶ月以内に料金変更等の対応（届出及び公表）を行ってください。3ヶ月以内に対応されない場合は、「託送供給等約款」の変更命令の対象になります。

(イ) 非常時等に独立運用で電力供給を行う条件の明示

配電事業者は、災害時等に上位系統から切り離して、地域の需要家に対して電力供給を行うサービスを提供することも想定されます。このようなサービスを提供する場合、その区域内の

需要家や関係先の小売電気事業者等にその提供条件を明らかにしておきましょう。

例えば、非常時に地域に電力供給を行うような場合の電力供給の切替えの開始条件や終了条件、供給条件等について、「託送供給等約款」に記載するようにしましょう。

■コラム：地域課題解決型のマイクログリッドの検討事例

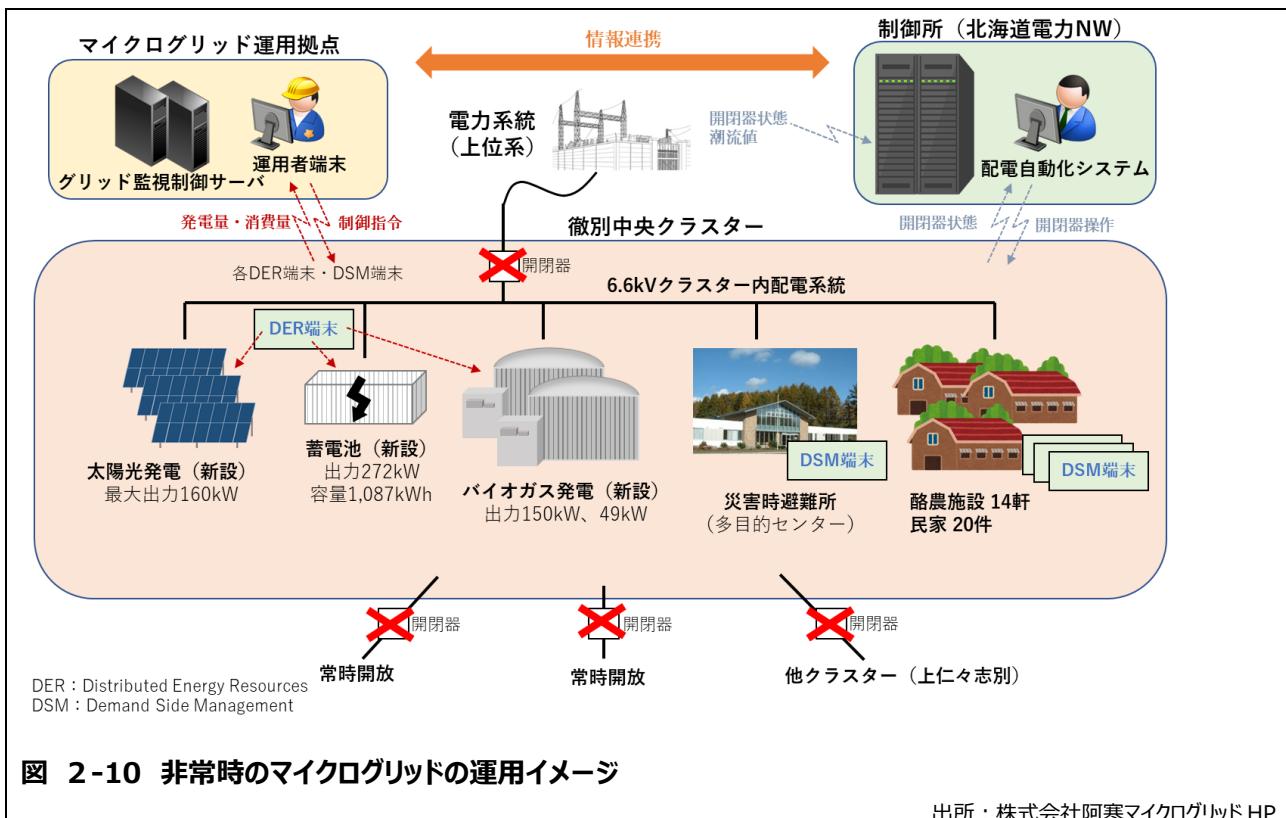
北海道釧路市では、2018年より、阿寒農業協同組合が中心となり、地域マイクログリッド構築支援事業が進められてきています。2020年には、株式会社阿寒マイクログリッドが設立され、当該事業が運営されています。

地域マイクログリッド構築の背景として、酪農が盛んな釧路市では、家畜排せつ物の処理が地域課題とされてきたことから、メタン発酵バイオガス発電事業による地域課題の解決に期待がありました。また、非常時における酪農家の電源を確保することが必要とされてきたこともあり、地域課題解決にも寄与する取組として、地域マイクログリッド構築事業が進められることとなっています。

事業を推進する阿寒マイクログリッドは、阿寒町での地域マイクログリッド構築支援事業に加え、配電事業の可能性検討を行っています。今後は、再生可能エネルギー利用の一環で導入・普及が期待されるVPPのリソースとして、地域マイクログリッド活用の検討も行っています。さらに、地域マイクログリッド構築事業で生まれた地域住民とのネットワークや、生活協同組合をはじめとする企業とのネットワークを活用し、農作物の生産販売、関係人口の交流等を通じた、地域振興に資する事業を展開することも構想しています。

(参考) 資源エネルギー庁では、分散型エネルギーシステムの一つの形態として、平常時は下位系統の潮流を把握し、災害時による大規模停電時には自立して電力を供給できる地域マイクログリッド構築事業等を実施。2021年4月16日に公表した「地域マイクログリッド構築のてびき」では、同構築事業に申請するに際して参考となる過去申請事例や、国の補助金を活用する際に注意すべきポイント、補助金の申請者/申請検討者に実施したアンケートの回答等をまとめている。

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/pdf/015_s01_00.pdf



■コラム：オフグリッド時の料金体系

オフグリッド時にマイクログリッド対象エリアへの電力供給を行うケースを想定する際、その電気料金をどのように想定するかが一つの論点となります。

これについて、いくつかの料金請求方法が考えられます。1つは、その需要家に付随するスマートメーターが平常時/非常時ともに利用電力として計測されるため、平常時/非常時ともに同一の料金体系に基づく電力料金徴収を行うケース、もう1つは、オフグリッドでの非常時の電力供給はあくまで事業会社としての防災・レジリエンスの観点からの社会・地域貢献との考え方から、非常時の電力供給に係る料金徴収は行わないとするケース、さらには、非常時に電力が供給されることの価値、に重きをおき、電力市場での取引価格を基準として、平常時と比べて大きく上回る電力料金単価を需要家に請求することが考えられる、とするケースが考えられます。

オフグリッド時の電気料金については、その事業者の事業に対するコンセプトや目指すビジョンとも大きく関連します。

(4) 自治体・需要家等への説明

「引継計画」、「託送供給等約款」の内容が固まってきたら、関係各所への説明を改めて実施しましょう。

(事業開始までに説明等を行う内容のイメージ)

●自治体への説明

具体的な供給条件や料金メニューについて説明しましょう。

特に自治体との間においては、災害・事故への対応体制等（詳細はP75、84の「保安上の留意事項について」を参照してください。）や電力データ提供の方法、避難訓練の方法などの具体的に協議を行ってください。

●需要家への説明

具体的な、災害・事故への対応体制等（詳細はP75、84の「保安上の留意事項について」を参照してください。）や供給条件や料金メニューについて説明しましょう。

全需要家に対して、通知を行いましょう。

また、小売電気事業者の請求書等への託送料金相当支払金額の記載が簡便な方法となる可能性についても周知しましょう。

（参考）小売電気事業者の請求書等への託送供給料金相当支払金額の記載について

需要家への電気料金の透明性の確保の観点から、「適正な電力取引についての指針」において、小売電気事業者は需要家への請求書、領収書等に託送供給料金相当支払金額を明記することが望ましいとされています。一方で、一般送配電事業者と配電事業者の託送料金が異なる場合には、小売電気事業者の効率性を阻害することで、かえって需要家保護に反することも考えられます。このため、その周知方法について簡便な方法による場合があります。

その例として、請求書や領収書等において、一般送配電事業者の託送供給料金相当支払金額を記載しつつ、注釈等により、託送料金単価が異なる配電事業の供給区域や当該配電事業者の託送料金単価が分かるホームページのURL等を記載することが考えられます。

●発電事業者、小売電気事業者への説明

一般送配電事業者等の情報をもとにエリア内の発電事業者情報、小売電気事業者情報を入手し、「託送供給等約款」の内容について説明しましょう。

なお、小売電気事業者の運用上必要な事項及び受領するデータ形式やフォーマット等については、一般送配電事業者と同様の対応が必要になる場合があるため、小売電気事業者と協議を行いましょう。

●地権者及び官公有地管理者への説明

設備譲渡の場合においては、配電事業者は地権者（電気工作物設置場所の土地権利者または、

官公有地管理者）と配電設備等の設置に伴う借地契約等を締結及び占用許可を申請する必要があります。なお、配電事業者は土地権利者と電柱敷地等の借地契約等を締結する際は、事業の公益性を鑑み、一般送配電事業者の敷地料水準を準用すると良いでしょう。

また、設備を借り受ける場合においては、配電事業者は一般送配電事業者が地権者から配電設備等の設置に伴って借地・占有している土地に関して、一般送配電事業者から転貸を受けることについて、地権者から、同意を得なければなりません。なお、官公有地においては、設備の譲り受け又は借り受ける場合、道路法、河川法、都市公園法、地方自治法等、様々な法令・関連条例・規則等が多岐にわたり存在し、手続き等も行政機関により異なる可能性もあるため、配電事業者は一般送配電事業者が官公有地管理者から許可を受けている電気工作物に関して、事前に申請方法について、官公有地管理者と協議を行い、指定の手続きを実施しましょう。一般送配電事業者がNTT柱等の他社の支持物に配電設備を設置している場合に一般送配電事業者より設備を譲り受ける場合や、配電事業者所有の設備を一般送配電事業者の設備に新たに設置する場合は、二次占用申請等の適切な占用申請が必要となります。

※その他

配電事業を営もうとする者は、託送契約や共架契約、電柱敷地等の官公庁申請・借地契約等について、新規締結や申請等について実施しなければなりません。なお、共架・広告業務は電柱に付随する業務のため、これらの業務権利の移管に伴い、共架・広告会社との契約の変更手続きを配電事業者は進める必要があります。ただし、設備を借り受ける場合において、やむを得ず共架・広告業務の業務権利を一般送配電事業者に残す場合は、一般送配電事業者と配電事業者の協議によって、その手法・契約変更手続きの進め方等を決定しましょう。

（5）供給計画の届出

配電事業者は、電気事業法第29条及び電気事業法施行規則第46条に基づき「供給計画」の届出を行ってください。

毎年、資源エネルギー庁から公表される「運用要領」、「記載要領」、「計上ガイドライン」や電力広域的運営推進機関の参考資料等に従い、「供給計画」を作成して電力広域的運営推進機関に提出してください。

第二十九条 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画（以下「供給計画」という。）を作成し、当該年度の開始前に（電気事業者となった日を含む年度にあっては、電気事業者となった後遅滞なく）、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

2 推進機関は、前項の規定により電気事業者から供給計画を受け取つたときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針、広域系統整備計画及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、当該年度の開始前に（当該年度に電気事業者となった者に係る供給計画にあっては、速やかに）、経済産業大臣に送付しなければならない。

3 電気事業者は、供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

図 2-11 電気事業法上の供給計画

(6) 保安上の法規制と留意事項

配電事業への参入に当たっては、電気工作物の工事、維持及び運用を適切に行い、電気事業法における目的である公共の安全の確保と環境の保全の確保をしていくことが求められます。配電事業の許可後に、電気保安上から課されている義務の他、保安上の留意点（一部、事業の許可前の留意事項含む。）を紹介します。図 2-12 で示すとおり、電気工作物の計画段階、工事段階、運用段階の各段階において、法規制と運営における留意事項があるため、ここでは事業開始前準備の計画段階、工事計画段階について説明します。各内容を確認し参入にあたっては適切に対応をお願いします。

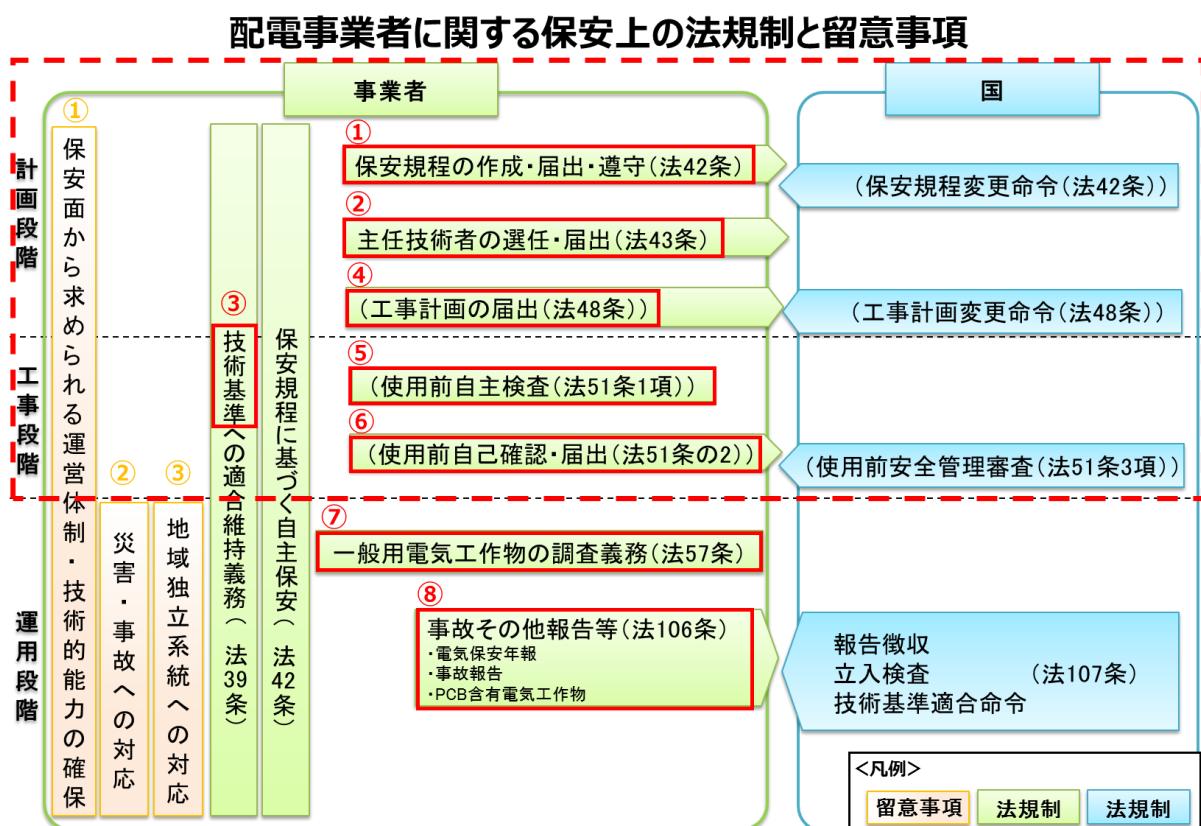


図 2-12 配電事業者に関する保安上の法規制と留意事項（破線赤枠：事業許可後の事業開始前準備）

<保安上の留意事項について>

図 2-12 において示される配電事業への参入にあたっての事業許可後の事業開始前準備の計画段階、工事計画段階における保安上の留意事項について説明します。運用段階における留意事項は P84 を参照してください。

①保安面から求められる運営体制・技術的能力の確保

- 電気事業法上、電気工作物に対する保安維持義務は、設置者責任となり、配電事業者に

は一般送配電事業者と同等の保安上の義務が課されます。最終的な設備管理責任は配電事業者に帰することから、平常時及び事故時において一般送配電事業者などの関係する事業者間で電線路等を切り分けできる設備を構成し、事故時には事故点の把握や安全措置の実施などの初動対応や安全管理、設備更新時期の判断など、電気主任技術者を中心とした責務を全うできる体制を構築しましょう。

- 平常時より設備の支障移設に対する問い合わせの他、消防からの火災に伴う保安のための停電要請等について、速やかに問い合わせ対応できる体制を構築しましょう。特に、停電発生時においては、巡視等で被害状況を把握し、設備被害や復旧見込等について速やかに需要家に周知し、問い合わせに対応できる体制を構築しましょう。
- 配電事業者は、サイバー攻撃等により著しい供給支障が発生しないように電力制御システムをはじめスマートメーターのセキュリティが確保できる設備構成、管理体制を構築しましょう。
 - 配電事業者がスマートメーターを運用する場合、スマートメーター（データ・通信規格等の運用上支障が生じないために必要な項目全て）は、電気事業法上、セキュリティ遵守が必要であり、また、一般送配電事業者が採用する規格と合致させることが、スムーズな運用の観点から重要です。
 - 同様の観点から、スマートメーターの設置、システム登録・管理などの関連業務は、一般送配電事業者と同一基準とすることが重要です。不具合等が発生した場合は、一般送配電事業者への影響も考慮し、必要に応じて一般送配電事業者の指示に従いながら適切に対処する必要があります。
- 一般送配電事業者等の配電事業者が系統接続する事業者と、連絡体制をはじめ設備構築・改修、作業安全の確保等について運用の申し合わせをしておきましょう。

＜保安上の法規制について＞

図 2-12 において示される配電事業への参入にあたっての事業許可後の事業開始前準備の計画段階、工事計画段階に電気事業法において課されている主な義務について説明します。運用段階における主な義務は P87 を参照してください。

①保安規程の作成・届出・遵守（法第 42 条）

事業用電気工作物の設置者は、自主保安体制を徹底させるために、保安を一体的に確保することが必要な組織ごとに、当該組織における電気工作物の使用（法定自主検査又は事業者検査を伴うものにあっては、その工事）の開始前に保安規程を定め届け出て、保安規程を遵守することが義務づけられている。配電事業のために用いる電気工作物においては規定する項目が定められています（電気事業法施行規則第 50 条第 2 項）。なお、変更した際には、遅滞なく変更した事項を届け出ることが求められます。

②主任技術者の選任・届出（法第 43 条）

事業用電気工作物を設置する者に対しては、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主任技術者免状の交付を受けている者の内から、主任技術者を選任し届け出ることが義務づけられています。保安の監督をすることができます設備の範囲は、電気主任技術者（第 1・2・3 種）の免状により異なりますので、適切な主任技術者を選任しましょう。なお、電気の供給先の限定は無く、域内の全ての需要家へ供給する配電事業者には、一般送配電事業者同等の保安上の義務が課されることから、主任技術者選任は自社にて選任することが求められます。

③技術基準への適合維持義務（法第 39 条）

電気工作物から人や他の工作物への障害の防止、電気の供給への著しい支障の防止を目的に、事業用電気工作物には技術基準に適合するように維持する義務が施設面の規制として課されています。配電事業者へは電線路への保安上の施設要件の他、電力制御システム及びスマートメーターへのサイバーセキュリティ対策、電力保安通信用電話設備の施設などが求められています。

④工事計画の届出（法第 48 条）

配電事業者においては、変電所等の届出対象（電気事業法施行規則第 65 条第 1 項）の電気工作物の設置又は変更の工事をしようとする際には、事前に工事計画の届出が義務づけられています。届け出た日から 30 日を経過したのち、経済産業大臣より工事計画に対し変更命令や廃止命令がなければ工事着手してもよいことになっています。工事計画の審査については、技術基準に適合しているか、電気の円滑な供給を確保するための技術上適切なものであるか等です。工事計画の届出を行ったもののうち一部を除き、後述の使用前自主検査の実施が義務となります。

⑤使用前自主検査（法第 51 条第 1 項）

工事計画の事前届出をして設置又は変更の工事を行ったもの（電気事業法施行規則第 73 条の 2 の 2 各号に規定されるものを除く。）を対象として、工事計画のとおりに工事が行われているか、技術基準に適合しているか等について工事が完了した時に行われる自主検査であり、検査方法は例示されています（電気事業法施行規則第 73 条の 4）。詳細は、経済産業省産業保安グループ制定の「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」を参照してください。

⑥使用前自己確認・届出（法第 51 条の 2）

出力 500kW 未満のパッケージ型燃料電池により構成された出力 2000kW 未満の燃料電池発電所、出力 500kW 以上 2000kW 未満の太陽電池発電所、出力 20kW 以上

500kW 未満の風力発電所 及び出力 20kW 未満の新型発電所が対象となります（電気事業法施行規則第 74 条、第 77 条）。上記電気工作物を配電事業者が設置する際には、技術基準に適合していることを使用前に設置者が自己確認を行い、届け出ることが義務づけられています。

6. 事業開始（事業実施期間中の留意事項）

（1）配電事業者の基本的な業務

配電事業者は電力広域的運営推進機関の定める送配電等業務指針などに従い、業務ルールを定め、これら業務を行う必要があります。下記は代表的な業務の例です。

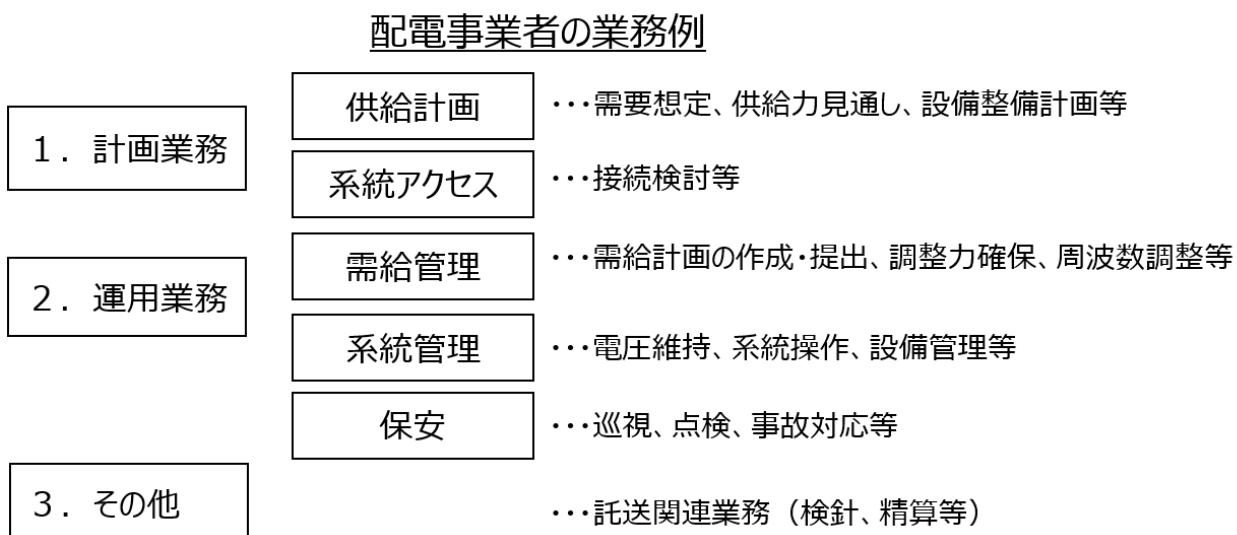


図 2-13 配電事業者の運営業務

①系統アクセス業務

連系希望者から発電等設備や需要設備等の接続に関する申込みがあった場合は、配電事業者が、

自らのエリア内の接続検討等を行うとともに、上位系統を維持・管理している一般送配電事業者・配電事業者に事前相談、接続検討、契約申し込みに関する検討等、及び、これらに関する申込書類等の確認を依頼し、その結果を、連系希望者に対して回答します。

なお、自らのエリア内の接続検討を一般送配電事業者へ委託することも可能です。

また、配電事業者が自エリア内の需要の増減や経年劣化等に応じて、配電系統の増強や縮小又は更新、系統運用の高度化に伴う設備の合理化（ダウンサイ징）を行うような場合は、一般送配電事業者に事前に通知してください。

なお、配電系統は網目状に設備構築しており、事故時に他配電線から融通送電することも考慮した設備構築をすることにより、高い信頼度を確保しているため、単純に設備合理化することで、事故時に他配電線から融通送電する際の線路容量が不足することにより、信頼度が低下する可能性があることにも留意が必要です。

②需給計画

配電事業者は、「需給計画（供給区域の需要、供給力、調整力に関する計画）」を電力広域

的運営推進機関に提出します。なお、制度開始から当面の間は、一般送配電事業者の区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて提出するなど、電力広域的運営推進機関で定めた代替的な方法での提出が認められています。

③作業停止調整

配電事業者は、点検、修繕等の作業を実施するため電力設備を停止するとき又は電力設備の点検、修繕等の作業によって一般送配電事業者の供給区域にある電力設備の運用に制約が生じるときは、一般送配電事業者と作業停止調整が必要となります。また、一般送配電事業者の供給区域にある電力設備の点検、修繕等の作業においても、配電事業者の供給区域にある電力設備の運用に制約が生じる場合があり、同様に一般送配電事業者と作業停止について調整が必要となります。

このため、作業停止計画の提出や設備の停止手順等について、相互の意思疎通を確実に担保するため、一般送配電事業者と協議のうえ、手続や手順の詳細を具体化していくことが必要です。

④系統管理

系統管理業務については、一般送配電事業者と一体的に運用を行う必要性が高い業務と考えられる上に、配電事業者が、現に一般送配電事業者の配電自動化システムの対象設備の一部を借り受ける場合も考えられることから、一般送配電事業者に委託することが基本形となると考えられます。なお、一般送配電事業者の系統管理に支障を来さないよう、その業務範囲等について合意している場合等については、配電事業者が自ら行うことを妨げません。

配電事業者と他の電気事業者との接続点においては双方が開閉器を設置し、停電事故が発生した場合などは接続点における開閉器を解列させることで他の電気事業者への影響を回避します。また、事故区間の切り分けや電圧及び潮流の把握として、接続点においては自動区分開閉器を設置のうえ、電流、電圧値を計測することを基本とし、系統状態を踏まえて一般送配電事業者と配電事業者の協議により、保護協調の確保を決定します。なお、自動区分開閉器の設置に関する費用負担については、P50「コラム：費用負担区分」を参照ください。

⑤需給管理・周波数調整

配電事業エリアと一般送配電事業エリアの間では、平常時には一定の潮流が存在し、両者が同期していることが基本と考えられ、需給管理や周波数調整業務については、より大きなエリアで調整することが合理的であると考えられることに加えて、配電事業エリアで独立した BG 組成等は当面行わないことから、当面の間、これらの業務については、一般送配電事業者に委託することとし、需給管理に係る料金精算も一般送配電事業者が配電事業エリアも含めたところで行うことができます。この際、インバランス精算業務も委託が前提となります。ただし、配電事業者がオフグリッド運用を実施する場合は、配電事業者が需給管理や周波数調整を実施することになります。

<優先給電ルールについて>

一般送配電事業者の供給区域において、電気の供給量がその需要を上回ることが見込まれる場合に、配電事業者は出力抑制の回避を行うこと、および一般送配電事業者の指令に基づき太陽光、風力等に発電抑制の指令を行う義務があります。なお、配電事業者が一般送配電事業者に需給管理・周波数調整業務を委託する場合は、本業務においても一体的に委託することが適当です。

⑥FIT 関連業務

配電事業者が自ら FIT 関連業務を行うためには、電力広域的運営推進機関や他事業者のシステム改修対応が必要になる場合や、配電事業エリアで独立した BG 組成等が必要であることから、当面の間、一般送配電事業者に委託することが考えられます。

なお、一般送配電事業者に委託する場合、一般送配電事業者の業務負担や、買取者毎にルールが異なることによる発電者の不利益回避の観点から、配電事業者は発電者や小売電気事業者との契約について、従来の一般送配電事業者と同様の対応が基本となります。

⑦スイッチング関連業務

小売電気事業者等の業務やシステムへの影響等、様々な課題が考えられるため、当面の間、一般送配電事業者に委託することが考えられます。スイッチングが行われる際、小売電気事業者が需要家の供給地点が配電事業エリアに属するか否か照会できる仕組みが必要ですが、当面は、国が公表する配電事業者の供給区域の情報を確認とともに、必要に応じて、一般送配電事業者に対象地点が配電事業エリアに属するか否かを確認します。

また、スイッチング業務を一般送配電事業者に委託する場合、小売電気事業者への負担やシステム改修等を考慮し、配電事業者は接続送電サービスメニューインナップについて、一般送配電事業者と同様とすることがスムーズです。

⑧精算・検針業務

配電事業者は、税務を除く精算業務や、検針、計量値データ管理業務について、一般送配電事業者を経由した代理業務とすることが合理的となる場合、これらの業務を一般送配電事業者に委託することが考えられます。

なお、配電事業者が検針業務を行い、自ら小売電気事業者等に 30 分電力量等を提供する場合、また、配電事業者が自ら小売電気事業者等に制限・中止割引の算定根拠となる停電実績関連データを提供する場合、提供タイミングやデータ形式、フォーマット等について、一般送配電事業者が提供する 30 分値電力量等と同様とする等、小売電気事業者等への影響に配慮しましょう。

また、料金精算等業務を一般送配電事業者に委託する場合に、一般送配電事業者側に追加的に発生する費用（人件費、システム改修費等）については、委託費等により配電事業者が負担

することになります。

⑨工事業務

譲り受け又は借り受けた配電設備を一般送配電事業者もしくは配電事業者が工事を行う場合、建設業法への留意が必要です。

一般送配電事業者もしくは配電事業者は、譲り受け又は借り受けた配電設備の工事において建設業の許可が必要となる場合があり、一般送配電事業者が工事出来ないことがあります。また、事前に建設業の許可取得の有無や配電工事の実施範囲等、両社での協議が必要です。一般送配電事業者と配電事業者の供給区域の境界において、供給区域を跨ぐ供給申込がなされた場合は、供給区域の変更を含めて一般送配電事業者と協議のうえ供給方法の検討することが必要です。

〈配電事業者エリアにおける一般送配電事業者設備の考え方〉

- 係争中等でやむを得ず一般送配電事業者が維持運用する支持物並びに配電事業の用に供さない設備は譲り受け又は借り受けの対象外
- 係争中等でやむを得ず一般送配電事業者が維持運用する支持物並びに譲り受け又は借り受けの対象外の一般送配電事業者設備の保安責任は一般送配電事業者
※ただし、配電事業エリアに係争中等でやむを得ず一般送配電事業者が維持運用する支持物等が多数存在する場合、社会コスト増加の虞がある為、切り出すエリアを変更するなど、一般送配電事業者と柔軟に協議してください。
- 配電事業エリアの特高設備は協議により所有の範囲を決める

⑩災害等緊急時における自治体等への電力データ提供

災害等緊急時において、その復旧等のために電力データを地方公共団体等が活用する場合、電気事業法第34条第2項の規定により、国からの要請に基づき、配電事業者は、地方公共団体等へ電力データを提供する義務があります。

地方公共団体等への電力データ提供にあたっては、一般送配電事業者を経由した委託業務とすることが合理的となる場合があり、その場合は、一般送配電事業者を経由した委託業務として取り扱うことが考えられます。

⑪認定電気使用者情報利用者等協会への電力データ提供

電気事業法第37条の3第1項の規定により、配電事業者は託送供給以外の目的であっても、電力データを「認定電気使用者情報利用者等協会」（以下「認定協会」という。）に提供することができます。

配電事業者が認定協会に自社エリアの電力データを提供することで、当該エリアの需要家は認定協会を介した電力データに係るサービスを受けることが可能となるため、認定協会から電力データの提供を求められた場合は、可能な限り対応することが基本です。

認定協会への電力データ提供にあたっては、一般送配電事業者を経由した委託業務とすることが合理的となる場合があり、その場合は、一般送配電事業者を経由した委託業務として取り扱うことが考えられます。

⑫その他留意すべき事項

- 一般送配電事業者から情報の提供の求めがあった場合の対応についても事前に決めておきましょう。
例）一般送配電事業者のレビュー・キヤップ（収入上限）申請時に配電事業者は、エリアの需要等を提供する。
- 仮に配電事業者が事業を行う供給区域を「指定区域」として、平常時から独立系統化する場合、国への申請者となる一般送配電事業者と協議を行いましょう。「引継計画」の変更等の手続きが必要になる場合があります。また、指定時・指定解除時には、自治体や住民等に対して事前に丁寧に説明することが必要です。

■コラム：エリアエネルギー・マネジメント等の配電事業関連業務の運営

柏の葉スマートシティは、千葉県柏市柏の葉地区における先進的な都市機能を有する大規模開発地であり、2008年に策定された「柏の葉国際キャンパスマウン構想」に基づき、公・民・学が連携し、「省エネ・創エネ・蓄エネ」や次世代交通システム、緑化プログラム等の整備を通じて、災害時にもライフラインを確保できる環境共生都市を目指すものです。

スマートシティで取り組まれる数ある都市機能のうち、エリアエネルギー・マネジメントは、「スマートセンター」が担うとされています。当該施設では、平常時は、省エネルギー・CO₂排出量の削減、電力ピークカット等の運用を行い、災害時は、災害情報等の収集や電力供給拡大等の運用を行います。特に、系統電力が停電した際は、地域に分散設置した発電・蓄電設備の電力を、特定供給において、必要な施設や設備に供給する想定です。

上記のように、配電事業やその周辺事業における運営業務として、平常時・災害時のエリアエネルギー・マネジメントや、先進技術を用いた発展的なタウンマネジメント等、様々な取組が進められています。



図 2-14 エリアエネルギー・マネジメントにおけるスマートセンターのイメージ

出所：三井不動産

(2) 保安上の法規制と留意事項

配電事業の許可後の事業実施期間中に、電気保安上から課されている義務の他、保安上の留意点を紹介します。図 2-15 で示すとおり、電気工作物の運用段階において、法規制と運営における留意事項があるため、各内容を確認し参入にあたっては適切に対応をお願いします。

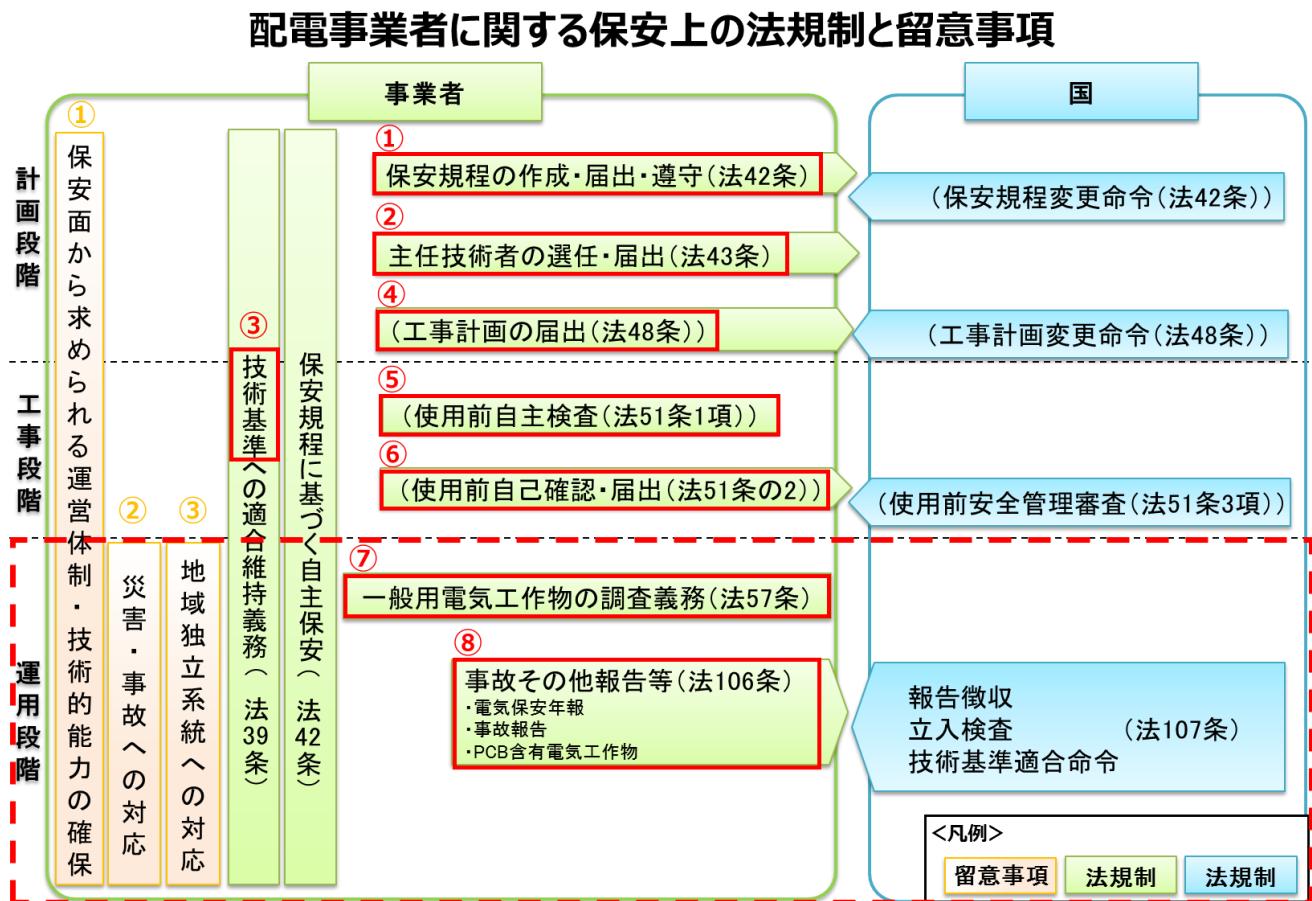


図 2-15 配電事業者に関する保安上の法規制と留意事項（破線赤枠：事業実施期間中）

<保安上の留意事項について>

図 2-15 において示される事業実施期間中における保安上の留意事項について説明します。

②災害・事故への平常時からの備えと対応

- 大規模災害時では供給区域内において、復旧の遅れが想定されるため、配電事業者から一般送配電事業者への支援要請も含めて、スムーズな復旧のための機器操作手順や工事作業のためのマニュアル整備や訓練を実施しましょう。なお、一般送配電事業者から配電事業者への支援内容については、当該業務の委託契約の有無、災害の規模（「相互扶助制度」の適用可否）によって異なることに留意が必要です。また、一般送配電事業者による支援については、一般送配電事業者全体の全体最適を考慮した順序で復旧を進めていくことになるため、配電事業エリアが優先されるとは限りません。

- 停電復旧については、電力設備への被害状況や工事力の確保状況等により一定期間における電気供給方法の変更や復旧時間等への影響があることについて、需要家の理解を得るように最大限努めましょう。
- 事故や災害による停電復旧に際して、特別高圧設備・高圧設備だけではなく低圧線や引込線の損傷による停電も含めた迅速な対応をはじめ、災害時等の復旧見込みの情報発信^(※)、自治体や関係者（一般送配電事業者、工事会社等）との連携を適切に行いましょう。日頃から連絡体制を確保しておきましょう。

以下、自治体等との連携及び一般送配電事業者との連携内容について説明します。

- ^(※) 被災者が避難される際の重要な情報となる「復旧見通し」は、停電ピーク時から原則 24 時間（大規模災害時は 48 時間）以内に公表しましょう。

I. 災害復旧時における配電事業者と自治体等の連携

- 配電事業者が非常災害時および平常時から関係省庁、地方自治体、自衛隊、通信事業者等の関係機関との連携を行うこと。
- 配電事業者が自ら供給する需要者および国（経済産業省）、地方自治体等からの停電問い合わせに対応するための要員等の確保を行うこと。また、所管官庁と適切に情報共有を行うこと。
- 配電事業者が公共機関や避難所などの社会的重要施設を自治体と事前に確認・選定し、災害時はその復旧を優先すること。
- 配電事業者が復旧時の妨げとなる倒木等の除去について、事前に自治体と役割分担等の協議を行い、協定締結等を進めること。

II. 災害復旧時における配電事業者と一般送配電事業者の連携

- 配電事業者は非常に早期に対応できるよう平常時から連絡体制および設備被害状況を把握できる体制を構築すること。配電事業者は事前に災害対応の窓口を設置し、その連絡先を一般送配電事業者と共有すること。また、窓口は緊急時においても円滑に連絡が取れる手段を確保する。（配電事業者の参入に伴い必要となる保安通信用電話設備の施設方法等については、配電事業者と一般送配電事業者の協議により決定してください）
- 社会的重要施設に関する情報は、自治体等から情報収集し、平常時から一般送配電事業者と情報連携を行うこと。
- 災害時において、配電事業者は自らの設備被害・復旧状況等を迅速に把握し、一般送配電事業者と情報連携すること。
- 配電事業者は災害時の設備被害・復旧状況の把握および復旧作業の工程管理に資す

るシステム等の環境整備を平常時から進めること。

- 災害時連携計画の応援要請条件に準ずる大規模災害時の場合には配電事業者が管内一般送配電事業者に応援要請をすることができること、この場合の一般送配電事業者による復旧応援は仮復旧工法となり、本復旧は「相互扶助制度」に準じ配電事業者の負担で実施すること。また、配電事業者は同条件下で一般送配電事業者からの応援要請があればそれに応じる必要があること。
- 配電事業者が独自設備を導入する際には、一般送配電事業者と仮復旧工具の適用について事前に確認すること。
- 災害復旧等費用の相互扶助制度に基づき電力広域的運営推進機関に拠出金を積み立てること、同制度に定める基準以上の費用の一部については、交付金を受けられること。
- 大規模災害時において、配電事業者の応援に対し管内一般送配電事業者のみで対応できなかった場合、管外一般送配電事業者には管内一般送配電事業者から応援を要請する。この時、管外一般送配電事業者にかかる応援費用は、一般送配電事業者エリアと配電事業者エリアの停電量にて按分する等、予め管内一般送配電事業者と協議において定めておくこと。
- 配電事業者から一般送配電事業者への支援内容については、当該業務の委託契約の有無、災害の規模（災害復旧等費用の「相互扶助制度」の適用可否）によっても異なることに留意すること。

③地域独立系統への対応

災害等による長期停電時に、平常時に連系されている電力系統から切り離した状態において、この分離された線路内に存在している発電設備等で電力を供給し運用する系統を「地域独立系統」と呼びます。配電事業者が、台風等の災害における停電発生時に緊急的な措置として地域独立系統の運用を行う際には、配電事業者設備が系統接続されている際の事業運営における留意事項の他に、以下の（1）上位系統との一体運用を行う場面、（2）上位系統から切り離され地域独立系統を運用する場面、（3）上位系統へ再接続の場面が想定されますが、それぞれ運用上の保安要件を表2-9に示します。

一般送配電事業者等の関係箇所とは、事前に円滑な作業、作業安全の確保のために設備構築・作業手順等の運用ルールの申し合わせをしておきましょう。設備構築面では、一般送配電事業者等との配電系統再接続時等における一般公衆災害や作業者の感電など二次災害防止を目的とした接続点へのインターロック機構設置等の措置が考えられます。その他、電気設備技術基準にて短絡・地絡事故等への保安措置（例：地絡保護リレー等）が、主電源（地域独立系統における保護や電力品質を担う主な電源）に求められる他、一般送配電事業者等と地域独立系統の運用者間の連絡用設備の構築等の対応が求められます。

なお、電力品質に関する事項については、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（資源エネルギー庁）」を参照してください。

表 2-9 地域独立系統の運用における保安要件

	(1) 上位系統一体運用（通常時）	(2) 上位系統からの切り離し（地域独立系統）	(3) 上位系統への再接続（通常化）
地域独立系統の運用における保安要件	<ul style="list-style-type: none"> 関係者連絡体制の確認（自治体、一般送配電事業者、工事会社等） 一送、需要家等との運用申し合わせ ①設備構築・改修における申し合わせ ②連絡体制と指揮命令系統 ③地域独立系統開始条件 ④作業手順、切り替え手順 ⑤発電設備逆潮流にあったってのルール ⑥非常用予備電源（負荷と区分（混触防止）） ⑦独立系統の運用手順 ⑧責任所在の明確化（発電、需要 接続点、責任分界点、エリア） ⑨系統再接続手順 ⑩需要家場面での注意点 ⑪地域独立系統運用時の電気使用制限 ⑫需要家内にて事故処理できない場合の処置 	<p><切替時></p> <ul style="list-style-type: none"> 切り離し前に一般送配電事業者等と地域独立系統運用者の事前協議 地域独立系統運用者から区域内需要家等の関係者への地域独立系統運用開始の周知 地域独立系統構成の手順の実施（ブラックスタート含む） <p><独立系統運用時></p> <ul style="list-style-type: none"> 主電源の系統連系保護装置による保安水準の確保 一送と主電源設置者間の連絡体制の確保 災害時には設備の安全性を確立したうえで立ち上げる必要があるため、地域独立系統運用管理者は原則常駐 <p>※無停電切替については、電源品質維持や連系点で同期をとる設備や潮流を把握する設備が必要であり、技術的な課題が存在することに留意。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域独立系統運用者から需要家へ再接続のための停電周知 地域独立系統運用者から独立系統における停電処置（電源停止） 地域独立系統運用者から系統一体運用の開始周知 地域独立系統運用者から一送への再接続の事前協議 系統再接続

＜保安上の法規制について＞

図 2-15において示される事業実施期間中における電気事業法において課されている主な義務は下記の通りです。

⑦一般用電気工作物の調査義務（法第 57 条）

一般家庭で使用される屋内配線や機器は一般用電気工作物である。これら電気工作物を所有又は占有している人は、電気の専門的な知識を有している人では無い場合が多い。そのため、一般用電気工作物（小出力発電設備を除く。）と直接に電気的に接続する電線路を維持し、及び運用する者（電線路維持運用者）には、一般用電気工作物の状態を調査しなければならないことが義務づけられており、配電事業者は電線路維持運用者に該当する。なお、法第 57 条の 2 で調査を、登録調査機関へ委託できることが定められている。調査の内容としては、技術基準に適合して施設されているかを確認し、適合していない時には所有者又は占有者に対し、適合するようにとるべき措置及び措置しなかった場合に生ずる結果を通知することが求められる。なお、調査結果については保存することが定められている。

⑧事故その他報告等（法第 106 条）

保安・公害防止に関する事項の報告は電気関係報告規則に定められている。

- 電気保安年報…配電事業者については、当該年度に発生した事故を毎年 7 月末までに報告することが求められている（電気関係報告規則第 2 条第四号）。
- 電気事故報告…感電などの人身事故、電気火災事故、他の物件への障害事故、主要電気工作物の破損事故、供給支障事故、波及事故等は報告の義務がある（電気関係報告規則第 3 条）。対象の事故においては、事故を知ったときから 24 時間以内に可能な限り速やかに行う「速報」と、30 日以内に行う「詳報」が求められている。詳細は、経済産業省産業保安グループ制定の「電気関係報告規則第 3 条及び第 3 条の 2 の運用について」を参照されたい。
- P C B 含有電気工作物に関する報告…ポリ塩化ビフェニル（P C B）含有電気工作物の所有事業者は、定められた期間での処分等が「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の

推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の施行により求められている。変圧器や電力用コンデンサなどのポリ塩化ビフェニル含有の電気工作物に関する設置及び変更や廃止に関して届け出る必要がある（電気関係報告規則第4条の2）。

（3）毎年度の会計報告・収支公表

配電事業者は、電気事業法に基づき、毎事業年度終了後に、財務諸表を経済産業大臣に提出する必要があります。具体的には、電気事業会計規則に規定される様式に従い、「貸借対照表」や「損益計算書」などの「財務諸表」及び「各種明細書」を作成し、各事業年度終了後3ヶ月以内に提出しなければならないため、提出漏れや期限超過がないよう留意が必要です。

また、「配電部門収支計算書」等の公表については、P 95④区分会計を参照してください。

（4）託送供給等約款の変更届出、引継計画変更承認（軽微な変更含む）

①託送供給等約款の変更届出

「託送供給等約款」の内容に変更がある場合や「託送供給等約款」の変更命令基準に該当するような場合は、国に変更届出を行ってください。

②引継計画の変更

「引継計画」の内容に変更が生じた場合は、国に変更承認申請を行ってください。

なお、市町村名、連絡先、電気工作物の数量その他の託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎに支障のない変更は、軽微なものであるため、変更届出を行うことが認められています。

（5）兼業規制・行為規制

①兼業規制と適用除外基準

電気事業法上、配電事業者は、配電部門の中立性確保の観点から、一般送配電事業者と同様に、小売電気事業や発電事業等との兼業は原則として禁止されていますが、「電気の使用者の利益を確保するため特に必要である」と国が認めた場合に限り、兼業の認可を受けられる仕組みとされています。

以下に記載の配電事業に係る兼業認可の適用除外基準を確認のうえ、事業計画や体制等を十分に検討しましょう。

- (a) 配電事業者及び配電事業者のグループ会社たる配電事業者の配電事業に係る供給区域における需要家軒数の合計が、5万軒を超えないこと

(b) (a)に該当しない場合であっても、その供給区域を本土の電線路と電気的に接続されていない離島として配電事業を営む場合など、一般送配電事業者又は他の配電事業者からその配電事業の用に供するための電気の供給を受けられることにより、当該供給区域内の需要に応ずる小売電気事業のための電気を発電又は放電する発電事業者と密接に連携して当該供給区域内の電気の安定供給を確保することが必要と認められる場合その他の当該配電事業者の供給区域の自然的・社会的条件等を勘案して兼業を認可することが電気の使用者の利益を確保するため特に必要であると認められる場合

(b)については、例えば、本土と系統が接続されていない離島等供給などについては、需給調整で生じるリスクを電気の広域融通を通じて低減させることができない、発電等設備の脱落が電力系統に与える影響が非常に大きいなど、当該地域において発電事業者等と連携して電気の安定供給を確保する必要性が高いと考えられます。

なお、一般送配電事業者のグループ会社が配電事業を営む場合であって、その供給区域が当該一般送配電事業者の供給区域内にある場合にあっては、上記(a)・(b)の限りでないことに留意してください。

②兼業する場合の兼業認可申請フロー

配電事業者は、上記の通り、兼業に係る認可を取得した場合には、発電事業や小売電気事業等との兼業を行えるようになりますが、各事業の申請のタイミングに留意しましょう。

既に発電事業の届出や小売電気事業の登録を既にされている事業者は、配電事業の許可申請を行う際に、兼業認可の申請も同時に行うようにしましょう。

これは、配電事業者になるタイミングで配電事業に係る兼業認可を取得できていないと、兼業規制に抵触する可能性があることから、配電事業の許可審査も適切に行えないためです。

加えて、既に離島等以外で需要家軒数5万軒以上等の兼業規制の対象となる配電事業を営んでいる配電事業者が、これから発電事業や小売電気事業等を営もうとする場合には、例えば、配電事業と別会社とする等、兼業規制に抵触しないような体制も含めて検討しましょう。

また、既に兼業認可を受けていて、発電事業や小売電気事業等と兼業している配電事業者が、供給区域の変更等を検討する際は、兼業規制の対象にならないか確認するようにしましょう。このケースでも、もし兼業規制の対象になり得ると考えられる場合には、兼業規制に抵触しないような体制も含めて検討しましょう。

●配電事業者の兼業認可の基準イメージ

第27条の12の13において準用する第22条の2第1項ただし書の規定による認可に係る審査基準については、同条第2項に認可の基準が規定されているところであり、より具体的には、次のような場合とする。ただし、一般送配電事業者の子会社、親会社、又は当該一般送配電事業者以外の当該親会社の子会社等が配電事業を営む場合であって、その供給区域が当該一般送配電事業者の供給区域内にある場合にあっては、この限りでない。

① 配電事業者及び当該配電事業者の子会社、親会社、又は当該配電事業者以外の当該親会社の子会社等に該当する配電事業者の供給区域における需要家軒数の合計が5万軒を超えない場合

② ①に該当しない場合であっても、その供給区域を本土の電線路と電気的に接続されていない離島として配電事業を営む場合など、一般送配電事業者又は他の配電事業者からその配電事業の用に供するための電気の供給を受けられることにより、当該供給区域内の需要に応ずる小売電気事業のための電気を発電又は放電する発電事業者と密接に連携して当該供給区域内の電気の安定供給を確保することが必要と認められる場合その他の当該配電事業者の供給区域の自然的・社会的条件等を勘案して兼業を認可することが電気の使用者の利益を確保するため特に必要であると認められる場合

③行為規制

一般送配電事業者には、一般送配電事業の中立性確保の観点から、事業の公平性・透明性を確保するため、情報の目的外利用の禁止や差別的取扱いの禁止などの行為規制が課されるとともに、一般送配電事業に係る会計の整理等（会計分離）が求められています。

電気事業法では、配電事業者にも、配電部門の中立性確保の観点から、一般送配電事業者と同様に、こうした行為規制が課されており、具体的には、以下のようないが挙げられます。

※上記①及び②に基づき兼業が認可された配電事業者（以下「認可配電事業者」という。）については、以下の行為規制のうち、特定関係事業者（配電事業者の子会社、親会社若しくは当該配電事業者以外の当該親会社の子会社等に該当する小売電気事業者、発電事業者若しくは特定卸供給事業者又は当該小売電気事業者、発電事業者若しくは特定卸供給事業者の親会社等をいう。以下同じ。）との関係における規律（ア、イ(a)及び(b)、ウ、並びにエ）は原則として適用除外となります²。

² 例外として、特定関係事業者が認可配電事業者の供給区域以外の地域において発電事業、小売電気事業、又は特定卸供給事業（以下「発電・小売事業等」という。）を営む場合には、当該特定関係事業者との間において、ア、イ(a)及び(b)、ウ、並びにエは適用除外とはならないとされています。

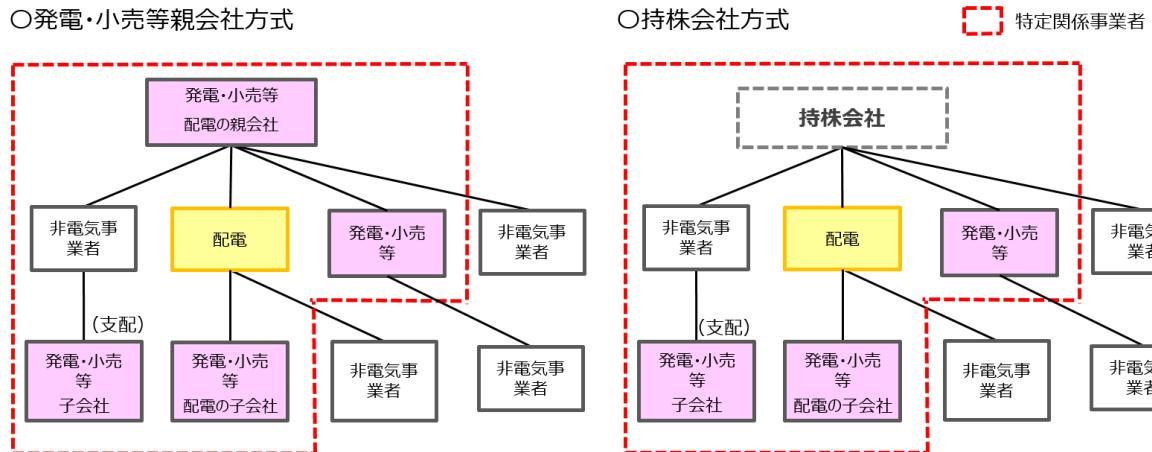


図 2-16 特定関係事業者の範囲

ア. 兼職（取締役等及び従業者）に関する規律（原則として認可配電事業者は除く。※脚注2参照）

以下の表のように配電事業者と特定関係事業者との兼職規制が規定されています。

表 2-10 電気事業法の兼業禁止規定の概要

		特定関係事業者		
		取締役等 ^{※2}	重要な役割を担う従業者 ^(③)	その他の従業者
配電事業者	取締役等 ^{※1}	原則禁止 (例外あり①)	原則禁止 (例外あり④)	禁止されない
	特定送配電等業務に従事する従業者 ^(②)		禁止されない	禁止されない
	その他の従業者		禁止されない	禁止されない

①・④ 電気供給事業者の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合

② 電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定める業務に従事する者

③ 発電・小売事業等の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

※ 1 配電事業者における取締役等：取締役、執行役（委員会設置会社における執行役をいい、執行役員とは異なる。）

※ 2 グループ内の発電・小売電気事業者等における取締役等：取締役、執行役、その他業務を執行する役員（組合における理事など、執行役員とは異なる。）

イ. 社名、商標、広告・宣伝等に関する規律

特定関係事業者たる発電事業者、小売電気事業者又は特定卸供給事業者（以下「発電・小売電気事業者等」という。）が配電事業者の信用力を活用して特定関係事業者たる発電・小売電気事業者等の営業活動を有利にすることは、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものであり、社名、商標、広告・宣伝等について以下の規制を行ふこととします。

(a) 社名（原則として認可配電事業者は除く。※脚注2参照）

配電事業者及び特定関係事業者たる発電・小売電気事業者等については、お互いが同一視されるおそれのある社名を用いることは、適正な競争関係を阻害する行為にあたるものであり、禁止

します。

なお、配電事業者が社名の一部にグループ名称を使用していても、その社名の中に配電事業者であることを示す文言を含む場合には、禁止される社名には該当しません。

(b) 商標（原則として認可配電事業者は除く。※脚注2参照）

配電事業者及び特定関係事業者たる発電・小売電気事業者等については、お互いが同一視されるおそれのある商標を用いることは、適正な競争関係を阻害する行為にあたるものであり、禁止します。

特定関係事業者たる発電・小売電気事業者等がグループ商標を使用している場合において、配電事業者が当該グループ商標を使用することについては、通常、「お互いが同一視されるおそれのある商標を用いること」に該当すると考えられ、禁止されます。

ただし、以下の場合は、適正な競争関係を阻害しないと考えられることから、許容されることとします。

- ・配電事業者が、配電事業者の独自商標と併せてグループ商標を用いる場合
- ・例えば、需要家が立ち入らない施設内であり外部から見えない場所にある看板、マンホール等における目立たない刻印、電柱に埋めこまれたサイズの小さい番号札・標示板など、特定関係事業者たる発電・小売電気事業者等の営業活動に効果があるとは考えられない場合

(c) 広告・宣伝等

配電事業者（認可配電事業者においては当該配電事業者の託送供給等業務を行う部門をいう。）が、特定関係事業者たる発電・小売電気事業者等（認可配電事業者においては当該配電事業者の発電・小売事業等に係る業務を営む部門を含む。）の事業活動を有利にする広告・宣伝等を行うことは、適正な競争関係を阻害する行為にあたるものであり、禁止します。

また、特定関係事業者たる発電・小売電気事業者等が、配電事業者の信用力を利用して、グループ内の発電・小売事業等を有利にする広告・宣伝等を行うことについても、適正な競争関係を阻害する行為にあたるものであり、禁止します。

ウ. グループ内での取引に関する規律（原則として認可配電事業者は除く。※脚注2参照）

(a) 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な判断基準

配電事業者と特定関係事業者（配電事業者と特殊の関係のある者を含む。）との間の取引は「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」で行ってはならないこととされています。

その具体的な判断基準は、グループ会社以外の会社と同種の取引を行う場合に成立するであろう条件と同様の条件かどうかとします。

(b) 規制の対象となる、配電事業者と「特殊の関係のある者」の範囲

本規制については、別会社との取引を利用した不適正な利益移転等も防止する観点から、特定関係事業者に加えて、配電事業者と「特殊の関係のある者」も規制の対象に含めることされています。

その具体的な範囲について、不適正な利益移転等に資する取引に関するおそれがあることから、①特定関係事業者の子会社等及び関連会社、②特定関係事業者の主要株主を規制の対象とします。

I. 業務の受委託等に関する規律（原則として認可配電事業者は除く。※脚注2参照）

(a) 例外として許容される業務委託の内容（配電→特定関係事業者）

配電事業者が特定関係事業者及びその子会社等に配電業務を委託することは原則として禁止されていますが、その禁止の例外について以下のとおり定められています。

① 以下ア～ウのいずれにも該当しない業務委託

ア 配電事業者のみが知り得る非公開情報（発電・小売事業等に影響を及ぼし得るもの）を取扱う業務の委託

イ 業務の実施方法等に受託者に一定の裁量があり、発電・小売電気事業者等の競争条件に影響を与えることができる業務の委託

ウ 合理的な理由がないにもかかわらず、公募をせずに実施する委託

② 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託

③ 配電事業者の子会社等（その特定関係事業者が当該配電事業者を介在させることなく支配する者を除く。）への業務委託

④ 以下ア、イのいずれの場合にも該当する業務委託（※）

ア 一般送配電事業者へ業務を委託する場合

イ 配電事業者において、一般送配電事業者が委託を受けた業務で知り得た情報を当該業務以外の目的のために利用・提供しないことを確保するための措置を講じている場合

※配電事業者には、一般送配電事業者に配電事業の一部を業務委託する必要があることから設けられた規定であり、一般送配電事業者とは異なる。

(b) 例外として許容される業務受託の内容（特定関係事業者→配電）

配電事業者が特定関係事業者から発電・小売事業等の業務を受託することは原則として禁止されているが、その禁止の例外について以下のとおり定められています。

① 以下ア及びイのいずれにも該当しない業務受託

ア 配電事業者のみが知り得る情報や配電事業者の人的・物的資源を不当に活用して、あるいは、関連する配電業務の実施を変更・調整するなどして受託した業務の成果を高めることができる業務

- イ 合理的な理由なく特定関係事業者以外からは受託しないなど、グループ内外で条件等に不当に差を設けた業務
- ② 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託

オ. 情報の適正な管理のための体制整備等

以下のうち、(a) ①執務室の物理的隔離及び②システムの論理的分割並びに (b) ②監視部門の設置については、需要家軒数 5 万軒以上の配電事業者に対しては、法令に基づき義務付け、それ以外の配電事業者に対しては、ガイドライン上の望ましい行為と位置付けます。

(a) 情報を適正に管理するための体制の整備

配電事業者は、配電業務に関する情報が発電・小売電気事業者等に流出することを適確に防止するため、以下①～⑤の措置を講じることとされています。

- ①建物を特定関係事業者（認可配電事業者においては当該認可配電事業者の発電・小売電気事業等に係る業務を営む部門を含む。②において同じ。）と共に用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔離を担保し、入室制限等を行うこと
- ②情報システムを特定関係事業者と共に用する場合には、アクセス制限、アクセス者の識別等の措置を講ずること（情報システムの論理的分割等）。なお、共用しない場合でも、アクセス者の識別等の措置を講ずること
- ③情報の適正な管理に係る規程を整備すること
- ④情報管理責任者を設置すること
- ⑤取締役等及び従業者の研修を実施すること

(b) 業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備

配電事業者は、託送供給等業務の実施状況を適切に監視するための体制整備として、以下①及び②の措置を講じることとします。

- ①託送供給等業務における発電・小売電気事業者等との取引及びその他の連絡・調整（軽微なものを除く。）の内容及び経緯を記録し保存すること
- ②託送供給等業務の実施状況を監視する監視部門を託送供給等業務を行う部門と別に置くこと

(c) その他適正な競争関係を確保するために必要な措置

配電事業者は、(a)・(b)に加えて、適正な競争関係を確保するため、以下①～③の措置を講じることとします。

- ①法令等を遵守するための体制確保に係る責任者（法令遵守責任者）を設置すること
- ②託送供給等業務が法令等に適合することを確保するための規程、計画を整備すること
- ③法令遵守責任者により監視を実施すること

これら行為規制の詳細については、「適正な電力取引についての指針」を参照してください。

④区分会計

電気事業法では、配電事業以外の事業を営む配電事業者において、配電事業に係る業務に関する会計を整理しなければならないこととされています。そのため、借受価格等の算定に必要なデータを一般送配電事業者に提供する観点から、配電事業者の会計整理において、配電事業者の配電に係る実績費用や実績収入を確認できる情報が整理されていることが必要であり、「配電部門収支計算書（当期純利益まで）」のほか、「社内取引明細書」、「固定資産明細表」及び「インバランス収支計算書」等の様式の作成及び公表を義務の義務があります。

なお、インバランス調整業務を一般送配電事業者に委託する場合は、「インバランス収支計算書」の作成及び公表は不要となります。

（6）電力広域的運営推進機関への特別会費等の支払い

配電事業者は、3（4）電力広域的運営推進機関への加入準備、4（4）許可通知書の受領に従い、電力広域的運営推進機関に加入して会員とならなければなりません。

会員として、総会において、付与された議決権その他の権利を誠実に行使其するよう努める必要があります。また、毎年度、会費の請求の通知を受けてから1か月以内に会費を、配電事業の開始後においては、毎年度、特別会費を納入しなければなりません。さらに、電力広域的運営推進機関から、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（容量拠出金）、電源入札等に係る拠出金（電源入札拠出金）、災害等復旧費用の一部に充てるための交付に係る拠出金（災害等扶助拠出金）の求めがあった場合には、当該拠出金を納入しなければなりません。

（7）電源開発促進税の申告・納付手続について

改正電源開発促進税法（令和4年4月1日施行）第3条の規定により、一般送配電事業者等は、販売電気について、電源開発促進税を納める義務があります。

ここでいう一般送配電事業者等とは、一般送配電事業者及び配電事業者をいい、一般送配電事業及び配電事業以外の電気事業を併せ営むものを含むものとされており、配電事業者は、販売電気の電力量を課税標準として、毎月、その月の納税申告書を翌月末日までに、納税地（本店所在地）の所轄税務署長に提出し、納付する必要があります。

なお、販売電気とは、配電事業者が、配電事業、小売電気事業又は特定送配電事業（小売）として供給した電気（他の一般送配電事業者等に供給した電気事業用電気等は除きます）及び配電事業者が自ら使用した電気（発電又は放電のために直接使用したもの）を除きます。

また、配電事業を開始し、廃止し、若しくは休止しようとする場合又は配電事業の許可を取り消された場合には、その旨を「一般送配電事業等開始（休止・廃止）届出書」により、納税地の所轄税務署長に届け出る必要があります。

(8) 電源立地地域対策交付金の交付限度額の算定に係るデータの提出について

一般送配電事業者は、電源立地地域対策交付金の交付限度額の算定に際し必要となるデータを資源エネルギー庁等に対し提供しています。

（詳細は、<https://www.enecho.meti.go.jp/about/pamphlet/pdf/dengenrichi.pdf>をご覧ください。）

今後、配電事業に参入される事業者については、電灯需要家の契約口数等のデータについて、資源エネルギー庁等への提供が必要となりますので、資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電源地域整備室（TEL:03-3501-1749）までお問い合わせください。

7. 事業の休廃止

配電事業者が事業を休廃止する場合は、基本的には、同一エリアの一般送配電事業者に事業を引継ぐこととなります（図 2-17（ア）配電事業の休廃止等により事業が一般送配電事業者に移る場合）。この場合、配電事業者から、その設備等が確実に当該一般送配電事業者に移り、当該地域における継続的な託送供給等に支障が生じないことが重要です。なお、休廃止の際に一般送配電事業者に業務を引継ぐためには、規模にもよりますが、1年以上必要になる場合も考えられるため、休廃止に必要な期間や設備の引き渡し条件等について、一般送配電事業者とよく協議を行ってください。

実際に配電事業者が休廃止するに当たっては、電気事業法では、国は「公共の利益が阻害されるおそれがないと認めるとき」でなければ、休廃止の許可をしてはならないこととされており、配電事業者は、事業の休廃止に当たり、経済産業大臣の許可が無ければ休廃止できない仕組みとなっています。

なお、同一エリアの一般送配電事業者以外に事業を引継ぐ場合（図 2-17（イ）配電事業の承継等により事業が別の配電事業者等に移る場合）においては、配電事業を他者に全部承継する場合、配電事業の一部を配電事業者に譲渡する場合等が考えられます。これらは、承継又は譲渡に当たり、譲受者の適切性等を審査することとなります。

（1）配電事業の休廃止等により事業が一般送配電事業者に移る場合

譲渡者

配電事業者A

「引継計画」等に基づき計画的に撤退
撤退の許可の際に「撤退のための事業計画」を策定

事業の休廃止等【許可】

譲受者

一般送配電
事業者B

「引継計画」において撤退時の運用を取決め

（2）配電事業の承継等により事業が別の配電事業者等に移る場合

①配電事業を全部承継する場合

配電事業者A

(一送等との取決め等が承継)

参入許可基準を準用
譲受者の参入・供給区域の
(増加) 変更申請【許可】

配電事業者B
配電事業を
営もうとする者B

「引継計画」は承継

②-1.配電事業の一部を配電事業者に譲渡する場合

配電事業者 A

供給区域変更の規定が適用
供給区域の(減少)
変更申請【許可】

供給区域変更の規定が適用
供給区域の(増加)
変更申請【許可】

配電事業者 B

「引継計画」は配電A・B間で新規作成、又は一送と各配電の「引継計画」を改定

②-2.配電事業の一部を配電事業を営もうとする者に譲渡する場合

配電事業者 A

供給区域変更の規定が適用
供給区域の(減少)
変更申請【許可】

許可基準が適用
参入【許可】

配電事業を
営もうとする者B

「引継計画」は配電A・B間で新規作成

図 2-17 配電事業者の休廃止等のパターン

(1) 事業の休止及び廃止の許可申請書類の作成

事業の休止及び廃止に際しては、以下の書類を作成し、経済産業省に提出することが必要です。

- ①事業休止（廃止）参入許可申請書
- ②配電事業の一部を休止し、又は廃止する場合にあっては、休止し、又は廃止する事業に係る供給区域の境界を明示した地形図
- ③休止し、又は廃止する配電事業に係る電気工作物の概要を記載した書類
- ④休止又は廃止の日以後十年内の日を含む毎事業年度における事業収支見積書
- ⑤一般送配電事業者、他の配電事業者又は配電事業を営もうとする者に対する託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎに関する事項を記載した休止又は廃止のための計画
- ⑥引継計画又は休廃止時取決書
- ⑦休廃止時取決書の内容に変更がある場合にあっては、その理由を記載した書類

(2) 休止又は廃止のための計画の作成

配電事業者が休廃止する場合は、一般送配電事業者、他の配電事業者又は配電事業を営もうとする者に対する託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎに関する事項を記載した「休止又は廃止のための計画書」を作成し、「事業休止（廃止）許可申請書」とともに国に提出する必要があります。

この様式は任意ですが、「休止又は廃止のための計画」の内容が「引継計画」又は「休廃止時取決書」に記載された内容と整合的である書類を提出してください。

・「引継計画」の内容に変更がある場合

「引継計画」の変更承認を経た上で、休廃止の許可申請を行ってください。

なお、「引継計画」の変更承認申請と休廃止の参入許可申請は同時申請が可能。

・「休廃止時取決書」の内容に変更がある場合

上記⑦の理由書を添付して休廃止の許可申請を行ってください。

(3) 休廃止の許可審査基準

第27条の12の13において準用する第14条第1項の規定による配電事業の休廃止の許可に係る審査基準については、同条第3項に許可の基準が規定されており、以下のいずれの要件にも該当することとする。

- ① 電気工作物を一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者（以下この（35）において「一般送配電事業者等」という。）に譲り渡し、又は一般送配電事業者等から借り受けた電気工作物を返却する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 休止又は廃止のための計画の内容が引継計画又は休廃止時取決書に記載された内容と整合的であること。ただし、休廃止時取決書に記載された内容と整合的でない場合でも、その理由が合理的であり、休廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認められる場合には、当該条件に該当するものと判断する。
 - ロ 当該一般送配電事業者等に託送供給等の業務が適正かつ円滑に引き継がれると認められること。
- ② 休廃止を行うに際し、その供給区域内の地方公共団体、電気の使用者（配電事業者が託送供給を行っている小売電気事業者から電気の供給を受けている者に限る。）、その託送供給等約款により電気の供給を受けている者その他の関係者に対する配電事業を休廃止する旨についての説明会の開催その他の方法による説明の適切な実施が確保されており、配電事業の譲受者に託送供給等の業務が適正かつ円滑に引き継がれるための妥当な期間が確保されていること。

(4) 保証金（積立金）の取り崩しとフロー

P 62 保証金（積立金）の設定方法において、一般送配電事業者に保証金（積立金）を計画的に積み立てることが必要であると記載しましたが、ここでは保証金の取り崩しがどのようなフローで行われるかを例示します。

まず、定期的に行われる一般送配電事業者による設備モニタリングにおいて、要改善事項が見られた場合、一般送配電事業者から配電事業者に結果が通知されるとともに、資源エネルギー庁へ報告がなされます。設備保全が適切になされていないことは、「引継計画」の記載内容に合致しないものと考えられるため、状況を改善する必要があります。

なお、設備保全の改善に向けた計画において設備修繕等が必要となったものの、資金難などにより適時の設備修繕等が行えない場合には、保証金を取り崩して対応せざるを得ないため、配電事業者は一般送配電事業者に対して、保証金取崩に係る申請を行います。一般送配電事業者は当該申請を受領後、取り崩しに向けた手続きを行います。

このとき、保証金（積立金）の取り崩しにより、設定金額に対して実際の積立額が不足することになった場合には、設定金額に達するまで再度積み立てを行うこととします。このとき、保証金（積立金）の支払いが行えない場合には休廃止の申請を行う旨を「引継計画」に記載することとされているため、計

画的な保証金（積立金）の積み立てを行わなければなりません。

※仮に、保証金取り崩し後に「引継計画」に基づいた計画的な積み立てが行われなかったときには、「引継計画実施勧告」や「業務改善命令」の対象となり、勧告・命令に従わなかった場合、最終的には「事業の許可取消」に及ぶ可能性があるため、留意が必要です。

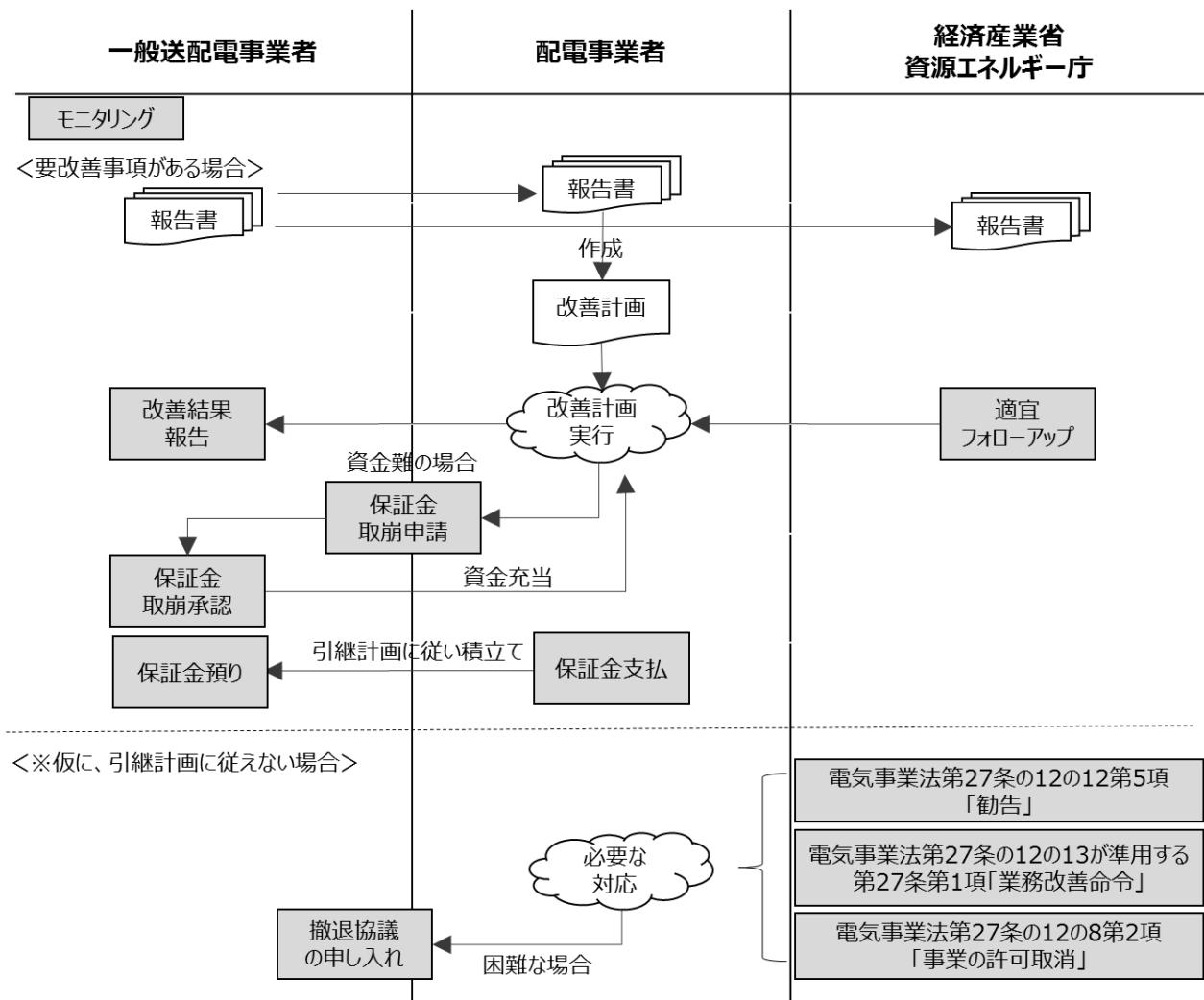


図 2-18 保証金（積立金）の取り崩しのフロー図

(参考：電気事業法の関連条文早見表)

一般送配電事業者の規定の準用	条番号	概要
◎	第 6 条の 2	機関
◎	第 9 条	電気工作物等の変更（届出）
◎	第 10 条	事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併及び分割（認可）
◎	第 11 条	配電事業者の地位を承継した相続人の届出
◎	第 13 条	設備の譲渡し等（届出）
◎	第 14 条	事業の休止及び廃止並びに法人の解散（許可）
◎	第 22 条	一般送配電事業者等の業務に関する会計整理等
◎	第 22 条の 2	兼業の制限等
◎	第 22 条の 3	一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等
◎	第 23 条	一般送配電事業者の禁止行為（第 4 項を除く）
◎	第 23 条の 2	一般送配電事業者の特定関係事業者の従業員に係る規制
◎	第 23 条の 3	一般送配電事業者の特定関係事業者の禁止行為等
◎	第 23 条の 4	電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等
◎	第 24 条	供給区域外に設置する電線路による供給（許可）
◎	第 25 条	特定送配電事業者による協議の求め
◎	第 26 条	電圧及び周波数
◎	第 26 条の 2	事故の備え及び事故時の措置
◎	第 26 条の 3	電気工作物の台帳の作成等
◎	第 27 条第 1 項	業務改善命令（第 1 項のみ準用）
◎	第 27 条の 2	会計の整理等
◎	第 27 条の 3	償却等
	第 27 条の 10	振替供給義務等
	第 27 条の 11	送電事業者→配電事業に対する振替供給
	第 27 条の 12 の 2	事業の許可
	第 27 条の 12 の 3	許可の申請
	第 27 条の 12 の 4	許可の基準
	第 27 条の 12 の 5	許可証
	第 27 条の 12 の 6	事業の開始の義務
	第 27 条の 12 の 7	供給区域の変更（許可）
	第 27 条の 12 の 8	事業の許可の取消し等
	第 27 条の 12 の 9	事業の許可の取消し等②
	第 27 条の 12 の 10	託送供給義務等

	第 27 条の 12 の 11	託送供給等約款（届出）
	第 27 条の 12 の 12	引継計画の承認等
	第 28 条の 3	自家用電気工作物と電線路を直接 or 間接に電気的に接続する場合は届出。
	第 28 条の 11	配電事業者は広域的運営推進機関に加入
	第 29 条	毎年度、供給計画は広域的運営推進機関を通し、国に届出
	第 31 条	供給命令等
	第 34 条	緊急の事態への対処等のための地方公共団体等への情報提供
	第 35 条	あっせん
	第 36 条	仲裁
	第 37 条の 3	電気使用者情報の利用及び提供
	第 37 条の 4	認定電気使用者情報利用者等協会の認定
	第 37 条の 5	認定電気使用者情報利用者等協会の業務
	第 39 条	技術基準への適合維持義務
	第 42 条	保安規程の作成・届出・遵守
	第 43 条	主任技術者の選任・届出
	第 48 条	工事計画の届出
	第 51 条	使用前自主検査
	第 51 条の 2	使用前自己確認・届出
	第 57 条	一般用電気工作物の調査義務
	第 58 条	一時使用
	第 105 条	監査
	第 106 条	報告の徴収
	第 107 条	立入検査

(参考：配電事業者が主に参照するガイドライン)

- ・適正な電力取引についての指針
- ・電気料金情報公開ガイドライン
- ・電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン
- ・系統情報の公表の考え方
- ・部分供給に関する指針
- ・自己託送に係る指針
- ・電気事業法第 34 条第 1 項の規定に基づく必要な情報の提供の求めに関する考え方
- ・改正電気事業法の規定に基づく災害対応等への電力情報の活用について（事務連絡）
- ・特例需要場所及び複数需要場所を 1 需要場所とみなすことに関する Q & A
- ・電力の小売営業に関する指針（※小売電気事業を兼業する場合）
- ・電気設備の技術基準の解釈

- ・電気関係報告規則第3条及び第3条の2の運用について
- ・使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）
- ・「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A

※詳細については、経済産業省HP「電力の安全」「法令」及び資源エネルギー庁HP「関係法令・ガイドライン等」、個人情報保護委員会HP「法令・ガイドライン等」をご覧ください。

※コラムの内容は令和3年12月時点のものです。

改版履歴

版数	改版年月	変更箇所	変更内容
1.0	2021年12月		新規作成
1.1	2022年4月	・第2章2. 事業イメージの検討（コラム） ・第2章（2）引継計画の作成⑤借受価格等の算定方法 ・第2章6. 事業開始（8）電源立地地域対策交付金の交付限度額の算定に係るデータの提出について	・「一般送配電事業者との共同出資会社の設立」を追加 ・図2-8-2を追加 ・一般送配電事業者と協議しておくべき事項として追記。